

10月5日(木)

出席委員

委員長 塚本 よしひろ 君  
副委員長 せ お 麻 里 君  
同 松永 よしひろ 君  
委員 のだて 稔 史 君  
同 やなぎさわ 聡 君  
同 おぎの あやか 君  
同 ゆきた 政 春 君  
同 澤 田 えみこ 君  
同 ひがし ゆ き 君  
同 山本 やすゆき 君  
同 田 中 たけし 君  
同 せらく 真 央 君  
同 松本 ときひろ 君  
同 新 妻 さえ子 君  
同 えのした 正人 君  
同 吉 田 ゆみこ 君  
同 安 藤 たい作 君  
同 横 山 由香理 君

委員 石 田 しんご 君  
同 筒井 ようすけ 君  
同 つ る 伸一郎 君  
同 あくつ 広 王 君  
同 まつざわ 和昌 君  
同 こしば 新 君  
同 木 村 健 悟 君  
同 鈴 木 ひろ子 君  
同 石 田 秀 男 君  
同 高 橋 しんじ 君  
同 西 本 たか子 君  
同 須 貝 行 宏 君  
同 藤 原 正 則 君  
同 こんの 孝 子 君  
同 若 林 ひろき 君  
同 西 村 直 子 君  
同 せりざわ裕次郎 君

欠席委員

中 塚 亮 君  
石 田 ちひろ 君

その他の出席議員

渡辺 ゆういち 君

## 出席説明員

区 長  
森 澤 恭 子 君

副 区 長  
桑 村 正 敏 君

副 区 長  
新 井 康 君

企 画 部 長  
久 保 田 善 行 君

企 画 課 長  
佐 藤 憲 宜 君

政策推進担当課長  
吉 岡 孝 樹 君

財 政 課 長  
遠 藤 孝 一 君

施 設 整 備 課 長  
小 林 剛 君

総 務 部 長  
堀 越 明 君

総 務 課 長  
勝 亦 隆 一 君

子ども未来部長  
柏 原 敦 君

子ども育成課長  
藤 村 信 介 君

子ども家庭支援センター長  
染 谷 洋 紀 君

児童相談所開設準備課長  
長 谷 川 彰 君

子育て応援課長  
飛 田 則 文 君

保 育 課 長  
立 木 征 泰 君

保 育 支 援 課 長  
石 井 健 太 郎 君

福 祉 部 長  
今 井 裕 美 君

福 祉 計 画 課 長  
東 野 俊 幸 君

障害者施策推進課長  
川 崎 由 布 子 君

障 害 者 支 援 課 長  
松 山 香 里 君

高 齢 者 福 祉 課 長  
菅 野 令 子 君

高 齢 者 地 域 支 援 課 長  
川 原 由 香 乃 君

生 活 福 祉 課 長  
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)  
豊 嶋 俊 介 君

健 康 推 進 部 長  
(品川区保健所長兼務)  
阿 部 敦 子 君

健 康 課 長  
若 生 純 一 君

国保医療年金課長  
池 田 剛 君

会 計 管 理 者  
大 串 史 和 君

教 育 長  
伊 崎 み ゆ き 君

教 育 次 長  
米 田 博 君

区 議 会 事 務 局 長  
大 澤 幸 代 君

○午前10時00分開会

○塚本委員長 　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

本日の予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○藤村子ども育成課長 　私からは、八潮児童センターにおきましての公金紛失の報告をさせていただきます。

こちらの内容としましては、八潮児童センターで金庫に保管しておりました現金2万2,100円のうち9,900円が紛失していることが判明したというものです。

事案の経緯と今後の対応ですが、まず、9月16日の土曜日にボランティアへ支払いをしようとしたところ、合計9,900円が紛失していることが発覚したものです。

こちらを受けまして、執務室内を探索するとともに、職員への聞き取り調査を行いました。結果として、現金が発見できなかったため、9月21日の木曜日に警察に被害届を提出したというような形になっております。

再発防止策としましては、今後、謝礼は振込という形にいたしまして、再発防止に努めてまいり所存でございます。

本事故につきましては、9月29日付でホームページに掲載して公表しているものでございます。このたびは、区民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。今後はこのようなことがないように努めてまいります。

○塚本委員長 　それでは、令和4年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和4年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和4年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和4年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算歳出のうち第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○大串会計管理者 　おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。

一般会計第3款民生費をご説明申し上げます。決算書の224ページをお願いいたします。

第3款民生費は、予算現額1,044億8,359万4,000円、支出済額は980億940万2,534円で、執行率は93.8%、対前年度42億2,319万62円、4.5%の増であります。増の主なものは、高齢者福祉施設整備費、児童相談所移管推進事業であります。

1項社会福祉費の支出済額は289億9,964万1,532円で、執行率は95.1%であります。

1目福祉計画費では、小山台住宅等跡地複合施設整備、支え愛・ほっとステーション事業などに支出いたしました。

2枚おめくりいただきまして、228ページに参ります。2目障害者施策推進費では、西大井三丁目や小山七丁目の障害者グループホームの整備等を行いました。

230ページに参りまして、3目障害者支援費では、自立支援給付や地域生活支援、障害児支援事業などに支出いたしました。

続きまして、240ページをお願いいたします。4目高齢者福祉費では、在宅高齢者支援や高齢者福祉施設の運営などに支出いたしました。

続きまして、246ページに参ります。5目高齢者地域支援費では、高齢者の社会参加支援や、高齢

者住宅対策などに支出いたしました。

続きまして、250ページをお願いいたします。6目国保医療年金費は、国民年金事務費などでございます。

252ページに参りまして、2項児童福祉費の支出済額は532億6,713万5,818円で、執行率は94.8%であります。

1目子ども育成費では、児童センター、すまいるスクールの運営や、児童相談所移管推進事業などを行いました。

続きまして、258ページに参ります。2目子ども家庭支援センター費では、しながわネウボラネットワーク事業や、子育て世帯サポート事業などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、260ページに参ります。3目子育て応援費では、子どもすこやか医療費助成や、児童手当給付金などを行いました。

続きまして、266ページに参ります。4目児童保育費では、保育園や幼保一体施設などの運営や三ツ木保育園等の改築などを行いました。

続きまして、276ページをお願いいたします。5目保育支援費では、私立保育園や私立幼稚園の経費の支出や、オアシスルーム・ポップンルームの運営などを行いました。

続きまして、284ページをお願いいたします。3項生活保護費の支出済額は157億4,262万5,184円で、執行率は88.2%、生活扶助費や医療扶助費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金などに支出いたしました。

民生費の説明は以上でございます。

次に、恐れ入りますが、414ページをお願いいたします。国民健康保険事業会計の説明をいたします。

歳入第1款国民健康保険料は、予算現額95億806万7,000円、収入済額は94億1,117万9,260円で、収入率は99%、対前年度4,968万4,509円、0.5%の増であります。

1項国民健康保険料の収入済額は、1目一般被保険者国民健康保険料が94億1,117万9,260円、2目退職被保険者等国民健康保険料が0円であります。

次の416ページに参りまして、第2款使用料及び手数料は、予算現額12万円、収入済額は11万6,700円で、収入率は97.3%、これは保険料納付証明等手数料389件分であります。

第3款国庫支出金は、予算現額1,000円、収入済額は41万9,000円で、収入率は41900%、これは社会保障・税番号制度システム整備費補助金などであります。

第4款都支出金は、予算現額231億6,674万2,000円、収入済額は228億4,609万6,867円で、収入率は98.6%であります。

次の418ページに参りまして、第5款繰入金は、予算現額38億2,315万8,000円、収入済額は36億531万3,417円で、収入率は94.3%、一般会計からの繰入金であります。

下段に参りまして、第6款繰越金は、予算現額4億7,936万5,000円、収入済額は4億7,936万5,603円で、収入率は100%であります。

次の420ページに参りまして、第7款諸収入は、予算現額6,882万円、収入済額は6,164万9,332円で、収入率は89.6%であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は901万4,118円で、一般被保険者延滞金等でありませ

2項雑入の収入済額は5,263万5,214円で、主なものは、1目一般被保険者第三者納付金と、3目一般被保険者返納金であります。

歳入の説明は以上でございます。

恐れ入ります、424ページをお願いいたします。

歳出をご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額7億946万9,000円、支出済額は6億5,030万1,088円で、執行率は91.7%、システム運用経費および改修費などを支出いたしました。

次のページに参りまして、中段にございます第2款保険給付費は、予算現額230億5,681万5,000円、支出済額は222億6,944万2,147円で、執行率は96.6%であります。

1項療養諸費の支出済額は194億1,933万2,747円であります。

2枚おめくりいただきまして、430ページに参ります。

2項高額療養費の支出済額は27億262万5,032円で、主なものは、一般被保険者高額療養費4万6,968件分であります。

下段に参りまして、3項移送費の支出済額は1万1,310円で、一般被保険者移送費であります。

次のページに参りまして、4項出産育児諸費の支出済額は9,197万9,631円で、出産育児一時金219件分の経費等であります。

5項葬祭費の支出済額は2,345万円で、335件分であります。

6項結核・精神医療給付金の支出済額は2,653万3,365円で、2万3,009件分であります。

次のページに参りまして、7項傷病手当金の支出済額は551万62円で、新型コロナウイルス感染症対策161件分の経費であります。

第3款国民健康保険事業費納付金は、予算現額123億4,284万7,000円、支出済額は123億4,284万5,239円で、執行率は100%であります。

1項医療給付費分の支出済額は87億1,086万6,472円であります。

2項後期高齢者支援金等分の支出済額は24億8,143万8,494円であります。

次の436ページに参りまして、3項介護納付金分の支出済額は11億5,054万273円であります。

中段に参りまして、第4款保健事業費は、予算現額3億1,918万5,000円、支出済額は2億7,090万6,033円で、執行率は84.9%であります。

1項特定健康診査等事業費の支出済額は2億6,057万1,423円で、特定健康診査1万6,755人分などあります。

次のページに参りまして、2項保健事業費の支出済額は1,033万4,610円であります。

中段に参りまして、第5款諸支出金は、予算現額4億1,795万7,000円、支出済額は4億1,709万6,244円で、執行率は99.8%であります。

次の440ページに参りまして、第6款予備費には支出済額はございません。

国民健康保険事業会計の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、446ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計をご説明いたします。

歳入第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額49億8,205万5,000円、収入済額は49億8,759万8,800円で、収入率は100.1%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額6,000円、収入済額は1万9,200円で、収入率

は320%であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額5,553万円、収入済額は5,324万9,953円で、収入率は95.9%であります。

次のページに参りまして、中段にございます第4款繰入金が、予算現額43億8,988万5,000円、収入済額は43億6,988万5,000円で、収入率は99.5%、一般会計からの繰入れであります。

次の450ページに参りまして、第5款繰越金、予算現額1億1,498万3,000円、収入済額は1億1,498万3,284円で、収入率は100%であります。

第6款諸収入は、予算現額2億3,833万7,000円、収入済額は2億3,889万194円で、収入率は100.2%、主なものは葬祭事業費などの受託事業収入であります。

歳入の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、454ページをお願いいたします。歳出をご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額2億2,605万1,000円、支出済額は1億9,670万4,778円で、執行率は87%であります。

1項総務管理費の支出済額は1億6,413万1,870円で、システム運用経費などであります。

2項徴収費の支出済額は3,257万2,908円であります。

次のページに参りまして、第2款分担金及び負担金は、予算現額90億8,778万4,000円、支出済額は90億8,732万9,845円で、執行率は100%であります。

第3款保健事業費は、予算現額2億4,258万1,000円、支出済額は2億3,948万4,775円で、執行率は98.7%であります。ここでは健康診査費1万6,885人分などを支出いたしました。

458ページ、中段に参りまして、第4款保険給付費は、予算現額1億9,635万円、支出済額は1億6,870万円で、執行率は85.9%、葬祭費2,410件分などを支出いたしました。

次のページに参りまして、第5款諸支出金は、予算現額803万円、支出済額は656万600円で、執行率は81.7%、過誤納保険料の還付金などであります。

第6款予備費には支出済額はございません。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

恐れ入りますが、464ページをお願いいたします。介護保険特別会計をご説明いたします。

歳入第1款保険料は、予算現額58億1,692万6,000円、収入済額は58億5,375万9,538円で、収入率は100.6%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は4,500円で、収入率は450%であります。

第3款国庫支出金は、予算現額59億1,745万1,000円、収入済額は59億8,517万8,555円で、収入率は101.1%であります。

1項国庫負担金の収入済額は44億90万3,650円であります。

次のページに参りまして、2項国庫補助金の収入済額は15億8,427万4,905円であります。

次のページに参りまして、下段にございます第4款支払基金交付金は、予算現額69億8,901万1,000円、収入済額は64億6,910万1,526円で、収入率は92.6%であります。

470ページに参りまして、第5款都支出金は、予算現額39億838万4,000円、収入済額は37億826万1,927円で、収入率は94.9%であります。

1項都負担金の収入済額は34億4,814万7,000円、介護給付費負担金であります。

2項都補助金の収入済額は2億6,011万4,927円で、主なものは、介護予防・日常生活支援総合事業における地域支援事業に対する交付金などであります。

次のページに参りまして、第6款財産収入は、予算現額8万円、収入済額は8万円で、収入率は100%、介護給付費等準備基金利子であります。

第7款繰入金は、予算現額43億4,975万7,000円、収入済額は41億3,653万円で、収入率は95.1%、一般会計からの繰入金であります。

476ページに参りまして、第8款繰越金は、予算現額9億9,027万9,000円、収入済額は9億9,027万9,230円で、収入率は100%であります。

第9款諸収入は、予算現額1,710万8,000円、収入済額は1,494万262円で、収入率は87.3%、主なものは介護予防事業に係る自己負担金であります。

歳入の説明は以上でございます。

次に、480ページの歳出をご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額7億569万5,000円、支出済額は6億1,434万8,131円で、執行率は87.1%であります。

1項総務管理費の支出済額は4億4,107万9,598円で、電算システムに係る経費などを支出いたしました。

次のページに参りまして、2項徴収費の支出済額は3,895万3,616円であります。

3項介護認定審査会費の支出済額は1億1,999万4,441円であります。

次のページに参りまして、4項趣旨普及費の支出済額は340万9,800円であります。

5項介護保険制度推進委員会費の支出済額は828万6,035円であります。

次のページに参りまして、6項地域密着型サービス事業者指定等事務費の支出済額は262万4,641円であります。

第2款保険給付費は、予算現額247億7,647万6,000円、支出済額は229億8,147万4,959円で、執行率は92.8%であります。

1項居宅介護サービス等諸費の支出済額は、151億5,611万4,446円であります。

次のページに参りまして、2項施設介護サービス費の支出済額は55億6,149万2,161円であります。

3項介護予防サービス等諸費の支出済額は11億4,176万170円であります。

次のページ、下段に参りまして、4項その他諸費の支出済額は2,670万8,486円であります。

5項高額介護サービス等費の支出済額は7億6,291万9,833円であります。

次のページに参りまして、6項特定入所者介護サービス等費の支出済額は3億2,249万3,825円であります。

7項特別給付費の支出済額は998万6,038円であります。

次のページに参りまして、第3款地域支援事業費は、予算現額17億7,753万8,000円、支出済額は16億3,342万6,001円で、執行率は91.9%であります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は10億1,010万3,710円で、予防訪問事業、予防通所事業などを行いました。

2項一般介護予防事業費の支出済額は1億6,810万9,935円であります。



次のページに参りまして、3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額は4億5,282万7,183円であります。

2枚おめくりいただきまして、500ページの中段でございます、4項その他諸費の支出済額は238万5,173円であります。

第4款基金積立金は、予算現額4億1,978万7,000円、支出済額は4億1,978万6,288円で、執行率は99.9%であります。

第5款諸支出金は、予算現額2億9,220万1,000円、支出済額は2億9,217万2,540円で、執行率は99.9%であります。

次ページ、第6款予備費には支出済額はございません。

**○塚本委員長** 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在30名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。澤田えみこ委員。

**○澤田委員** おはようございます。本日もどうぞよろしく申し上げます。

まずは、273ページ、病児保育、265ページ、子どもの未来応援事業についてお伺いいたします。273ページ、病児保育についてからです。

病児保育の令和4年度の利用人数は1,627人と記載されており、多くの方が利用しており、需要があることが分かります。

対象である未就学児童は、まだまだ体も未発達のため、疲れただけでも発熱することも多いこともあり、病児保育は、働きながら子育てをしている保護者にとって大変心強い支援策であると認識しております。

未就学児童と比べれば、小学生は成長とともに体も強くなってまいります。しかしながら、小学生になれば、突発的な発熱や体調不良が起こらなくなるというわけではありません。どうしても仕事を休めない状況で子どもが体調を崩した際に、ひとり親家庭や、近くに祖父母などお世話をしてくれる人がいない、また、いたとしても、高齢のため感染させては困るなど、様々な事情により、未就学児童だけでなく、小学生、取りわけ低学年の子どもを置いて仕事に向かうことは難しいという理由で、やむなく仕事を休むしかないという現状もお聞きしております。病気で不安な子どもの側にいてあげたいという保護者の気持ちは大前提としまして、一方で、それでもなかなか休むことが難しい業種や状況もあるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

どうしても仕事に行かなければならない状況に陥った保護者が、安心して働けるように、病児保育の対象年齢を小学校1年生から3年生くらいまでに拡充していただきたいと要望いたしますが、区としては、どのようにお考えでしょうか。

また、現在、区内には、未就学児童対象の病児保育を行う施設は、荏原地区、大崎地区に4か所ほどあります。しかし、大井地区、品川地区にはありません。そちらのエリアにも病児保育を行う施設を望む声がありますが、こちらを併せて区としてのご見解をお聞かせください。

**○立木保育課長** 病児保育に関してでございますけれども、今現在、4施設で病児保育を実施しております。ご指摘のとおり、南大井にありました病児保育施設が、クリニックの閉院に伴いまして、今はない状態になっておりまして、区の東側が手薄になっております。そうしたことも含めまして、まずは、

病児保育を実施できる施設の充実を図らせていただきたいと思います。

そうした中で、まずは1歳児のご利用者数のところをしっかりとカバーできるような施設の充実を図った上で、年齢の拡大については、そういったところで検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○澤田委員** まずは、今ない東側のエリアに病児保育施設をつくっていただくことを進めてくださっているということと、あと、年齢についても検討していただけるということですが、例えばなので、今現在、稼働している病児保育についても、空きが出ているときには、小学生でも利用できるように柔軟に対応していただけるように、区として働きかけていただくことはできますでしょうか。区としての見解をお聞かせください。

**○立木保育課長** まず、病児保育の新しい施設は、今、東大井の施設で交渉を進めている最中でありまして、来年度に向けてできればと思っているところでございます。

あと、年齢拡大の部分に関しましては、確かに空いている状況も日によってはございますので、施設のハード・ソフトの面での対応が可能かどうかということもございまして、そうしたところを、実施者と、今後、そういったところで協議を進めていきたいというふうに考えております。

**○澤田委員** ぜひ今後、病児保育の対象年齢や施設を拡充していただきたいと思うのですが、施設の場所や人材の確保など様々な課題もあると思います。広く事業者を募集するとともに、空き家を利用してリノベーションするなど、働きながら子育てをする保護者のセーフティネットとしての病児保育は、ぜひ拡充していただきたいと改めて要望いたします。お願いいたします。

続きまして、子どもの未来応援事業についてお伺いいたします。

品川区では、ひとり親家庭の支援を実施するに当たり、補助金だけではなく、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングも行っています。その寄附額は、令和3年度は約850万円でしたが、令和4年度は1,000万円を超える寄附をいただいております。寄附額が増えた要因、また、寄附額を増やすために工夫されたことなどありましたら、お示ください。

また、令和4年度の1,000万円を超える寄附額を活用し、区独自の施策として、しあわせ食卓事業を行っていますが、その内訳をお示ください。お願いいたします。

**○飛田子育て応援課長** 3点ほど質問がありました。

まず、寄附額が増えた要因については、なかなか分析は難しいところですが、こちらの事業、令和元年度から始めて昨年度で4回目となりました。ふるさと納税の周知や定着が考えられるのかと思います。昨年度は、おかげさまで1,000万円を超える寄附をいただき、多くの方々にご賛同していただき、本当に感謝しているところです。

また、寄附を増やすための工夫というところですが、まずは、ご寄附をいただいた皆さんに、ガバメントクラウドファンディングの報告書をお送りしております。こちらの報告書には、寄附の使い道や食品配送の実績、また、食品をいただいた方からのアンケート結果、喜びの声などを掲載しておりまして、引き続き寄附へのご賛同を促しているところです。

ちなみに、令和3年度のリピート率が37.5%でしたが、昨年の令和4年度のリピート率は61.1%と大変上昇させることができました。

しあわせ食卓事業の内訳ですが、まずは、ひとり親家庭等に食品を配送するための食品や梱包、送料に77.8%、子どもの食堂の支援のために子ども応援基金へ寄附をしております、そちらが8.2%、また、企業からの寄附もあります。その送料分としまして6.3%、そして、電話等で相

談や支援につなぐ事業も行っております、そちらのほうに4.1%、諸経費として3.6%使用しております。

**○澤田委員** ガバメントクラウドファンディングでは、多くは、ひとり親家庭等に食品を発送するための食品や梱包、送料に活用されており、また、子ども食堂支援のために、子どもの応援基金や相談事業にも活用されており、子どもたちや、その保護者の方たちのために様々な支援を行われていることが分かり、大変うれしく思います。

また、令和3年度よりもリピート率が上がっているとのことですが、報告書などで寄附金の使い道が明らかになることもリピート率を増やしているとのことで、素晴らしいと思います。

利用された方からも、ふだん買物に行く際に、重くて大変なお米やお醤油などを配送していただけるので大変助かっているとお声や、ローソンなどからの寄附でいただいた食器用スポンジ等の日用品も大変喜ばれているとお聞きしています。

また、食品以外のトイレットペーパーやスポンジ、洗剤などの日用品の同封を今後も継続していただきたいとの要望をいただいておりますので、区が行っている食品配送におかれましても、食品とともに日用品同封の継続を検討していただきたいと思いますが、区としての見解をお聞かせください。

**○飛田子育て応援課長** こちらの食品の配送のところで、ローソンのほうからもいろいろ日用品等も寄附をいただいて配送しているところです。中には、食品のほかにも化粧水なども入っていて、大変ご好評をいただいているところですが、あくまでガバメントクラウドファンディング、こちらの寄附のところでは、子どもたちの食の支援へのご協力をお願いしますとうたっておりますので、それについて寄附をされている方はご賛同いただいていると認識しております。

ですので、区が行う食品配送につきましては、今後も食の支援を中心として行いたいと考えております。

**○澤田委員** 食の支援を中心に行っていかれるとのことですが、ぜひ今後は、お送りする品物の拡充も検討していただけるようお願いいたします。

また、来年度に、こども家庭庁が、ひとり親の支援策として、IT分野などの民間資格の取得促進策を強化する方針を固めました。専門校などで半年以上学ぶ機会に必要な生活費として、毎月10万円を来年度から恒久的に給付していくようです。以前から、看護師や介護福祉士などを対象に給付を行っていましたが、新たにIT分野にも拡充されたことを踏まえ、広く周知していただくためにも、その案内を同封していただきたいと望んでおります。できることならば、この施策がスタートする前にも、始まりますよとお知らせと、また、始まった後にも改めてご紹介するというように、繰り返し周知していただくことも大切なのかと思いますけれども、区としてのご見解をお聞かせください。

**○飛田子育て応援課長** 現在、このしあわせ食卓事業の食品の配送の際には、食品と一緒にアンケート、また、区で行っている就労支援などの情報も入れているところです。

また、ひとり親家庭の医療証も発送しておりますので、そういう際に、新しい施策についても周知を行い、支援が必要な世帯に適切な相談や事業等につなげられるようにしていきたいと思っております。

また、お知らせもそうですけれども、実際、相談を受けておりますので、その相談の中では、こういう事業もありますよ、まず、何に困っているか、そういうところを引き出しながら、その人に合った支援、そういうところと一緒に相談しながら新しい施策等も紹介していきたいと考えています。

いずれにしても、各家庭の自立を目指して支援に結びつけられるよう、これからも取り組んでまいります。

○澤田委員 子どもを育てるひとり親の自立支援として、この情報がなるべく多くの方に伝わって活用されることを望んでおります。

また、これからもガバメントクラウドファンディングにより、多くの寄附が集まり、しあわせ食卓事業が、より一層充実していくことを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。以上、要望して終わります。

○塚本委員長 次に、ゆきた政春委員。

○ゆきた委員 私からは、障害者支援費から2点お伺いいたします。233ページの地域生活支援事業、234ページの日常生活用具給付事業について、それぞれお伺いしてまいります。

まず初めに、地域生活支援事業から質問いたします。

我が会派から、視覚障害者の同行支援について、長年、区のシルバーセンターでのマッサージ従事には同行援護を認めるように、また、認められない場合には、移動経費を補助するように訴えてまいりました。

2020年10月には、重度障害者等就労支援特別事業が開始され、重度障害者等に対する就労支援として、職場等における介助や通勤の支援を各自治体が必要と認めた場合には支援ができるようになりました。現場や視覚障害者福祉協会の団体からは、通勤に介助の支援が使えればというお声があり、強いニーズの高まりを感じつつありますが、まず、本区での視覚障害者の同行支援についての現状の課題、認識をお聞きできればと思います。

○松山障害者支援課長 区における同行援護の課題についてお答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、まずは例として挙げますと、シルバーセンターのマッサージが具体例で挙げられます。シルバーセンターマッサージでは、報酬を受けとられることによって経済的な支援とみなされ、国では同行援護の対象とはなりません。非常に私たちも悩みまして、今、研究を進めているところです。

○ゆきた委員 全国的にもこの事業は各自治体に展開され、本年の7月の統計では、全国で44の自治体で実施され、東京都内においても、世田谷区、江東区、杉並区、江戸川区、葛飾区、中野区の6つの自治体で開始され実施されています。

江東区の利用者の活用事例からは、利用者が近隣の住民や駅係員の支援により、自宅から鍼治療院まで単独で通勤して転倒やアクシデントが発生していたが、事業を活用してから安全に通勤できるようになり、自営を安心して継続できるようになったこともあります。

繰り返しになりますが、現場からの声、また、視覚障害者福祉協会の団体からの要望も受け、本年も継続して公明党の会派要望として上げさせていただいている内容でもあります。他自治体の動向を見てもニーズが高まりつつあるものと思われ、現場からの切なる願いでもあります。この重度障害者等就労支援特別事業について、改めて本区でのお考えをお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長 委員ご提案の重度障害者等就労支援特別事業についての区のお考えでございます。

障害者団体からのご要望をいただいております、こちらの重度障害者就労支援特別事業の導入により、課題解決の可能性もございますので、今後、他区の状況も確認しつつ、視覚障害者団体のお声も伺いながら検討を進めていきたいと思っております。

○ゆきた委員 前向きなご答弁、誠にありがとうございます。

続いて、日常生活用具給付事業について質問いたします。

まず、品川区で、視覚障害者への日常生活の援助として支給することができる携帯用会話補助装置、活字文書読み上げ装置について、どういったものなのか、また、ここ数年で分かれば、支給された実績や活用された現場の声などがもし分かれば教えていただければと思います。

**○松山障害者支援課長** 日常生活用具の中の携帯会話補助装置等の内容についてでございます。

まず1つは、携帯会話補助装置ですが、肢体不自由で音声言語の著しい障害のある方にご使用いただいております。代表的な機器を申しますと、五十音順に文字盤が並んでおりまして、キーボードを押して会話やメッセージを作成して音声でしゃべらせることができるというものでございます。それは数件ご利用がございまして。

もう一方で、活字文書読み上げ装置の内容でございます。こちらで代表的な機器を申し上げますと、音声コード、QRコードにかざしまして情報を音声として読み上げることができるものでございます。視覚障害者の方にご利用いただいておりますが、この機器が、幅、高さ、奥行きが10cm程度の立方体のものでして、少し持ち運びに不便だというお声をいただいております、こちらのほうの実績はございません。

**○ゆきた委員** 先日、日本点字図書館に個人的に行ってまいりました。職員からの話を聞くと、視覚障害者の点字利用率の低迷があり、視覚障害者の約9割が点字を読めない現実をお聞きしました。やはり活字読み上げ装置は高額であり、あえてこういった幅をとる装置を購入するより、生活必需品である携帯に、例えば、iPhoneやiPadには既に読み上げ機能がインストールされており、ほかのAndroid端末でも読み上げ機能のアプリを入れることで、より豊かな生活を確保していくことができるとお聞きしました。

また、私の地域に住む視覚障害者の方からも、品川区での支給用品はあるが、携帯の使いやすさから、読み上げ機能のアプリをインストールされており、あえて支給を要望されていないとのことで、携帯のアプリを使用しているとのことでした。

この機能は、カメラのレンズで文字を写すと、すぐに音声で読み上げられ、例えば、処方された薬の裏側に書いてある注意書きをレンズで写すと音声で注意をすぐに知ることができ、日常的に使えるので大変便利だと話されておりました。

障害者向けのアプリが非常に充実してきており、スマートフォンやタブレットは視覚障害者にとって自立した豊かな生活をするための必須のツールとなりつつありますが、端末の価格は高騰しており、これらの端末の購入は、視覚障害者にとって非常に困難な状況でもあります。

他自治体で、例えば八王子市では、視覚障害者支援用具として、タブレットに5万円の助成がされています。また、パソコン用のソフトは、情報通信用具の種目で給付し、タブレット用のアプリは、アプリ・タブレットの種目で給付すると整理されています。また、アプリはカタログ等で視覚・聴覚等障害者の日常生活に資することが確認できるアプリであれば、有料、無料を問わず対象としています。

どうか時代に即して、日常生活用具にiPadやiPhone等の端末を、音声読み上げソフト、メールソフト以外の視覚障害者向けソフトを追加することを要望しますが、区のお考えをお聞きしたいと思っております。

**○松山障害者支援課長** 委員ご提案についての区としての考えでございます。

障害者の方から、IT技術の進歩に伴いまして、タブレットやスマートフォンとかでアプリを使って読み上げるなど、かなり利便性の高いものが出ているというお声をいただいております。これまでも障害者団体のお声を聞きながら品目の変更ですとか、あとは追加、委員ご提案のあった情報、どの品目で、

どの機器をカウントするかといった整理などのご要望をいただいております。

また、他の状況も確認させていただきますので、毎年行っております日常生活用具検討会で、視覚障害者団体、また、ほかの団体のお声を聞きながら、今後、具体的に検討を進めていきたいと思っております。

○ゆきた委員 ぜひ、今後、前向きなご検討をよろしくお願い申し上げます。

○塚本委員長 次に、ひがしゆき委員。

○ひがし委員 本日はよろしくお願いいたします。

私からは、ページは前後しますが、261ページの奨学金貸付事業について、249ページ、高齢者クラブ支援事業について、257ページ、児童相談所開設準備事業について、そして233ページ、地域生活支援事業について質問をさせていただきます。

また、項目が多いため、一括で質疑をさせていただきます。

最初に、奨学金貸付事業についてですが、品川区に在住の高等学校、高等専門学校、そして専修学校に在学中または入学を許可された方と保護者を対象に、就学する意思があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な場合、区が奨学金を貸付け、健やかな成長と社会的自立を図ることを目的としている事業だと認識しております。

入学準備金は40万円を上限に貸付け、在学応援資金については、在学期間中60万円を上限に貸付けをしていると思うのですが、貸付けを受けた人の人数、そして、在学応援資金を受けた方については、具体的にどのようなことに使用しているのか、また、所得の制限などは設けられているのかお聞かせください。

次に、高齢者クラブ支援事業についてですが、行政評価シートでは、高齢者クラブについて、新規加入者数は、令和3年の324人に比べ、令和4年は439人と新たに加入した人数が増加しております。ただ、区が助成する高齢者クラブの数は3つ減少しており、高齢者クラブ会員数についても、令和2年度に1万人以上いた会員も、令和4年度では9,149人に減少していることが分かります。

そこで、加入者の高齢化などにより休会をしているクラブもあると伺ってはおりますが、高齢者クラブの現状、そして課題があれば、お聞かせください。

次に、児童相談所開設準備事業についてですが、品川区では、令和6年の児童相談所の開設に向けて、現在、準備を進めている段階だと思います。養子縁組をしたご家庭の方からは、里親を証明するものがなくて、銀行口座開設時、そして、病院受診時に関係性を証明できずに困っている事例があると聞いております。

中野区では、既に里親認定証として関係性が証明できるものを作成して活用しているようなのですが、品川区では、里親証明書などの作成は考えているのでしょうか、区のお考えをお聞かせください。

そして最後に、地域生活支援事業については、失語症についてのお話をさせていただきます。

失語症の方は全国に0.003%いると言われており、単純に計算しますと、品川区でも約1,200名の方がいることとなります。失語症の症状は、損傷を受けた脳の場所や損傷の大きさによって異なりますが、聞く、読む、話す、書くといった言葉の働きに何らかの不具合が生じ、相手の言葉を理解すること、そして、会話や文字で物事を表現することが困難になるため、日常生活、そして社会生活上のコミュニケーションに支障が出ます。そのため、外出時には、家族や言語聴覚士の方など会話をサポートしてくれる人の存在が必要です。

東京都では、失語症者向けの意思疎通支援派遣のための養成校へ仲介も開始をしております、また、世田

谷区や豊島区など他区では、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業も開始しております。

現在、品川区でも、意思疎通支援者の派遣で、手話通訳者、要約筆記者を派遣しての聴覚障害者の方への生活、社会援助をしていると認識しております。ぜひ失語症で困っている方々のために、失語症者向けの意思疎通支援者の派遣事業も、東京都の制度を利用しながら進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。それぞれお考えをお聞かせください。

**○飛田子育て応援課長** 奨学金貸付事業についてです。

まずは貸付けの人数です。令和4年度ですが、入学準備金につきましては1名の方が利用しております。そして、在宅応援資金は26名の方が利用しました。

そして、どのような使い方かと言いますと、主に学校での部活動で使うユニフォームやスパイク、また合宿費等、そういうものに使われたり、あとは、大学受験を控えていて、塾代というか、予備校代に使われている方もいます。中には海外に留学をするために、その費用の一部として使用している方もいますので、多岐に使われている状況でございます。

そして、所得制限の上限のところですか。こちらは東京都の私学財団での授業料の負担軽減の世帯年収の目安が910万円未満の世帯となっておりますので、区としてもそれに合わせて設定をしております。

**○川原高齢者地域支援課長** 私からは、高齢者クラブに関しましての現状と課題について答弁をいたしたいと思っております。

委員のご指摘のとおり、年々高齢者クラブの数と人数は減少傾向にございます。こちらは品川区のみならず、全国的にもやはり減少の傾向があるということで、全国的にも高齢化が進んでいること、そして高齢化による退会ということで、退会の理由の多くが、残念ながら病気による死亡であるとか入院、そして、施設の入居による転居などが挙げられているような状況でございます。

ただ、区のクラブに関しましては、積極的に会員の増強活動という形で、毎年1月から3月を会員の強化月間ということで増強活動をしてくださっているような形で、とても頑張ってくださいているのですが、それも上回る勢いで退会が進んでしまっているというのは確かでございます。

今年度も昨年度に比べまして9,000人を割る人数となってしまっております。今後につきましては、こちら、高齢者クラブそのものも老人福祉法に定められている高齢者福祉を増進するための事業を行うものというところがございますので、行政としてもしっかりその会員の増強の強化であるとか、クラブの事務手続のサポートであるところをしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございます。

**○長谷川児童相談所開設準備課長** 私からは、児童相談所の開設準備状況についてお答えさせていただきます。

里親に関する証明書についてということですが、里親を希望する区民の方から申請書が提出され、児童福祉審議会里親部会の審議を経て、区長が基準に適合していると認めた際に里親の認定となります。他自治体を見てみると、この認定の際に認定証をお渡ししていることを確認しております。区としましても、他自治体と同様の運用方法を検討しております。

ただし、区が認定証をつくったとしても、銀行がどのように扱うのかはこちらのほうで制御が利かない部分にもなりますので、区児童相談所が開設する際には、区内の銀行への働きかけについて検討しているところでございます。

**○松山障害者支援課長** 私からは、失語症向け支援者の派遣事業の委員のご提案についての区の考え方です。

現在、東京都失語症者向け意思疎通支援者養成事業の受講結果が、毎年、各区に報告がございます。その結果によれば、品川区では、残念ながら、ここ数年は受講者がいない状態です。

とはいいいましても、失語症の方への支援は大事だと考えております。まずは東京都の障害者向けの意思疎通支援者養成事業のPRをして区民の方に多く受けていただく。それで支援者を確保するということが大事だと考えております。

**○ひがし委員** まず1つ目の奨学金貸付事業についてですが、入学準備金の貸付利用者は少ないということが分かりました。入学時には、物品をそろえたり、準備に多くのお金がかかり負担になると思います。制度が必要な人にしっかりと情報を周知できるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

また、在学応援金については、留学やスポーツなど様々なことに利用されていることが分かりました。就学をする方にとっても、そして保護者の方にとっても支えになるいい事業だと思います。

事務事業概要には、額の全額または一部の返済を免除する制度があると書かれておりますが、貸付けを受けた方の中で返済の免除になっている割合、そして、どのような方法でその返済の有無を判断しているのかもお聞かせください。

2つ目に、高齢者クラブ支援事業についてですが、高齢者クラブの現状、そして課題が分かりました。区内の公園などで高齢者の方とお話しする機会があったのですが、周りのご友人が亡くなってしまい、新しいお友達をつくる場にどうやって参加すればいいか分からないという声がありました。高齢者クラブなど地域の活動に参加できている高齢者がいらっしゃる一方で、参加ができず悩んでいる方もいるのが現状としてあると思えます。

高齢化が進む世の中ではありますが、新たに高齢になる方々、新規の加入の促進は必要だと思います。最後まで生きがいを感じ生活をしていけるように、区として新規クラブ設立時の助成、そして活動や運営の助成を行っているとは認識しておりますが、例えばシルバーセンターなど高齢者が通う施設などに、その地域で行われているクラブの情報をまとめて、希望があれば掲示をしたり、そして配布をするなど、通う方々が高齢者クラブの存在にもっと触れる機会が増えればと思うのですが、いかがでしょうか。可能かも含めて区のお考えをお聞かせください。

そして3つ目に、児童相談所開設準備事業についてですが、関係性が分かる証明書、品川区でも検討してくださっているとのことで安心いたしました。現在、外国籍の里子も増えてきているとの話も伺っております。外国籍の里子以外にも、里親に過度の負担がかかっているのではないかなというようにお話もあり、対策について、現在どのようなことを検討しているのかお聞かせください。

最後に、失語症についてですが、失語症では、会話のサポートをすることで、外出や活動することが可能となります。逆に、サポートがなければ、言葉の壁などでひきこもってしまい、地域社会とのつながりが途絶えてしまいます。ぜひ失語症当事者団体の方々とも協議を重ねながら、そして講習のPRもしながら、失語症者向けの意思疎通支援者の派遣事業を品川区としても取り入れていただきたいと思えます。こちらは重ねての要望とさせていただきます。

**○飛田子育て応援課長** まず、返済、どのような経過で決めているかということなのですが、卒業した後、申請とか面接、また運営委員会での審議を経まして、実際に借りた方の使い方とか、どのようにその資金を使って頑張ることができたか、そういうことで面接によって、また総合評価によって決定しております。

今まで免除になった割合ということですが、こちらの事業を行いまして、人数は延べ44名となって



おります。そのほとんどが全額免除となっておりますが、過去には一部返還という方もいまして、人数としては2名います。在学応援資金ということで、在学が条件になっているのですが、途中で高校を辞めてしまったりとか、そういうこともありましたので、その方は、一部だけ返還ということで対応しております。

**○川原高齢者地域支援課長** 高齢者クラブの広報活動の取組など、ご提案をいただきました。いただいたご意見につきましては、今後、連合会の会長である副会長の皆様と協議を重ねながら工夫をしてPRの強化を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○長谷川児童相談所開設準備課長** 外国籍のお子さんの統計につきましては承知はしていませんが、日本人のお子さんの場合と同様に、里親に対する研修を充実させていくことと、マッチングをする際に双方の意向を十分に確認することが重要であると認識しております。

区としましても、導入予定のフォスタリング機関と密に連携をし、里親のリクルートを進めるとともに、トレーニングに関する事業にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○ひがし委員** 奨学金貸付事業については、親の所得の差が子の進学や体験の差につながっているとの報告もあり、実際にも子育て世代の方から相談を受けたこともあり、区民のニーズも高まっていると思います。ぜひ今後も必要な方が利用できる、そして、これからを担う子どもたちが夢を諦めずに済むよう、区としても引き続き支援いただければと思います。

高齢者クラブ支援事業については、またご検討していただけるということで、前向きな答弁だと確認いたしました。地域とつながり、そして高齢者の孤立を防ぐことができるよう、引き続きよろしく願いいたします。

そして、児童相談所開設準備事業については、これからの開設ということもありますが、開設の準備の段階で運用に向けて検討を様々と進めていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

**○塚本委員長** 次に、安藤たい作委員。

**○安藤委員** 277ページ、私立保育園経費、235ページ、福祉タクシー・自動車燃料費助成、併せて、高齢者への外出支援についても伺いたいと思います。

まず、私立保育園経費なのですがけれども、私、今年2月の一般質問と、3月の予算特別委員会で、保育所への、定員割れ私立保育施設への加算制度について伺いました。民間保育園の運営補助は、定員数に応じてでなく、実際に入園している子どもの数に単価を掛けて出されています。しかし、園には、当然、定員に応じられるだけの保育士配置は常に求められるわけです。実際に配置しているわけです。子どもが埋まらないからといって、保育士に辞めてくださいということは言えないですし、人件費を削るわけにいかないという実情があります。

この質問を取り上げるきっかけは、区内の社会福祉法人立の私立認可保育園からの訴えでした。こういったものなのですがけれども、昨年度は大変な状況でした。2歳児が満杯になったのは9月でした。ほかの園もそういう状況がありました。確かにコロナ禍でしたから、保護者が入園を控えたこともありまして、勤務先の対応もありました。しかし、だからといって、園にとっては職員を休ませるわけにはいきませんので、積立金を取り崩して対応しました。こういう中で大田区や目黒区など23区の中でも区によって4月からの人件費確保のために、運営経費は、入所人数のいかにかわらず、きちんと全員入園として保障していました。品川区は一切対応していません。ぜひ23区の状況の調査と区の対応を調べていただきたい、そういう訴えでした。

私は、調査係の協力もあおいで、23区調査を実施いたしました。その結果は、先日も紹介したのですが、定員割れに特化した補助を行っていない区は、品川区を含め3区だけで、20区は何か実施をしまして、うち認可保育園を対象にしている区は16区に上ることを予算特別委員会でも紹介し改善を求めました。

当時の保育支援課長が、なかなかすごい答弁をしまして、補助金の出し方は各課がそれぞれ工夫を凝らしているということは前提に、園児がいないからといって補填をするのではなく、様々な保育ニーズに合わせた事業を実施した場合に補助することが保育の質の向上につながるといった上で、園児がいないからといって、その分を補填するということは、各法人の経営努力を阻害する要因になると考えているとまで言ったのです。そこまで言うのかなと私は思ったのですけれども。

伺いますけれども、保育支援課長は代わっていますけれども、なぜほとんどの区でも行っている定員割れ私立保育施設への加算を行うことが経営努力を阻害する要因というのが、なぜそうなるのか伺いたいと思います。

**○石井保育支援課長** 園児数の減少について補填を行うことが経営努力を阻害するということは、やはり各園についても園児獲得のためにいろいろ工夫を凝らしているところがございますので、では、何もしないで園児が入らなかつたらお金がもらえるのか、そのような考えを導くようなことになると考えてございます。

また、令和5年度予算では、空きスペースを利用した一時預かり事業ですとか、今後、未就園児の定期預かり事業、こういった事業を行うことで、逆に空きがあることがチャンスだというふうに思っている事業者もおります。一義的に補填をすることが、そういった努力しようとしている事業者の工夫の妨げになるのではないかと、そう考えているところでございます。

**○安藤委員** なかなかずばりと、また今回も言っていますけれども……。

〔「心に刺さった」と呼ぶ者あり〕

**○安藤委員** 刺さっていないです。そもそも保育園というのは、私は、子どもの育ちに関わっていて、公で担うべき事業だと根本的には思っているのです。もうける、もうけないの話ではないのですから。それを品川区は、今、2倍以上の数を私立に、多くは株式会社ですけれども、担ってもらっているわけではないですか。それで今の答弁は、私は、保育の公の責任をどう考えているのかと思わざるを得ないです。

もう少し伺いたいのですけれども、経営努力と言いましたけれども、その経営努力とは、子どもの数に応じて保育園の数を減らしなさいよと、人件費を削減しなさいよと、そういうことを差して言っているのでしょうか。もう一度伺いたいと思います。

〔「そんなことは言っていない」と呼ぶ者あり〕

**○石井保育支援課長** 先ほども申しましたが、園児数が減ったことによって保育園を減らす、これは経営努力ということではなく、様々な園児獲得のための努力、空きスペースや空き定員を活用した新たな事業、そういったことが経営努力につながるかと考えてございます。

**○安藤委員** かなり経営努力というか、相当努力しているのです。

というのは、子どもがいろいろいまいが保育士を配置しなくてはいけないわけです。では、保育園の経営が成り立たないから保育士を辞めてもらいますというふうにはいかないわけですよ。だから、雇用も維持して、なぜ維持するかというと、継続した保育の質を担保、発展させるためには、長く勤めてもらわなくてはならない。そこで、保育士がスキルを積み上げて、子どもの育ち、保護者の支援を行うスキ

ルを身につけていくわけではないですか。ですから、私は、少し今の答弁も納得いかないと言いたと思います。

また、株式会社でないある認証保育園からも訴えが届いています。今現在、運営費の補助が出ていますが、在園している子どもの人数に対しての補助となっています。定員に応じた保育士を雇い維持していくためには、自園の努力だけでは限界があります。当然だと思います。保育士を削るわけにもいきません。他園の認証保育所でも人件費や運営費をカバーするために必死になっている例も多々あります。やはり同様の苦境を訴えております。

ちなみに豊島区では、認証保育園も定員割れ補助の対象にしています。23区調査で分かりました。

その上、こちらはこういうことを訴えているのです。保育士の処遇改善加算も在園している子どもの人数に応じたものとなっています。子どもが定員数入っていないということは、処遇改善加算金を保育士に渡すにも、その年その月で金額が変わってしまい、定額を渡すには園で負担しなければなりませんということで、言わば鳴り物入りで導入された処遇改善についても同様の問題があることを訴えています。

ちなみに、この施設では、今年の6月時点での、例えば3年目保育士の場合は、去年は月額2万円の加算だったのが、0歳児の定員が埋まらないために、今年は1万4,500円になっていると。この物価高の中なのに。支出はもうめっちゃめっちゃ増えるわけです。逆に5,500円も減ってしまったわけです。私は、これでどうしてやりがいを持って働けるのかと言いたと思います。きちんとそれにふさわしい支援、待遇は恒常的に必要なのですけれども、少し余計な話になりますが、この処遇改善臨時特例事業、臨時で特例という名前もどうなのかと、恒常的にやりなさいと私は言いたいのですけれども、話がずれてしまいました。

その上で、認証保育園の方は、やはり保育園を運営する側も保育士も安心して一定額が支給され、本当の意味での処遇改善と、今後もよりよい保育を行うためにも、そして大切な保育園の存続のためにも、定員定額制を切に願いますと訴えられております。

伺いますけれども、安定した保育の実施、これまで品川の保育を担ってきた地域の保育園の存続、ひいては品川子どもたちが生き生き伸び伸びと育つ環境をつくるために、定員定額制、品川区でも検討すべきではないのでしょうか。改めて伺います。

**○石井保育支援課長** 先ほど、委員は、物価高騰の中というふうにおっしゃいましたけれども、物価高騰に関しては、今年度、補正予算を組みまして、そのための支援を行っているところでございます。

また、処遇改善臨時特例事業について、一時的なものではなく恒久的にというふうなお話がありましたけれども、既に国において処遇改善等加算Ⅲということで公定価格の中に組み込まれており、認証保育所運営費の中でもその分が工面されているところでございますので、一時的なものではないというふうに認識してございます。

それらを踏まえまして、定額制にするということについては考えてございません。

**○安藤委員** 毎年、私たち共産党をはじめ、議会は様々な団体から要望を伺うわけです。今の要望というのは、実際の現場の保育園からの要望なわけです。ですから、いろいろよくなっていますという話ですけれども、もちろんその支援、それは大切なことです。でも、その上でも、なお実態は厳しいということをぜひ直視していただいて、他区を参考にして、ぜひ実態に即した支援をお願いしたいと改めて要望します。

では、次にいきます。

次は、タクシー券なのですが、福祉タクシー券と、あとガソリン補助です。このタクシー券なのですが、一般質問でも質疑がありましたけれども、年間4万2,000円、一月当たり3,500円、内訳は、500円券が6枚、100円券が5枚ということです。少し細かい話でまず伺うのですけれども、例えば、タクシー料金が2,100円でした。しかし、手元には500円券しかもうない。500円券を5枚、2,500円分払いました。こういう場合に、おつりは出るのでしょうか、伺いたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 福祉タクシー券の利用の仕方についてのご質問でございます。

券については、例えば、先ほど委員がおっしゃった計算ですと、おつりとしては出ません。ただし、その場合、現金をお支払いいただくという方法はございます。

**○安藤委員** 出ないということなのですよ。だから、私は、100円券、内訳が一月にすると5枚なのですけれども、すぐにでもこれを増やすべきだと思うのです。少なくとも10枚に増やすべきだと思います。

当事者団体からも毎年要望が上がっていて、これまでも共産党を含め、一般質問でもありましたし、何度も質疑もされたと思うのですけれども、なぜ増やしていただけないのでしょうか。できることをすぐやらないというのでは、区民からの信頼は得られないと思うのです。なぜやらないのか伺いたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 福祉タクシー券の券種についてのご質問です。福祉D i D i タクシー券利用券の100円券の交付枚数を増やしてほしいというご要望をいただく一方で、100円券を増やすと非常に扱いにくいというご要望もいただいております、利用者の声としては様々な声があるため、今の状態で調整させていただいているということでございます。

**○安藤委員** これは、もっとよく声を聞いていただきたいと、ぜひ改善していただきたいというふうに思います。

物価高で、このところ、ガソリン代も、この直近はやや下がってきてはいるようですが、依然として、かつてない高水準です。タクシー料金も、昨年11月に15年ぶりに初乗り料金、メーター加算料金とも上がったということです。障害者の皆さんにとっては、文字どおり社会生活を送るためにはなくてはならない事業なのですが、物価高ですので、支給額が変わらなければ実際にはもちろん減っているということになってしまうと思います。

昨年度末には、補正予算を組んで福祉タクシーとガソリン補助助成を受けている方に、価格上昇分の助成として、6,000円分の商品券が交付はされましたが、これ、恒久的に続くわけではないわけです。やはり視覚障害者の外出を保障するために、補正にとどまらず、金額そのものを上げるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 福祉タクシー券のご要望でございます。対象者の方として、下肢体幹や視覚障害、内部障害、愛の手帳をお持ちの方がいらっしゃいます。今後も利用者の状況、今後の物価の推移を見ながら、さらなる検討をしております。

**○塚本委員長** 次に、筒井ようすけ委員。

**○筒井委員** よろしくお願ひします。227ページ、重層的支援体制整備検討経費、同じく支え愛・ほっとステーション事業、249ページ、高齢者向けパソコン・スマホ教室、289ページ、生活困窮者自立支援事業、これは時間があれば伺います。

まず、重層的支援体制整備についてですけれども、この事業、社会福祉法の改正によりまして、令

和3年度からこの事業が執行されるということなのですけれども、今まで地域包括ケアシステムというものがありまして、私としては、一見同じようなものなのかなと思ってしまうのですけれども、今までの地域包括ケアシステムとの違い、重層的支援体制整備がなされたら、今までとどう変わっていくのか、どうよくなっていくのか、その点をお伺いいたします。

**○東野福祉計画課長** 重層的支援体制整備事業につきまして、私のほうからお答えいたします。

委員おっしゃられたとおり、平成29年の改正社会福祉法の中で、地域包括ケアシステムの強化ということで位置づけられまして、包括的な支援体制づくりが求められております。

これまでやってきたものをさらに強化していくというところで、相談体制、参加支援、地域づくりに向けた支援、こちらを重層的支援と位置づけて進めているものでございます。

今まで、そういった意味では、以前から地域包括ケアシステムに区のほうでも取り組んでまいりましたが、今言った相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に向けまして、新たな体制を区としてつくっていくということで、現在、取り組んでいるものでございます。

**○筒井委員** 強化ということで、承知いたしました。

今現在、第8期品川区介護保険制度推進委員会等でこのことについてご検討されていると思うのですけれども、今までの委員会とかで出た議論の中で、今後、品川区が重層的支援体制をやっていく中で、課題があるのでしょうか。

また、この委員会でも、支え愛・ほっとステーションのことが取り上げられているかと思うのですけれども、今後、支え愛・ほっとステーションの役割をお聞かせください。

**○東野福祉計画課長** 先ほどの説明に加えましてですが、重層的支援体制整備事業の中で、多機関協働事業、つまり、品川区だけではなくて、外部の機関との連携についても求められているところがございます。重層ということですので、様々な制度の間の課題ですとか、それから複合的な課題、こちらに対応するためには、行政機関だけではなく、例えば、医療機関であったり、地域でのいろいろなものを支えていただいている機関であったりとの連携が必要でございます。そういったところとの結びつきをいかにして進めるかというところで、今、検討を進めているものでございまして、区として、どう取り組んでいくか、区民への浸透がこれからの課題となってくるかと思っております。

**○塚本委員長** 支え愛について。

**○東野福祉計画課長** すみません、支え愛・ほっとステーションとの関係でございますが、支え愛・ほっとステーション、高齢者等の相談を受けるという機関で、今、一番重層の核となっているところと認識しております。それから、在宅介護支援センターにつきましても、この重層的機関のまず位置づけの1つというふうに捉えているところでございます。これまでも在宅支援センターとの協働ということで、いろいろな高齢者等の相談を行ってまいりましたので、そういった位置づけを今後拡大していくべく検討しているところでございます。

**○筒井委員** よく分かりました。

支え愛・ほっとステーションが核ということなのですけれども、この支え愛・ほっとステーションは、10年ほど前、モデル事業としてスタートしたと認識しておりますけれども、この「支え愛・ほっとステーション」という事業名の由来、また、ほかの区では同様な事業はあるのでしょうか。お聞かせください。

**○東野福祉計画課長** 正確な由来ということでは手元にはないのですけれども、地域の方、それから行政とでお互いに支え合っていくという部分での意味合いが込められているものと思っております。

支え愛・ほっとステーションにつきましては、これまでも社会福祉協議会に区が委託をして進めてきたという経緯がございまして、福祉的なところを補っていただいているというような位置づけとなっております。

**○筒井委員** なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、この周知について、第2回定例会で、ホームページや広報紙等々で周知されているということなのではございますけれども、今、マンション内とかでも掲示されていることかと思っております。それは非常にいいことだと思っておりますけれども、ただ、この支え愛・ほっとステーション、本当に事業はすばらしいものだと考えているのはございますけれども、一見、何をやっているのかが、いまいちよく分からない人もいるのではないかとと思っております。「支え愛・ほっとステーション」に何か併記して、もっとこういう事業ですよということを分かりやすく表記したらいいのではないかと考えているのはございますけれども、その点、どうお考えなのでしょうか。

**○東野福祉計画課長** 支え愛・ほっとステーションを周知するときには、ふだんの暮らしの幸せを考える「ふ・く・し」という文字を入れ込みまして、ふだんの暮らしの幸せを支える相談窓口ですよというようなもので表記をさせていただいております。

こちらにつきましては、町会掲示板などにも掲示する場合もございまして、区のホームページ、それから、パンフレット等につきましては、区内の施設での配布を行ってまいりました。

今後もこういったパンフレットの配布、周知、それから、今、SNSなどでも取り上げて、周知を図っていきたいというふうに考えているところです。

**○筒井委員** 分かりました。引き続き積極的な周知をお願いしたいと思います。

また、対象が一人暮らしの方のように、何かそればかり、そういう一人暮らしの方しか対象ではないような書きぶりも、そういうふうに見えてしまうので、うまくそうしたご説明の仕方の今後の在り方もぜひ検討していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

行政評価シート、72ページで、地域支え愛活動があるのですが、最後の必要性・有効性のところで、コメントで、「各地域に支え愛・ほっとステーションが配置された現在、地域活動課の事業として今後も実施を続けるかは検討が必要と考える」ということなのではございますけれども、確かに似たような事業はなるべくまとめて整理されるべきかなと考えておりますけれども、その点、いかがお考えなのでしょうか。

**○東野福祉計画課長** 支え愛・ほっとステーションの企画している内容の1つとして、フリースペース「よりみち」というところで、身近な地域で高齢者の方等が参加できるスペースの提供、場の提供を行っております。

また、地域ごとに、地域での交流会ということで、例えば民生委員、町会の方々との交流の場を設けているところです。そういった事業との重なりが出てきているということは現実にあるかと思っておりますので、その点につきましては、支え愛活動の部分を今後どうしていくかということで、所管のほうで検討に入っているというふうに伺っております。

**○筒井委員** 分かりました。うまく重なり部分を解消して、もっと分かりやすくまとめて整理していただければと思います。よろしく申し上げます。

続いて、高齢者向けパソコン・スマホ教室について伺いますけれども、今、どんどんDX化が進んでおまして、行政のほうでもDX化が進んでおります。一方で、やはり高齢者がなかなかそうしたDX化に着いていけない、いわゆるデジタルデバイドの問題があるかと思うのですが、そこで今、スマホ教室が、やはりある程度、行政のほうから積極的に高齢者に対して教えていくということが必要か

と思いますけれども、こうした事業をやっているということをまだ知らない高齢者の方もいらっしゃると思いますし、もっと積極的な周知をしていただきたいと思いますと考えております。

今、開催場所も4か所でありまして、また、iPhoneとAndroidで分けているということで、そうすると、結局、iPhone2か所、Android2か所というような、どんどん細分化されて、教室を受ける機会が減ってってしまうと思うのですけれども、もっともっと開催場所も4か所から増やすべきでありますし、iPhone、Androidの分け方も、もう少し考えていったほうがいいかなと思っているのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

**○川原高齢者地域支援課長** シニアのスマホ教室などの質問でございます。

まず1点目、デジタルデバイドの対策として、知らない方もまだいるのではないかと、その方への周知はどうするかということでございますが、今現在、それぞれ、今、スマホ教室は2種類あるのですけれども、1か所がシニアがシニアを教えるというシニアのためのスマホ教室、関ヶ原のシルバーセンターの2階を介護予防の拠点の広場としてご活動いただいている区民の団体が、高齢者が高齢者を教えてくださる「シニアにやさしいスマホ教室」が1つと、あともう1つ、昨年度の8月から事業を開始いたしました「はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談」、こちらは事業者によるものでございます。こちらは簡易型プロポーザル方式にて選定いたしました。

それぞれ開催場所が異なっておりますので、区内で見れば、ほぼ、まだ少し満たないエリアもあるのですけれども、エリアを考えて設置、開設をしたというところと、あとは、知らない方への周知というところでは、高齢者の皆様、まだまだ紙媒体でご覧になる方が多いですので、現在は、広報しながら、開催の約1か月前に周知をさせていただいて、都度、募集を承っているところでございます。

募集も、今後は、できれば電子申請も進めたいのですが、まだまだそのレベルに至ってはおりませんので、ファクスなども受付をしているような状況でございます。

今後、より広い区内の施設などへのチラシを置いたりですとか、さらに強化を図っていきたいと思っておりますが、幸い充足率、稼働率はとても高く、常に85%以上をキープしている状況でございます。ただ、先ほど、筒井委員がおっしゃいましたiPhoneとAndroidの分け方による講座の違いというところをおっしゃっていましたが、まずは高齢者の方、iPhoneが実はあまり浸透しておりませんで、なかなかここだけが参加率がとても低いのです。なので、今後は、少し内容を見直しまして、Androidのほうが人気があります、倍率が高くなってしまっているのです、iPhoneコースを少しそちらに切り替えたりですとか、工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

**○筒井委員** 今後はどんどん高齢者の方もスマホをぜひ使いこなしてほしいですし、世の中のDX化で取り残されてしまう、ひいては、社会全体の活性化の遅れということになってきますので、この高齢者向けパソコン・スマホ教室、ぜひ拡充をよろしくお願い申し上げます。

**○塚本委員長** 次に、せらく真央委員。

**○せらく委員** よろしくお願いたします。271ページの就学前教育推進費から質問いたします。行政評価シートの190ページも併せて参照しながら質問させていただきます。

のびしなプロフェッショナルスクールについて、保育者に向けた研修を開催していると思いますが、この研修の内容は、「のびのび育つしながわっこ」という保育・教育のガイドラインに沿って行われているのでしょうか。令和4年度に実施された研修の内容について教えてください。

ガイドラインの改定が平成30年度に行われたという記載を確認しています。次の改定時期はいつでしょうか。

また、行政評価シートにある受講者の目標数値の決め方を教えてください。

**○立木保育課長** のびしなプロフェッショナルスクールでございますけれども、これは保育を8分野に分けた形で専門的な研修を行っていくというようなもので、ベースとなっているのは、品川区独自の保育指針であります「のびのび育つしながわっこ」ということになっております。

ガイドラインに沿ってやっているものでございまして、それに基づいて必要なスキルを身につけるための研修ということになってございます。

それから、「のびのび育つしながわっこ」の改定時期でございますけれども、今、国のほうも大分動いてございますので、今後の子ども・子育ての部分に関しまして、しっかり見極めた上で、区の保育指針に関する部分も、それを盛り込んだ形で検討してまいりたいと思っておりますので、こども大綱ですとか、そういったものを見極めた以後に、というふうには今は考えているところでございます。

あと、こちらの受講者の目標数値の考え方でございますけれども、これは理想とする保育士増を考えた上で設定しているようなところでございます。

**○せらく委員** ご説明いただきまして、ありがとうございます。こちらから質問させていただくのですが、今、学校でも性教育を早期から導入するべきという意見でしたり、幼児期からの性教育についての書籍も多く出版されている現状があります。警視庁の「東京の犯罪」という資料より、13歳以下の強制わいせつ、強姦等の認知件数は87件、全体の認知件数の約1割が13歳以下となっております。区単位の数字は出ていない部分なのですが、「警視庁犯罪情報マップ」から、品川区内の子どもに対する前兆事案を数えてみたところ、2022年で36件ありました。子どもに対する犯罪防止には、対策や知識をアップデートをしていくことが求められていると考えます。

ママ友達をはじめとする子育て中の方との会話の中でも、1人で行動するようになる小学1年生など低学年は、まだ授業で性教育を受けていないので、知識がないことを知っている大人から被害を受けてしまうケースがある。被害に遭うそのときは、何をされているか分からず、学年が上がって、授業を受けて初めて気づき、証拠は既になく加害者が分からない。加害者は逃げて、被害児童は心にも体にも傷を負うことになるなどといったご意見をいただきました。

そこで、就学前に、プライベートゾーンの知識があると、自分の身を守ることができると思います。自分を守るために、プライベートゾーンについて、保育園や幼稚園で園児に教えているかお聞かせください。

後ほど、私立園での状況もお聞きしますが、まず区立でお願いします。

**○立木保育課長** 特に明確な形で、例えば、クラスの中でそういう時間を設けているかということ、そういうことではないのですけれども、日々の保育の中で、例えばトイレに行っているときとか、あと、着替えの場面ですとか、そういった保育の中での場面を捉えまして、保育者のほうから子どもたちに、そういったことを伝えているというような、そういうようなやり方をさせていただいております。

**○せらく委員** とてもいい取組だと思います。

親世代の私たちも、学生時代に自分を守るための役に立つ性教育を受けていない場合も多く、知識が多くありません。保護者会等で保護者への情報共有をして知識のアップデートを進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、保育の中でも、保育士が園児から無邪気に胸を触られたりして不快な思いを持つ人もいのではないかと思います。それも1つの職場環境で、退職者だったり、保育士不足、保育士の人手不足の原因にもなりかねないとも思います。お互いに自分を守るための保育・教育をお願いしたいと思っておりますが、



こちらは区の見解を伺います。

**○立木保育課長** 保護者向けのプログラムに関しましては、各園で、それぞれ保護者向けのいろいろな事業等も企画等をしておりますので、そういった中で、もし何か適用できるようなものがあれば、考えていきたいと思えます。

あと、職員に関しましては、これは、のびしなプロフェッショナルスクールの中でも、何かそういういいものがあるれば、取り入れていきたいというふうに考えております。

**○せらく委員** ぜひ多くの園で実施して、保護者への説明等も実施していただけると幸いです。品川区で、幼児期からそういった保育・教育をしていることをしっかり公表することで、加害者を寄せつけないような効果もあるのではないかと考えます。

私立保育園で伺います。

このような取組を私立園でもするべきだと思いますが、園児へのプライベートゾーンのお話や、保護者会での幼児からの性教育情報の共有については、いかがでしょうか。

**○石井保育支援課長** 私からは、私立保育園における性の教育についてお答えいたします。

今年8月、9月、政府のほうでも、子ども若者に対する性犯罪・性暴力の根絶を切望するための対策期間というふうに位置づけてございまして、こども家庭庁からも、そういったことで普及啓発に対してご協力いただきたいというふうな要請が来てございます。

それを受けまして、区としまして、区内私立保育園各所に、そういった啓発のための依頼を行ってございます。その中には、文部科学省作成の「生命（いのち）の安全教育」といった幼児向けの教材例とかもございます。そこでは、水着で隠れるところはプライベートゾーン、大事なところだよということで園児に教えるということですか、あと、保護者への子どもの性被害に関する知識の周知、こういったことの依頼がございまして、区としまして、きちんと国の要請に基づき適切な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

**○せらく委員** 正に「生命（いのち）の安全教育」について、これからお話ししようとしていたところでした。こちらは、学校では既に周知がされていると会議録でも確認しておりまして、その幼児向け教材とともに、文部科学省と内閣府が連携して作成された、園で子どもたちに伝えるための指導の手引きが公開されていますので、のびしなプロフェッショナルスクール、保育士研修などでもぜひ取り入れていただきたいと思えます。こちらは区立園でもよろしくお願ひしたいと思えます。こちらについて、ご意見をお聞かせいただきたいです。

**○立木保育課長** こちらは区立もしっかりと取り入れて考えていきたいというふうに考えておりますが、のびしなプロフェッショナルスクール等の場を使いまして、そういったものに適用できるような形で何かしら考えていきたいと思えます。

**○せらく委員** 子どもの大事な命を守るためにも、どうぞ保育環境を引き続きよくしていただきますよう、よろしくお願ひします。

**○塚本委員長** 次に、横山由香理委員。

**○横山委員** よろしくお願ひいたします。私からは、257ページ、青少年育成事業、児童相談所移管推進事業、259ページ、児童相談事業、ヤングケアラー支援事業についてお伺ひいたします。

いつも職員の方々のご尽力、本当にありがとうございます。私は、今年8月、警視庁大森少年センターの取組について、黛前所長からお話を伺ひました。「お久しぶりです」と、あの元気なお声をお聞きすることができて、懐かしく再会がとても嬉しかったです。顔の見える関係というのはこういうこと

なのだなというふう実感いたしました。

そこで、まずは、非行少年とはどのような意味なのかをご説明ください。

また、刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年についても、少し用語が難しいですので、それぞれ簡潔にお聞かせください。

令和4年の警視庁生活安全部少年育成課の少年非行の傾向の冊子では、過去10年間における非行少年などの検挙、補導状況について、令和4年度はぐ犯少年と特別法犯少年が減少しているとのお話があり、このことから子どもを取り巻く様々な施策や地道な地域での支援活動や見守りが非行少年の減少につながっていることが分かりました。これまでの区が取組がこうした形でデータとしても表れてきていることに対して、ご尽力いただいている皆様に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

他方、課題としては、不良行為少年と刑法犯少年が増加しているとのことでした。大森少年センターでは、心理の専門職の方々のお話もお伺いいたしましたが、子ども家庭支援センターにおいて、少年非行の相談があった場合には、どのように対応しているのでしょうか。

また、区として現在の課題をどのように捉えていますでしょうか。

そして、今後の少年センターや警察などとの連携の在り方について、区のお考えをお聞かせください。

**○染谷子ども家庭支援センター長** 非行相談に関するご質問にお答えいたします。

非行少年の定義の部分でございますけれども、まず、非行少年、罪を犯した少年、触法少年、14歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした少年、それから、後ほどご説明をさせていただこうと思います。虞犯少年が含まれるかと思えます。

刑法犯少年につきましては、刑法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年。

特別法犯少年については、刑法以外の犯罪行為をした14歳以上20歳未満の少年。

それから、ぐ犯少年につきましては、保護者の正当な監督を聞かないなど、性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年と定義されているかと思えます。

最後に、不良行為少年でございます。犯罪少年などの非行少年には該当しないですけれども、飲酒、喫煙、それから深夜徘徊、その他、自己または他人の徳性を害するような行為をする少年というふう定義されているかと思えます。

子ども家庭支援センター、区におきましての非行相談の現状、対応の部分でございますけれども、まず、子ども家庭支援センターにおきまして、令和4年度、新規に受付をした総件数、全ての件数が1,286件あるうちの、非行相談が一部ございまして、少ないですけれども、4件、非行相談の相談を受けております。例年、非行相談がございまして、保護者の方から直接相談をお受けするようなケースもございまして、非行少年等が、例えば児童相談所の一時保護から家庭、地域に復帰する際のケース会議の開催等の役割を担ったりといった部分で子ども家庭支援センターとしては対応しているところでございます。

保護者からの相談につきましては、より専門性の高い、先ほど委員からお話がありました大森少年センターをご紹介するとか、つなぐといった形で対応させていただいておりますし、また、非行相談に限らず、虐待も含めまして、日頃、各警察署の生活安全課少年係と連携、連絡を密にとりながら対応しております、そちらの連携は非常に重要なものと認識しているところでございます。

**○横山委員** 引き続き連携をよろしくお願いたします。

次に、私は、今年7月の第33回全国病児保育研究大会で、鹿児島市平川動物園の福守朗園長による「類人猿の社会性と子育て～動物園での取組みと課題～」を聴講しました。チンパンジーは高度な社会

性を持っており、群れの中で様々なことを学びながら成長するため、飼育下において繁殖させ、種特有の行動を習得することは大変難しく、幼いチンパンジーだけで飼育を始めたケースでは、成長の過程で性行動を含む正常な行動を学習する機会が得られず、成熟後に適切な行動を発現できなかったとのお話もありました。

さらに、もし類人猿が出産したとして、育児を適切に行わない場合もあります。初産だと最初から完全な育児行動を示すとは限らないため、母親の試行錯誤を見守ると同時に、適切な育児行動を促すことが肝要だということでした。

また、何らかの理由で母親が育児ができず、人間が代わりに育てる場合も、哺乳を行うだけではなく、早い段階から社会性の発達を促すために、他の個体との見合いをはじめ、互いの存在を認識させ、飼育者に対する依存心が強くなり過ぎないように対応が必要であり、母親が子どもへの関心を示さない場合には、代理母に任せる方法もあるということです。

ここでチンパンジーのお見合いの方法を少しお伝えしたいのですが、赤ちゃんとお母さんがいて、チンパンジーは力が強いので、檻みたいなもので分かれています。そこに扉があって、扉のところに鉄格子みたいなものがあり、そこで赤ちゃんに危害が加わらないようになるのですが、そこで飼育員が赤ちゃんを見せるという形から始まって、少しずつ指でつついてみたりですとか、それで少し慣れてくると、その扉を少し開けてという形で徐々に徐々にやっていくそうです。

また、大人のチンパンジー同士の場合、群れと群れのチンパンジーを交換したりするケースの場合も同じように、やはり1対1で、人間でいうと、差し飲みというのでしょうか、1対1という形でお見合いをしていって、扉のところにひまわりの種みたいなものを置いて、少しお茶でも、クッキーでもつまみながらみたいな形で、1体ずつを仲よくしていって、それが全て終わったら群れに戻すというような形をやっているそうです。

また、私は、今月8月に、ヤングケアラーの支援と自治体の役割を聴講しました。こども家庭庁の辻由起子参与からは、自立とは、1、身辺自立、衣食住など。2、経済的自立、お金。3、職業的自立、自分の能力を発揮できる。4、精神的自立、社会と適切につながる、だとして、個人として社会と関係を持ちながら生きていく4、精神的自立が一番大切であり、そのほかを先に取り組みうとした場合に、社会的な自立をむしろ妨げてしまうというお話がありました。

さらに、大阪公立大学の伊藤嘉余子教授からは、全てのヤングケアラーが問題解決を望んでいるわけではない、気持ちを吐き出したい、誰かに聞いてほしいというニーズも大きいというお話もありました。

そこでお伺いいたしますが、区では、どのような点に注意をしながらヤングケアラーの気持ちを傾聴、共感し、関係性を築いていますでしょうか、現状をお聞かせください。

また、区では、アンケートなど様々な場面で子どもたちの声を聞いていただいていることを高く評価しております。引き続き、子どもに関わる政策に対して、当事者としての意見を聞いていただくとともに、広く区政全般に関しても、子どもたちに多くの問いを投げかけてほしいと考えております。その際に、子ども部門が持つ子どもたちのリアルな声を聞くための関係性構築のための専門的なスキルや機能を全庁的に展開していただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

**○染谷子ども家庭支援センター長** 私は、ヤングケアラー支援に関する部分にお答えをさせていただきます。

品川区では、この4月からヤングケアラーコーディネーターの配置をしております。また、7月からは「品川区ヤングケアラーサポートLINE」というLINE、SNSの相談窓口の開設をいたしまし

た。現状それぞれ、ヤングケアラーコーディネーターにつきましては、継続的に10名を超えるヤングケアラーの方のご相談を受け付けさせていただいておりますし、LINEのほうも登録件数が100件に近づくというような状況になっておりまして、少しずつ皆さんと関係を持っているというところでございます。

まずはつながりを持つことが重要というところにつきましては、こちらも同様の認識をさせていただいております。いわゆる支援の押し付けですとか、結果、心を閉ざすといったようなことになってはなりませんので、そういったところを気をつけながら、コーディネーターの方は、元ヤングケアラーということもありますので、心に寄り添った相談をさせていただいて、関係性を築いた上で、必要になった場合、タイミングで、直接的な支援を行っていくべきかなというふうに考えております。

それからあと、誰かに聞いてほしい、解決を求めているわけではないという部分につきましても、より気軽に相談いただけるようなSNSの相談窓口を開設しておりますので、そういったところでも継続的にメッセージのやり取りをさせていただきながら、寄り添った形での支援ができればというふうに考えております。

**○藤村子ども育成課長** 先ほどの子どもの意見を取り入れるというところのご質問です。

子どもの目線や声を区政に生かすために、区民アンケートを実施しているということは委員もおっしゃっていたとおりでありますが、児童センターの在り方検討等を踏まえて、中でも意見を取り入れておりますので、今後も検討してまいりたいと思います。

**○塚本委員長** 次に、新妻さえ子委員。

**○新妻委員** 私からは、231ページ、手話理解促進、257ページ、すまいるスクール運営費からトイレについて、482ページ、介護認定審査会費についてお伺いしてまいります。

まず最初に、手話理解促進についてであります。公明党も、つる委員を中心に、この手話言語条例の制定について推進をさせていただいてまいりました。令和3年7月15日、品川区が手話言語条例を制定したのですけれども、当事者団体、そしてまた登録手話通訳者の会、また、品川区明晴学園など、様々な方のご尽力をいただいて制定に至ったと思います。

2年が過ぎました。まず、この2年間の品川区の取組をお聞かせいただきたいと思います。

そして、今後の取組についてもお伺いいたします。

**○松山障害者支援課長** 手話理解促進の取組及び今後の取組についてでございます。まず、これまでの取組についてご説明申し上げます。

手話言語条例、おっしゃられるように、令和3年7月に制定いたしました。それ以降、まずは、第一に周知を図ること、多くの区民に知っていただくことを念頭に、手話言語条例特集号、あるいはワンポイント手話、パンフレット、それから、しながわほっとインフォメーション、そして、何より、先ほどご紹介いただきました品川区聴覚障害者協会、品川区登録手話通訳者の会、品川手話サークル、明晴学園の方々と、もう一度ご協力いただいて、「シナモン友達になれたモン」という手話普及動画を作成いたしました。YouTube、インスタグラム、ツイッター、それから児童センター、私立の幼稚園・保育園にDVDも配布し、普及啓発を図ってきたところでございます。現在も活用させていただいております。

次に、手話講座を拡大してきたことでございます。

令和3年、条例制定以降、区職員向けの手話講座を実施いたしました。それ以降、令和4年には、区職員向けに加えて、子ども向け、それから事業者向けの講座を行いまして、今年度ですけれども、心身

障害者福祉会館1か所から、総合支援施設の2か所、ぐるっぽでも夏休み手話講座を行っているところでございます。

今後の取組についてでございます。

2025年、デフリンピックの東京開催が決定いたしておりますので、デフスポーツの所管であるスポーツ推進課と協力しながら手話の普及を行うことで、また大会の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

**○新妻委員** 様々ご紹介をいただきまして、ありがとうございます。引き続き、周知に取り組んでいただきたいと思います。障害のある方、ない方、ともに理解し合える品川区のために、しっかりとお願いしたいと思います。

今、デフリンピックのご紹介がありました。2025年の11月15日から26日まで、デフリンピックが開催されます。前に参加をさせていただいた団体の主催の会合の中で、このデフリンピックの認知度についてお話がありました。2021年の日本財団の調査では、パラリンピックの周知は、知っている人は97.9%、残念ながら、デフリンピックは16.3%と非常に認知度が低いということが調査結果から出ております。

10月14日に、「デフスポーツ&アートフェア」ということで、スポーツ推進課と連携をして今進めていただいていることと思いますが、1つ1つこういう機運醸成のための取組が大事なかなと思っております。当然ながら、この事業、アイルしながわで行われます内容に関しては、障害者団体の方との連携はとられているのでしょうか、お伺いいたします。

**○松山障害者支援課長** 委員にご紹介いただいた10月14日の「デフスポーツ&アートフェア」についてでございます。私どももブースを1つ設けまして、当事者の団体と調整しながら、今、こちらのブース開催に向けて取り組んでいるところでございます。

**○新妻委員** この夏に聴覚者団体の方との定例、毎年行わせていただいている団体懇談会の中で団体の方からお声をいただきました。耳が聞こえないということが周りの方に理解されないという、そういうお声がありました。

決算特別委員会の委員長に了解を得ましたので、ご提示させていただきます。今、品川区では、このヘルプマークカードのケース、また、このヘルプカードも作って推進をさせていただいておりますが、例えばこういうところに耳マークをつけて、何が障害なのかということが知られたくないという方も多くいらっしゃると思いますけれども、耳マークをつけて、聴覚障害があるのだという、そういうこともしっかりと品川区として進めてもらえたらどうかというようなお話もございました。ぜひこれに関しては、デフリンピックの意識啓発を進めていく中で、ぜひ団体の方のご要望をお伺いいただきながら、ご検討を進めていただきたいと要望をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、すまいるスクール運営費から、トイレについてお伺いいたします。

すまいるスクールの利用者が使うトイレにつきまして、ある学校で、幼稚園を卒園して新1年生になる女の子が、洋式トイレがなかったことで少し失敗をしてしまったというお声をいただいてから、何回かこの決算特別委員会等でも質問をさせていただいてまいりました。

その後、1つの学校から、全てのすまいるスクールのトイレはどうかという調査をしていただきまして、現状どうなっているのかということを確認させていただきたいと思います。

**○藤村子ども育成課長** すまいるスクールのトイレのご質問でございます。こちらは、すまいるスクール全37か所のうち、令和3年度に調査させていただいた際に、和式のトイレがありつつも洋式が

十分にあるというか、数が足りているというところではないところが、トイレの状況に難があるというのが11か所程度あるとお話があったところです。その後の改修とか改築などによりまして、現在、その11か所のうちの8か所は、トイレの数が増えたり、洋式化が進んでいるというような状況で改善しているというような状況でございます。

**○新妻委員** そうしますと、残り3か所、この3か所につきまして、どういう対応がとられているのか、今後の予定も含めてお知らせください。

**○藤村子ども育成課長** 残り3か所のすまいるについてなのですけれども、こちらはやはりトイレの便器が少ないですとか、和式のものが残っているというところ、あと、すまいるの活動場所の階と同じ階に使えるトイレがないというようなところが3か所残っているような形になっております。

今後の対応といたしましては、まだ具体的にというところは整っていないのですけれども、教育委員会と協議しまして、例えば、和式を洋式に変えるという検討ができないかですとか、すまいるの階と違うところにトイレがあるようなすまいるについては、指導員のほうで早めに連れて行って失敗しないように徹底するですとか、そういった対応をとっていきたいというふうに考えております。

**○新妻委員** 残り3か所、やはりここがどうしても課題なのかなと思います。構造上なかなか難しいこともあろうかと思うのですけれども、区議会公明党は、学校の中での洋式トイレの推進もさせていただいておりますが、これまでも何回か要望させていただいております。この3か所、具体的に、ぜひ洋式化を早急に進めていただきたいと思います。改めて再度要望させていただきますが、見解を伺います。

**○藤村子ども育成課長** 委員の要望を踏まえまして、教育委員会と協議を進めていきたいと思います。

**○新妻委員** ぜひよろしく願いいたします。

すみません、最後の質問は時間がなくなりましたので、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○塚本委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時59分休憩

○午後 1時04分再開

**○塚本委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。えのした正人委員。

**○えのした委員** よろしく願いいたします。私からは、237ページ、障害児者福祉施設運営費、245ページ、福祉人材確保・定着事業についてお伺いします。

北品川つばさの家の修繕工事費等に2,900万円ついていますが、こちらは何の修繕に使われたのでしょうか。内容をお知らせください。

**○松山障害者支援課長** 北品川つばさの家の修繕工事費約2,900万円余の内訳についてです。空調改修工事およびポンプ更新工事等で1,166万円余、脱衣室内装改修工事およびドアチェーン取付工事等で78万円余、加えて、電気設備更新に伴う改修工事で1,658万円余でございます。

後段の電気設備更新工事につきましては、同じ建物内の品川児童相談所との共有部分の改修工事となるため、負担金の扱いとなっております。

**○えのした委員** ありがとうございます。確認がとれました。

今年の8月に、我が会派で、北品川つばさの家へ視察に伺いました。入居者の方は、長期間入居され

ている方も多く、高齢化が進んできております。また、トイレやお風呂にも介助が必要になってきており、職員の方も大変ご苦労されておりました。

築年数の古い建物ですので、バリアフリー化がされておらず、日常生活の中でも支障を来すつくりの部分も多く、洗濯物を野外のベランダに干す際にも、1段、2段と段差を上って出入りすることになり、手すりもなく、障害者の方、そして高齢者にも、足元を含めとても危険だと感じました。

東京都の建物ですので、品川区で独自にバリアフリー化ができないとも認識しておりますが、建物の躯体に関わらない部分での手すりや、できる範囲でのバリアフリートイレ等、入居者の方が過ごしやすく生活の中で不便を感じることを、物理的にも心理的にも整備して、職員の方が働きやすくする必要がありますが、区のお考えをお知らせください。

**○松山障害者支援課長** 委員ご指摘の手すり等につきましては、利用者が安心して過ごせるよう、現在、指定管理者と協議、調整しているところでございます。

**○えのした委員** 本当に障害者が安心できる生活支援、障害者グループホーム整備のさらなる推進、また拠点づくりの推進を要望いたします。

また、西大井つばさの家にも改修費が700万円とありますが、令和5年6月12日、厚生委員会のご答弁では、知的障害者グループホームの対象者が、改修工事が終わり、令和5年度5月からは、7名から2名増えて9人として事業を実施しているとのこと、こちらはバリアフリー化なども整備されているのでしょうか。内容をお知らせください。

**○松山障害者支援課長** 西大井つばさの家のバリアフリーに関してのご質問でございます。可能な限り、手すり等はつけられるところにはつけたのですが、構造上、なかなか全て段差が解消できず、あとは、職員が手を添える、必要などころには手すりをつける等、配慮して対応してまいります。

**○えのした委員** 引き続き、ご対応をお願いいたします。

以前、会派としても質問している小山七丁目障害者グループホーム整備について、進捗状況をお知らせください。

**○川崎障害者施策推進課長** 小山七丁目障害者グループホームの整備についてでございます。

まず、令和4年度、障害者グループホームの整備に当たりまして、各町会へのご説明に加えまして、住民説明会もこれまで4回行いました。その際、地域からも様々なご意見はいただきましたが、区としましては、障害者グループホームの必要性、そして区全体の行政需要として必要な計画であることを丁寧にご説明はさせていただきます。今年度は、事業者公募を経て運営事業者が決まり、既に事業者も町会長へご挨拶をさせていただきました。

今後は、運営事業者による住民説明会を開催予定で、令和7年度中に開設を予定しております。

**○えのした委員** 本当にご丁寧な対応をしていただき、感謝申し上げます。地域の方にもやはり周知を引き続き行っていただければと思います。

森澤区長の100の政策にもあります「高齢者も障がいのある方も誰もが安心を実感できるしながわ」には、「認知症高齢者向けグループホームを100名分追加整備し、23区でも高水準の整備率へ」と示されていますように、グループホームの必要性が重要だと考えられます。

我が会派としても、今までの施設、年度内に竣工の西大井障害者グループホーム出石つばさの家、小山台住宅跡地にも認知症高齢者グループホームの整備がされます。これからの施設も含めて、整備の推進をお願いいたします。

続けて、福祉人材確保定着事業についてお伺いします。

事業概要として、品川区介護福祉専門学校の入学生の増加を図るため、生徒募集活動を支援する取組として、増加を目指し、広報、生徒募集活動等に専任職員1名を配置する人件費を助成したとありますが、学校の入学者数の推移と、また、具体的にどのような成果があったのかお知らせください。

**○菅野高齢者福祉課長** 私からは、品川区介護福祉専門学校の入学者数の推移等についてお話をさせていただきます。

まず、入学者の推移ですけれども、直近3年間ということでお話しさせていただきますと、令和5年度、今年度は23人で、昨年度が15人、その前が24人ということになっております。

こちらの介護福祉専門学校ですけれども、品川区のほうで地域の福祉人材の養成・育成を目指して、品川区社会福祉協議会が設立して運営している専門学校です。区および区内社会福祉法人等のバックアップにより、入学から卒業後のキャリアアップまで長きにわたりサポートしておりますが、やはりここ数年、入学者の減少が課題となっており、学校のPRの強化等のために、専任の営業職配置を支援しているところです。

**○えのした委員** ありがとうございます。確認がとれました。

私のほうでも主要施策の成果報告書を確認しましたが、高校の訪問数256件、これは256校ということなのでしょうか。令和3年度の約1.3倍増、オープンキャンパスの参加者は117人、令和3年度の1.5倍増、出願数27件で、令和3年度の1.7倍増、合格者数は23人、令和3年度は15人と、1名の職員を増員するだけで、これだけの大きな成果があり、費用対効果も高く、さらなる推進を考えますが、区のお考えをお知らせください。

**○菅野高齢者福祉課長** 今、委員ご指摘のとおり、介護職の介護福祉専門学校の営業職を採用することによって、高校の訪問数が大きく増えまして、オープンキャンパスの参加者も増えました。結果、入学者の増につながったというところで、高校を訪問したときに、この学校に対する認知度を高校のほうで聞いてみたところ、やはり全体の7割程度が、この学校のことを知らなかったというふうに答えておりまして、2割程度の学校が、本校のことを知っていたけれども、例えば就学資金貸付制度等の学校のメリットを知らなかったというようなお話もあります。地道ではありますが、そういった高校訪問は大きく実を結んでいると思いますので、さらに営業職の強化をしていきたいと思っております。

**○えのした委員** やはり認知度が低いということで、これからも周知、広報、こちらの拡充をお願いしたいと思います。

また、学校のメリット、私もこれは学校のホームページでトップページに載っておりますが、そこから拝見しましたが、たしかオープンキャンパスですとか、そちらに参加すると、受験料の半額の免除みたいなものも書かれておりまして、そこからまた中に入っていくと、学費の免除といえますか、卒業後3年間、区の施設で働くと、その学費が免除されるということで、こちらは少し詳しくお知らせいただけますでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** それでは、この学校における就学資金貸付制度についてお答えさせていただきます。

学校の学費ですが、2年間で約180万円です。そのうち全授業料に当たる140万円を借り受けできる制度となっております。卒業後、区の指定する施設で3年以上、介護業務に従事すると、返済が免除される仕組みとなっております。

**○えのした委員** ありがとうございます。確認がとれました。

また、質の高い人材を育成・定着させるため、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修等の受講



に要した費用を助成しておりますが、こちらの実績、受講者数などをお知らせください。

**○菅野高齢者福祉課長**　続きまして、介護福祉士実務者研修等の資格助成についてお答えさせていただきます。

質の高い人材を育成・定着させるため、区内介護サービス事業者等を通して、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修等の修了者に対し受講費用の一部を助成するものです。1人当たり上限8万円となっております。実績としましては、令和2年度33人、令和3年度52人、令和4年度96人と着実に実績を上げているところです。

**○えのした委員**　本当に年々増加しておりますので、こちらにもまた周知、拡充をお願いしたいと思います。

厚生労働省は、介護職員の不足数について、2025年度に22万人、40年度には約69万人が不足すると試算しており、介護業界は慢性的に人手不足と言われていています。人材不足の問題について、解決するための対策として、今後の介護職員の人材の確保、育成、拡充のためにも、福祉人材確保定着事業の取組をさらに進めていただけますようお願いをして、こちらについても国の人数にはなりますが、区の今後の取組がありましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長**　慢性的な介護人材の不足というところで、国から、委員おっしゃられたとおり、そういった不足の人数が推計として示されているところです。

区におきましては、今のところ、大きな危機的な状況までには至っていないというところではあるのですが、そうは申し上げましても、訪問介護事業者等を中心に、なかなか人材の確保が難しいとか、人材派遣に頼らざるを得ないとか、そういった状況も聞いておりますので、今後、区としては、少しでも介護のサービスの安定に向けて支援を実施していきたいと思っております。

**○塚本委員長**　次に、おぎのあやか委員。

**○おぎの委員**　本日もよろしくお願いたします。

本日は、227ページ、福祉計画課の高齢者安否確認事業、243ページ、高齢者福祉課の高齢者安否確認事業、247ページ、認知症高齢者支援事業、時間がありませんでしたら、最後、243ページ、高齢者福祉施設運営費についてお伺いたします。

まずは、227ページの福祉計画課のほうの高齢者安否確認事業の中にあります救急代理通報システムですが、こちらはいつから始まった事業か、また、近年の設置件数と、こちらの要望を受けまして緊急出動の件数についてお伺いたします。

**○東野福祉計画課長**　救急通報システムでございますが、こちらは平成元年度から区で導入しております。その当時は、消防庁型の救急通報システムということで、ブザーを押すと、消防庁にまず連絡が行きまして、地域の協力員のところへ連絡が行った後、駆けつけるというようなシステムになっておりました。現在、この消防庁型につきましては、平成19年から新規の受付がなくなっておりまして、令和4年度には0人ということになっております。

一方、救急代理通報システムですが、平成12年度から開始しております。こちらは民間型ということで、警備会社へ連絡が行って、警備会社と消防庁の職員が駆けつけるというようなシステムでございます。

こちらが平成12年度開始以降、現在まで続いております。自己負担額などの改正、それから機能追加などもありまして、現在のところ、登録が831件ございます。通報の実績でございますが、令和4年度、148件の通報がございました。そのうち誤報が39件ありますので、実際に出動となったの

が109件でございました。

**〇おぎの委員** 予想していたよりもはるかに多くの通報と、誤報の部分もあったとは思いますが、実際、到着して安心された方がいらっしやると思います。こちらの救急代理通報システムに関しましては、一人暮らしをされている高齢者の方はもちろんなのですが、設置して一番安心するのは、遠方にいるご家族ではないかという意見を区民の方からいただいています。結婚や仕事などで一人暮らしの高齢の親を残して離れて暮らしていると、何かあったときにすぐに駆けつけることができません。自分に代わってほかの方がご家族のところに駆けつけてくれるというのは、とても安心できるシステムです。ですが、そのご家族自体が品川区に住んでいないと、こういったシステムを知らない場合がございますので、そうしますと、品川区がせっかくいいことをやっているのに活用されていない、知られないのはもったいないというご意見をいただきました。こういった一人暮らしのご高齢の方の事業を、ご家族が帰省する時期に発行する広報紙など、タイミングをもって載せたりして、品川区外の方のご家族の方にも目に触れたり、お知らせする方法があってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**〇東野福祉計画課長** 今、委員からお話がありました周知につきましては、様々な媒体を使って周知を考えていきたいと思っております。現在、相談申請につきましては、在宅介護支援センターですとか、支え愛・ほっとステーションで受けるような形になっておりますので、その周知方法につきましても、拡大に向けて検討してまいりたいと思います。

**〇おぎの委員** せっかくのいい事業なので、ぜひ多くの方に周知していただきたいと思います。

次に、高齢者福祉課のほうの高齢者安否確認事業で、自動消火装置の設置と外出同行支援についてお聞きいたします。

自動消火装置の給付ですが、事業評価を拝見いたしますと、実績が、近年ですと、令和2年度、令和3年度は1件ずつで、令和4年度は0件だったようですが、今年度も申請はないのでしょうか。

また、外出同行支援については、品川ケア協議会に委託しているということですが、玄関を出るところから同行されるのでしょうか。こういったアシストで、どれぐらいの利用があるのか、現状をお聞かせください。

**〇菅野高齢者福祉課長** 私からは、高齢者安否確認事業のうちの自動消火装置等と、外出同行支援についてお答えさせていただきます。

まず、自動消火装置につきましては、委員ご指摘のとおり、令和2年度が1件、令和3年度が1件、令和4年度は0件ということで、今年度についても、今のところ、申請の実績はございません。

原因としましては、近年、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられており、この必要性が低下しているということが大きな理由となっておりますので、この事業の在り方について考えなくてはいけないかなと認識しているところです。

続きまして、外出同行支援につきましては、こちらについては、NPO法人等の事業についての補助をするものです。買物支援サービスとしてももとは始まりまして、一人で出かけるのが不安で自宅に閉じ籠もりがちな方々に対して、ヘルパーが同行することにより、不安を解消し、外出の支援を行う事業となっております。

具体的には、ご自宅から、例えばお店がある商店街まで行って、またご自宅に戻るとか、あとは、美容院に行かれて、お食事をしてご自宅に戻るなど、一定の時間をヘルパーが同行してくれる事業となっております。

実績としましては、令和4年度は206件、令和3年度は207件ということで、多くの方が外出同

行支援の援助を受けていると認識しているところです。

**○おぎの委員** 自動消火装置のほうは、今の環境によりますと、必要性の低下ということが分かりました。ですが、こちらは、やはり火災や命に関わることですので、今年度も0ということでしたが、廃止する前に一度対象を広げて状況を確認するか、または廃止するのか、廃止の前によく検討してから決めていただけたらいいなと思います。

また、外出同行支援につきましては、高齢者の外出の機会をつくることにつながりますので、これからも続けていっていただきたいと思います。

次に、認知症高齢者支援事業について伺います。

令和4年度からスタートした認知症ミーティングセンターですが、都内でも初の試みということで非常に注目されておりますが、現状についてお聞かせください。

**○川原高齢者地域支援課長** ミーティングセンターにつきましてのお尋ねでございます。こちらのミーティングセンターは、全国に先駆けて令和4年に都内で初めて実施いたしました。品川区では、令和4年7月に要綱を制定いたしまして、その当初、東五反田に介護の事業所を持っている事業者が1か所、品川地区、五反田地区をベースに活動しておりますが、その後、去年の10月に新たな事業所が手を挙げてくださいましたので、現在、2か所で事業をしていただいているところでございます。現在も引き続き積極的に活動していただいております。

**○おぎの委員** 今まで認知症の方本人にケアの重点が当たっていましたが、家族の方も一緒に支える新しい取組ということで非常に期待しております。始まったばかりで試行錯誤などいろいろあるとは思いますが、八潮地区などもございますので、ぜひ高齢者のもどかしい思い……。〔時間切れにより答弁なし〕

**○塚本委員長** 次に、山本やすゆき委員。

**○山本委員** 本日もよろしくお願いたします。ほかの委員からもご質問がありましたが、私からは、249ページの高齢者向けパソコン・スマホ教室について伺います。

先ほどの質問への答弁で概要をご説明いただきましたが、品川区で令和4年8月から開始している60歳以上でスマホを持っていない、またはほとんど使っていない区民の方を対象とした「はじめてのスマホ体験教室」、それから、60歳以上でスマホに対する疑問を相談したい区民の方々に実施している「スマホよろず相談」について、おのおの開催回数と参加人数の実績をお教えてください。

**○川原高齢者地域支援課長** 委員ご質問いただきました「はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談」、昨年8月より事業を開始したものにつきまして、ご説明させていただきます。

こちらは令和4年8月から令和5年3月までの年間で、教室は96回、参加人数203名、そして、よろず相談のほうは、回数は、実施回数144回、786名の方、延べ人数でご参加いただいております。

**○山本委員** 8か月ということは、年間にすると、スマホ教室は約300名参加しており、よろず相談は、年間約1,200名が利用しているということですね。

民間事業者に委託をされているとのことですが、スマホ教室とよろず相談、それぞれアンケートなどで利用者満足度や理解度は把握されておりますでしょうか。

**○川原高齢者地域支援課長** 利用者、参加者に対しての理解度、満足度についてのご質問でございます。こちらは、1コース、月4回実施しているような形でございますが、1回1回受講者のアンケートを紙でいただいているような状況でございます。

理解度、満足度ともに非常に高いお声をいただいております、中でも初心者でも活用できると感じたですとか、一人で悩んでいたが、そこは悩む必要がなくなったなど、あと、講師の質が優れている、スマホ初心者を教えるノウハウを習得している、また、スマホの教室についてはデモ機の貸出も行っておりますので、スマホをこれから購入したい方に対しても、デモ機の貸出ができてよかったなどのお声をいただいております。参加率も非常に高く、85%から90%台を推移しております。

**○山本委員** 利用者が満足し、スマホの習熟につながっているということを理解いたしました。とてもよいことだと思います。

スマホ教室とよろず相談ですが、利用者の方の相関関係はありますでしょうか。

**○川原高齢者地域支援課長** 教室と相談の相関関係はあるかというご質問にお答えいたします。

こちらは教室と相談のつながりがございまして、同じ会場で午前中に教室を実施し、午後に相談を実施しています。相談につきましては、事前予約制にはなっているのですが、30分ごとの枠になっていきますので、空いている枠に関しては、午前中に参加した教室の受講者の方がさらに一人で深めたい質問がある場合には、午後の相談に参加して下さるという形で相関関係がございます。

**○山本委員** 教室の後によろず相談を受けることができることで、より理解が深まるということで理解いたしました。スマホ教室で初めての一步を踏み出して、よろず相談でフォローする、いい仕組み、いいフローができていますと考えます。そういう意味では、このスマホ教室でまずは初めの一步を踏み出すことが鍵になってくるかと思えます。

一方で、品川区内において、高齢者でスマホを持っていない方がどれぐらいいるかということを考えてみますと、まず、60歳以上の方が約10万人いらっしゃいます。スマホ保有率については、昨年度のある民間調査では、60代で90%超、70代で80%程度との結果がありますので、大体85%であるとしみますと、品川区で未保有の方は1万5,000人ぐらいであると考えます。そのうち介護保険制度の運用状況を基に、常時介護が必要な要介護3以上の方が4,650人、絶対に持ちたくない方が対象の1割、1,500人ぐらいいると考えて対象から外すとすると、想定する受講対象者は合計で9,000人ぐらいと考えます。この9,000人が初めの一步を踏み出すためのスマホ教室を受講するには、今年間300人のペースだと30年かかります。今のデジタル化の重要性やスピード感を考えると、もう少しペースを上げる必要があると考えます。

スマホ教室の年間開催数を増やすことは具体的に計画されていますでしょうか。

**○川原高齢者地域支援課長** 今、高齢者のデジタル化推進という観点からご意見をいただきました。ありがとうございます。私どもの高齢者地域支援課でやっている意義としては、デジタル化の推進ということもさることながら、高齢者の介護予防、ひいては社会参加につながるということ、人との交流ということを第一に目的としておりまして、この簡易型プロポーザルで事業者を選定した際も、中身プラス介護予防の要素をどれだけ取り組んで教室の中で実施していただくかということも重点的に選定をさせていただいた次第です。

そういったところでは、1つの教室にたくさん人数を入れてということも1つの意見としてはあるのですが、1人の方に寄り添った丁寧な対応を、今、事業者のほうで行っていただいているところがございます。

そして、現在、教室は、令和4年度、3か所で実施をしていたのですが、引き続き増やしていきたいと思えます。

**○山本委員** 今、今年度に入って1教室増やされたと認識しております、そうすると、年間

約400人ぐらいと考えております。それでも、今ご説明の趣旨は理解いたしました。時間軸で考えると、二、三年かかるということで、時間がかかり過ぎる感じております。ですので、私としては、このスマホ教室の参加人数の年間ペースを上げることがよいのではないかと考えております。デジタル化を大きく進めていくためには、5年ぐらいのスピード感で考える、これがいいのではないかと考えておまして、年間2,000人ぐらい、現在の四、五倍のペースで進める必要があると考えています。今の教室は、1回2時間掛ける4日で、1人当たり合計8時間かかっているようですけども、ここを半分の4時間とすることはできないかと感じています。講座内容を工夫して短縮することで、コストを増やすことなく、現状の倍のペースにすることができます。一方で、スマホ教室の時間短縮を補うため、習熟をフォローするよろず相談を拡充し、フォローアップを手厚くしてバランスをとることがよいと考えます。

さらに、参加のペースを早めるためには、開催場所を面でカバーするというのも重要だと思います。開催場所を現在の5か所から10か所に増やし、教室開催数を増やすというアプローチが考えられます。現在と同規模のスマホ教室のパターンをもう1セットつくって、その他、シルバーセンターなどで新たに展開し教室の開催数を倍にする、そうすると、講座数が2掛ける2の4倍となって、今後5年程度で一気に対象者をカバーすることができると思います。

それから、講座内容ですが、今後、区で展開するデジタルコンテンツを順次教えていくのがよいのではないかと考えております。品川区で展開していく情報ツールの拡大につながって、区のコンテンツ普及にも貢献すると思います。

高齢者のスマホ普及にこのようにコストをかける必要があるのかと思う方もいらっしゃると思いますが、私はこの取組を品川区のデジタル化のためのインフラと捉えております。つまり、セミナーで初めての一步を踏み出させて、よろず相談窓口でフォローするというモデルケースを高齢者へのスマホ普及だけでなく、品川区のデジタル化全般に応用して横展開していくと構想、それから願望しています。特に品川区のデジタル化のためのインフラという観点で、今後の横展開を考えますと、スマホよろず相談窓口はとても重要で、品川区にたくさんあったほうがよいと考えます。よろず相談の増設については、ドコモ、au、ソフトバンクなど、通信会社と提携・委託し、各事業所をよろず相談窓口として活用することもよいかと思っております。

行政のデジタル化については難しい問題もたくさんあることは承知しておりますが、投資効果の極めて高い分野であり、私自身、品川区議として、最重要課題の1つとして取り組んでいきたい課題であります。その文脈において、スマホ教室とよろず相談を拡充し、品川区のデジタル化加速につながるよう、提案、要望をさせていただきます。私の質問を終わらせていただきたいと思います。

**○塚本委員長** 次に、やなぎさわ聡委員。

**○やなぎさわ委員** 福祉の聡、やなぎさわ聡でございます。よろしく申し上げます。初日は介護職員の当事者として、2日目はデートDVの被害者の当事者として、今日は介護事業者の当事者としてお話しさせていただきます。申し上げます。

245ページの緊急介護職員確保についてです。時間があれば、495ページの運動系介護予防事業も申し上げます。

まず、2024年に介護報酬の改定が来年ございますが、品川区として、総合事業について、何か報酬の見直し等を行うご予定はございますでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** 私からは、介護報酬の改定に伴っての総合事業についてお答えさせていただ

きます。

以前から総合事業については、区のほうで実情に応じて決めるというふうに金額設定しておりますので、介護報酬に連動して決めさせていただいております。その旨につきましては、介護報酬の結果を見ながら、区としても検討していきたいと考えているところです。

**○やなぎさわ委員** やはり物価高もすごい、全事業所といいますか、全ての業界でそうですけれども、特に介護事業所、例えば送迎のあるサービスなどは、ガソリン代も物すごく高騰しています。国はきちんとした対策をとってくれていません。当然、物価高もありまして、そういった状況で、当然、介護報酬を上げていただかないと、ただでさえ運営の厳しい介護事業所は、さらに疲弊してしまうと思いますので、そういったことはしっかりと考慮に入れていただけるということによろしいでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** 介護報酬につきましては、国の改定の動向を見させていただくのですが、区が独自に決められると申し上げても、やはり給付と負担の関係というところで、そこが上がると介護保険料も上がってしまうという、そういった悩ましいところもございますので、その辺りのバランスを考えながら検討していきたいと思います。

**○やなぎさわ委員** 2015年に総合事業が始まって、そのときに大体介護事業所の収入が、その時点で10%から20%ぐらい下がったのです。大分それで疲弊してしまっていて、結局、8年間、ほぼ上がっていないのです。こういった状況で、さらに物価高で、おっしゃるとおり、区の方策というか、方針がある程度踏まえるということは分かるのですけれども、やはり特に品川区、もともと都心であって、家賃が高いとか、いろいろな状況があります。例えば、上大崎とか、あちらのほうは、家賃が高い。結局、品川区のどこで施設をつくっても報酬は同じだから、結局、皆さん、家賃の低いところに事業者は集まってしまって、上大崎とか家賃が高いところはサービスがないのです。例えば、通所系のサービスとかだったら、1時間以上かけて遠いところまで車に乗って通わなければいけない。トイレの心配があっても通えないとか、そういったことも多くあります。ですので、その辺はしっかりと考慮してお考えいただきたいというふうに思います。

それと、先ほど、ほかの委員からお話がありました品川区の介護福祉専門学校の140万円、区の指定する施設で3年間働けば免除になりますというお話がありましたけれども、区の指定する施設というのは、こういった条件でしょうか。お願いします。

**○菅野高齢者福祉課長** 1点目の総合事業の単価についての介護事業者の厳しい状況ということは、ご意見として承らせていただきます。今後も地域の実情等を踏まえまして、介護報酬の設定等をさせていただきたいと思っております。

2点目の介護福祉専門学校の就学資金の指定の場所につきましては、こちらは、かねてより、先ほども社会福祉協議会が設立し、区と区内社会福祉法人等がバックアップしている運営だというふうにお話をさせていただいたのですけれども、そのバックアップをしている社会福祉法人等を指定福祉施設としまして、バックアップの内容としましては、例えば、実習生の受入れとか、そういったところをさせていただいている法人等に、指定ということで就職をしていただいているところです。

**○やなぎさわ委員** 2015年以来、介護報酬はほぼ上がっていないということで、売上が10%から20%下がっている。利益ではないのです。売上にかかると、赤字になっているところがたくさんあるので、そういったところはしっかりと実情を踏まえさせていただきたいということです。

あと、先ほどの区の指定する施設というところなのですから、多分、民間の施設はほぼ入っていないのではないかとこのように思うのです。なので、そういった免除で福祉学校に入って就職していた

だけの方がいるのは非常にありがたいことなのですが、民間の介護施設とかは、ほぼそういった恩恵を受けていないのかなと、ごく一部の社会福祉協議会系のところなのではないのかというふうに思っておりますので、やはりそういったところも人材不足の全面的な解決には至っていないというふうに考えております。

人材不足の面でいうと、6月の議会において、松永議員が同様の質問をしたときに、部長のほうで、品川区で介護人材の不足の認識はないとおっしゃいました。しかし、先ほどの課長の発言で、人手不足について危機的な状況には至っていないと、大分状況が変わっているなど。恐らく認識が6月議会よりも大分、危機感を多少は持っただけしているのかなと、危機的な状況には至っていないけれども、今後とも支援が必要ということは、人手不足はあるのだろうなという認識にある程度ソフトチェンジしていただけたというふうに認識しておりますので、ぜひその支援をもっと拡充させていただきたいと思うので、何か、例えば家賃の補助をすとか、それは介護職員に対してですけれども、介護報酬を増やすということが介護事業者の支援にもつながりますし、そういった両面での支援を、ぜひ私のほうから要望したい。結局、介護職員がいないということは、介護難民が生まれます。介護難民が生まれるということは、当然、家族に負担がかかってしまって、例えば、介護離職とか、そういった状況も考えられますので、ぜひこれを真剣に、ここにいらっしゃる皆さんも当事者であり、自分の家族がそういった状況に陥ることも考えられますので、自分のこととして考えていただきたいというふうに考えております。

ということで、よろしく申し上げます。

**○菅野高齢者福祉課長** 保険者として、介護サービスが安定的に提供できることが責務だと思っておりますので、その上では、やはり介護人材の不足を、そういった事態に、危機的な状況に陥らないように、区としてはアンテナを張りながら、事業者と連携をとりながら支援等をしていきたいと思っております。

**○やなぎさわ委員** つけ加えておくと、やはり、この介護保険制度自体が2000年ちょうどから始まって、今、23年たちました。私は、2010年から介護の仕事をして13年しています。その間に、もともと介護は、何か家事の延長、大家族でおじいちゃんの世界を娘がする、お嫁さんがするみたいな、そういった感じで、誰でもできるみたいなイメージで非常に安い介護報酬に抑えられていたと思うのです。お給料体系が安かった。しかし、23年たって、大分スキルが上がりました。私も2010年から13年いて、かなりレベルが上がってきているなどという、要は、ノウハウの積み上げがあって、今、かなり専門性が出てきて、そういった家事の延長みたいなところから大分脱却しているというふうに思います。なので、今の低賃金、重労働という介護職員の現場は、かなり不釣り合いな状況になってきているということも、ぜひ現状を知っていただいて、介護職員は本当に大事な存在であり、そして、本当にスキルを持って仕事をしている、そういった方も多いいことを認識してほしい。

加えて言うと、そういったスキルをさらに発展させたり継承するためには、長く働くことは非常に大事なことです。離職率が非常に高い状況ですと、ノウハウが積み上げられても、それが身になる前に辞めてしまって、結局レベルが上がらないということになってしまうので、ぜひ長く働ける、品川区で長く介護の仕事ができるというような環境をつくっていただきたいと思っております。以上、要望です。

**○塚本委員長** 次に、つる伸一郎委員。

**○つる委員** 227ページ、重層的支援体制整備検討経費、249ページ、高齢者多世代交流支援施設運営費、255ページ、児童センター運営費、257ページ、すまいるスクール運営費について伺っていききたいと思います。

まず、重層的支援体制整備事業ですが、先ほど、午前中の質疑でもありました。そうした中で、今、2025年の本格実施に向けて、この3か年は、前後3か年で相談支援の充実を図っていくとなっているわけですが、先ほどの質疑のご答弁の中で、支え愛・ほっとステーションがその核なのだというようなご答弁がありましたけれども、今後、体制の構築の前提の議論の中で非常に大事なポイントかなと思いますので、ここをまず、その認識で合っているのかどうかということをまず教えてください。

**○東野福祉計画課長** 重層的支援体制整備事業につきまして、お答えいたします。

支え愛・ほっとステーション事業、こちらは高齢者等の相談機能もございますし、地域でのいろいろな交流会など、地域を単位とした活動も行っているところということで、重層的支援体制の整備ということでありまして、そういったものの構築をもう少しバランスよく地域に広げていく必要があると思っております。

また、核といったところでございますが、まず、そういったものを、今、いろいろな事業がございます。区でやっている事業、それから民間でやっている事業、NPO等が行っているもの、そういったものを有機的に結びつけることで重層的支援体制を図っていききたいということで、1つの核ということでの位置づけだということでお話をさせていただきました。

**○つる委員** 今、最後にありました「1つの核」、「核の1つ」、これは国語ですけども、どちらかなというところも重要かと思えます。地域包括ケアシステムの当時から、2020年9月の第1回定例会から、この重層については継続的に推進をしてきたわけでありましてけれども、そうした議論の質疑の中で、品川区の体制としては、どうとっていくのかということでは、いろいろな先行自治体の事例もこれまで質疑の中で確認をしながら、例えば、品川区、各所管課に、いわゆるT字型の職員を配置したりして、いわゆる核、本庁であれば、庁内のバックヤードというか、プラットフォームで、そこで連携をしていくというような進め方も考えているということも確認をしたときもありました。

当然、地域福祉とは、そもそも面的なフィールドにおいていくという、高齢者とか障害者というカテゴリーではなくて、面で捉えていくという考え方が地域福祉であり、重層であったり、地域包括の考え方、それが今おっしゃったように、そういう意味では、支え愛というのは、セクションとしては非常に重要な正にポジションになるのかなということにあっては、ただ、連携というところで、品川区は今後、この体制をどういうふうにとっていくのかということでは、支え愛との関係性、本庁での体制のとり方、これは正に重層ですから、そこを正に重層的にということなのかもしれませんけれども、支え愛の活用は、これは有効かなという、これまでそういう認識で質疑も投げかけてきたところではありますが、なかなか困難性も示されてきたところでもありますので、例えば、地域医療を担っていただいている医師会の皆さんもそうですが、そうしたところでも地域福祉的な相談は投げかけられるわけです。そうしたときに、支え愛・ほっとステーションにいらっしゃる社会福祉の資格を持つ方が対応いただいたりとか、もしくは、医師会、地域のクリニックの方々、こうした方々も地域福祉の1つの担い手の側面もあろうかというふうに認識しているときに、正にバックヤードのプラットフォームの連携の在り方、ここを今後、重層、3か年かけて、もう来年度あるわけでありましてけれども、そうしたところ含めて、さらなる、正に重層的な体制の整備を品川区は図っていただきたい、このように思います。ここについては、また改めて教えていただければと思いますが、その上で、現在の体制の中での相談対応実績、こうしたところも教えていただきたいということと、あと、大きくカテゴリーとしては2つ、参加支援、地域づくりとあります。ここの特に地域づくりについては、担い手の課題があります。社会からの要請によって、地域にいる昼間人口といいたいでしょうか、若い世代の方々が、やはり仕事に行かれているとい



うところで、それが町会をはじめとする課題にもなっているというときに、正にその部分がぼっかり空いてしまって担い手がなかなか見つからないという、これは過去の担い手の前提条件が、今、大きく違っているのだらうなというときに、この担い手をどういうふうにつくっていくのか。ボランティア的な側面から、いわゆる仕事の側面に切り替えて担っていただくという在り方もあるのだと思いますが、この辺のコーディネートとかマッチングをどうしていくのか。かつて地域福祉のときに、マッチングの、1回議論の俎上に上がって立ち消えたという、五、六年前だったと思いますけれども、そうしたことがありました。正に担い手をどういうふうにマッチングしていくのかというところの重要性も、ここについては出てくるのかなというふうに思っています。

また、行政評価シートを見させていただくと、こうした課題は増加傾向にあるというところでは、担い手をどう確保するのかということがやはりすごく大事だというふうに思います。

併せて、孤独・孤立対策推進法、これはさきの一般質問でも確認させていただいて、地域福祉計画、今年度改定でありますけれども、そこに位置づけをしていくということで、ご答弁ではいただいているところであります。

また、今回、9月に発表がありましたけれども、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の取組として、品川区が交渉して採用されて、今、そこを進めていくということがあって、そのときに重層と一体的に推進していく必要があるというところでの申込みというふうになったかと思えます。

今の取組の状況と、それから、品川区は、調べる中では潜在層として主に20代から30代が非常にそうした課題の層としてあるのだという認識、それから、こうしたことも含めた孤独・孤立対策推進法の15条に規定されている、努力義務でありますけれども、孤独・孤立対策地域協議会、この検討状況についても併せて教えてください。

**○東野福祉計画課長** 幾つかご質問いただきました。まず、重層的支援体制整備を進める中におきまして、先ほど来、お話しさせていただいております支え愛・ほっとステーション、また、地域での、例えば在宅介護支援センターですとか、庁内でいくと、暮らし・しごと応援センター、そういったところが有機的に結びついて重層的な体制をとっていくというものは必要だと思っておりますので、その体制づくりを今、検討しているということでご理解いただければと思います。

それから、支え愛・ほっとステーションの相談件数につきましては、令和4年度実績で2,501件ありました。様々な相談の内容がございますけれども、そういったところで支え愛のほうも、高齢者だけではなくて、高齢者のご家族からの相談なども受けているところでございます。

それから、孤独・孤立対策でございます。委員からお話がありました20代から30代の層が孤独・孤立の悩みを抱えているというものにつきましては、今、取り組んでおります地域福祉計画改定におきまして、その前段でとったアンケート調査で出ているところでございます。こういったところに区ではフォーカスを当てまして、コロナ禍だけの問題だったのか、はたまたほかに違う要因があるのか、そういったところの調査を行っていきたいと考えております。そこで、国のプラットフォーム事業に応募いたしまして、区としての取組を早期に行っていきたいということで、今現在、動いているところでございます。

また、地域協議会の設置につきましては、孤独・孤立推進法の中に自治体の努力義務として定められているところでございますが、区におきましては、この協議会の設置に向けまして取り組んでいきたいと考えております。設置は来年度の設置を目指しているところでございます。

**○つる委員** なかなか短時間では、それぞれ確認したりするのは非常に難しいとは思っています。引き続き継続的にこの課題は推進して、本当に誰一人取り残さないという、ここがすごく大切なのかなというふうに思いますので、引き続き、積極的な推進をお願いしたいと思います。

重層と合わせて、今、孤独・孤立のほうでありますけれども、ここについては、課題解決のために多世代交流施設等を活用した事例を調査したり、検討をするということも、プラットフォームのほうでも設定されているかと思えます。

それと関連してといいましょうか、さきの一般質問でも質問させていただいて一定のご答弁をいただいておりますが、ゆうゆうプラザ等を活用して、eスポーツを通じた多世代交流の推進については積極的に取り組んでいただきたいと思います。これについては、2021年の第3回定例会で、自民党のせりざわ委員が既にもう提案をされていて、その当時、本会議の質問でも言いましたが、いろいろ機能だとか、考え方とか、ゲームに対する捉え方とか、そういう時代の状況もあって、なかなか自治体としての捉え方がまだまだ未知数なところがあった中で、2年たって、今回は一定程度のご答弁をこれまでは福祉部門からいただけてきたのです。なので、今度は、子ども未来部の軸としての進捗、検討状況を、eスポーツを通じた多世代交流についての検討状況を教えていただければと思います。

**○藤村子ども育成課長** 今、ご質問いただきましたeスポーツを使った多世代交流というところでございます。

こちらは、子ども未来部というか、子ども育成課としては、どういったことができるかというところを検討しているところでございますけれども、具体的には、東中延児童センターで、平塚橋ゆうゆうプラザにお話を今しているところでございまして、ゲームを使って高齢者の方と交流していくというところで、今年度中に実施ができないかというところでお話を進めているところでございます。

内容としては、児童センターの子どもたちが、ゆうゆうプラザのほうに伺わせていただいて、一緒にゲームというか、eスポーツをするというような形の内容にできればというふうに考えております。

その際には、高齢者の方も分かりやすいような、やりやすいようなゲームを選んでやっていきたいというふうに思っておりますが、ゲーム機を購入するかどうかですとか、どういった運用にするかというところがございまして、そちらをクリアしつつ調整していきたいと考えているところです。

**○つる委員** 今、児童センターとゆうゆうプラザということで、施設間の交流という部分もあると思いますが、もともとゆうゆうプラザは多世代交流施設、誰でもいろいろな世代というところでは、非常に施設の在り方とか活用の方法も含めた推進のやり方があるのだと思います。

また、今、ご答弁の中にもありましたけれども、ゲームというと、一括りに見られて抵抗のある世代とかもあろうかと思えます。だから、今、いろいろな有名なゲーム機器のメーカーのCMをみると、特に夏休みの時期などは、田舎に帰って、おじいちゃん、おばあちゃんとスポーツのゲームをやったりとか、クリエイティブなゲームをやったりとか、そういうことがCMでも流されていることで、一定程度の一般的な周知は広がっているのかなと思いますし、今は核家族ですけれども、そういう機会を通じた多世代の交流は一定程度ある。ただ、日常的な交流は非常に難しく、昔であれば、銭湯だとか、公園も含めてですけれども、多世代の人たちが本当に交流していたという風景が、なかなか最近の品川区でも見られなくなってきた中では、こういう1つのeスポーツというものをきっかけにした交流は非常に大切なのかと、これが先ほど前段で確認させていただいた重層、孤独・孤立の解消にもつながっていくのかなというふうに思いますので、ぜひ引き続き、今年度というふうにありますけれども、積極的な検討、そしてまた、広くその取組が広がるようなことも含めて、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

ます。

次に、すまいるスクールの運営費についてであります。これは文教委員会で一定報告もいただいているところであります。長年、5年、繰り返し訴えて、今年の夏、第一日野小学校のすまいるスクールで試験的に導入されたところであります。一定程度、文教委員会で報告をいただいておりますが、私の前提は、全校展開、全てのすまいるスクールで、いろいろな課題があるかもしれませんが、その課題をクリアにして、今の時代のニーズに合った取組を、また支援を、選択肢を増やしていただきたい。こういうふうな軸足でありますので、そこも含めた今の状況と、今後の検討状況を教えてください。

**○藤村子ども育成課長** まず最初に、さっきのeスポーツの件のところですけれども、児童センターに来館する子どもたちが、多世代交流ですとか、eスポーツを通して、想像力の強化ですとか、ウェルビーイングの向上というところにつなげられればいいかなというふうに考えております。

続きまして、仕出し弁当のほうですけれども、第一日野小学校のほうで8月に10日間試行実施したところでアンケート等をとらせていただいたのですけれども、おおむね保護者の皆様に喜ばれているというような内容ですので、来年度に向けて、また一定、学校の拡大ですとか、そういった形で選択肢を保護者の方に増やすというところで進めたいと考えております。

**○つる委員** ぜひ積極的に頑張ってください。よろしくお願いします。

**○塚本委員長** 次に、石田しんご委員。

**○石田（し）委員** よろしくお願いします。私からは、245ページ、277ページなどに書かれている、いわゆる保育士や介護士の方々の待遇改善などについてお聞かせください。それと、291ページ、システム構築、保守経費についてお伺いします。

まず初めに、保育士、介護士の皆様の離職について見解をお聞かせいただければと思います。離職率、離職理由など、いろいろ、今、社会的にも言われている中で、どのように区としては認識をされているのか、それぞれお答えください。よろしくお願いします。

**○石井保育支援課長** 保育士の離職理由ですけれども、様々、民間の調査とか、そういったこともございます。もろもろ影響がある中で、結構多かったのが、例えば、自分のご家族の介護とか、そういうふうなところのライフスタイルの変化があったりとか、あと、職場での人間関係もすごく多いところがございます。保育現場ですと、結構ジェネレーションギャップみたいなものもあって、保育観の違いのぶつかりですとか、そういったところで悩みを持っていらっしゃる保育士もいらっしゃいますし、保育支援課にもそういった保育士からの悩みが寄せられているところでございます。

**○菅野高齢者福祉課長** 介護の部分の離職率ですが、令和元年度から令和3年度にかけて3か年の平均で、全国14.93%に対し、区内法人は10.7%となっており、全国平均を今のところ下回っている状況です。

ただ、そうは言いましても、介護職の離職がないわけではございません。理由としましては、例えば、今も保育支援課長も申し上げましたが、やはり家族の介護だったりとか、あと、職場での人間関係、あとは、ほかの分野でやりたいことがあるということで辞めていくなどの理由も聞いております。

**○石田（し）委員** 離職の理由として、介護士と保育士の離職の理由が実は似ていて、一番初めは正に人間関係だそうです。ある民間の調査です。もう1つが、やはり給料が安い。もう1つが、いわゆる仕事の内容だったり量。この3つがそれぞれの離職理由として挙げられている。ここをやはり注目して改善をしない限り、離職はどんどん進んでいってしまうと思うし、もちろん区としても様々、待遇を改善するために取り組んでいただいているのは分かっていますが、現実には、離職率は一定止まったり、下

がったりしたりもしているのですけれども、これからの需要を見越した場合には、やはり今のままだときついのではないかといった中で、どのように、その理由を明確に判断して、そこに対して対策を向けていかなければいけない。何ができるか。やはり給料が低いというのは、これは何とか行政ができる1つの対策になるのかと。人間関係は、もちろんそれはなかなか現場での人間関係にどこまで行政が立ち入っていいのかということ是非常に難しいかもしれないけれども、例えばそれは職場の様々な改善をすることによって、一定改善もできるのかもしれないけれども、給料をまずは、皆さんのお仕事で改善ができるのではないかと思うので、その辺、先ほどやなぎさわ委員からもありましたけれども、やはりずっと給料は上がっていないのです。これは介護、保育だけではなくて、30年間、日本の給料は世界から見ても上がっていない。日本ぐらいです。これは誰が悪い政治をやってきたのか分かりませんが、これは本当に、今ずっと我々も言っていますけれども、国政レベルでももちろんそれは言っているけれども、では、逆に区でどこまでできるか。区でできることもあるわけです。もちろん、例えば介護職の報酬、これは国で決めるものもあれば、区で決めるものもあります。例えば、待遇改善、今いろいろ家賃補助とかもやっただいていますけれども、区でできる支援もある。まずここからやることによって、底上げで国のおしりをたたいていきたいというふうに思うので、ぜひその点を改めて、給料に関して、それぞれの保育士、介護士の改善について、意気込みと思いをお聞かせいただければと思います。

**○石井保育支援課長** 保育士の給料が上がっていくことは非常に大事なことだと考えてございます。ただ、民間事業者、それぞれ様々やってきますので、例えば、今ちょうど国のほうでも子ども・子育て支援制度に関しての公定価格の見える化の検討をしているところでございます。また、内閣府でも、そういった経営実態調査、こういった結果が出てまいりますので、こういった動向を注視しながら、できることを考えてまいりたいと考えてございます。

**○菅野高齢者福祉課長** 令和4年度の厚生労働省による調査結果によると、介護職員の月給が、常勤で約32万円、年収約400万円弱となっております。そう言っても、民間の平均給与である約430万円に対して低い金額となっております。介護職員の給与等を改善する場合は、区が独自で補助や助成を行うことは適切とは言えないと感じているところです。今後、事業所が人件費に充てる原資となる介護報酬の決定について、現在、国の審議会等で審議をしているところですので、その動向を注視していきたいと思っております。

こういった中で、では、区が独自にできることは何かないかというところで、やはり先ほども委員のほうで、仕事の量が負担になっているというお話もありました。業務改善をすることによって、少しでも負担を軽くするというところにフォーカスしますと、例えば、ICTの見守りシステムの導入だったりとか、あとは、処遇改善加算が昨年度10月からあったりとかしたのですけれども、そのときのそういった手続上のことがすごく負担だというお話も聞いておりますので、研修会等を実施したりとか、少しでもそういった事業所の負担を減らすような支援をしていきたいと感じているところです。

**○石田(し)委員** 国の動向を見ていただいて、もちろんなのですけれども、区がどこまで本気で保育士や介護士に対して支援ができるのかということが大事であって、例えば、補助があまりよくないのではないかみたいな話も出ていたけれども、では、どうするのですかと。保育士と介護士がこれだけ足りない、足りないと言われている中で、これからもっと足りなくなってくるのです。そこは本気で、ぜひ対策を打っていただきたいと。

私が先ほどご紹介した離職の理由が正にそれで、それがなかったら、もしかしたら続けていただけるかもしれないし、保育士に至っては、1年未満で25%が辞めて、3年以内で50%ぐらいが辞めてし

まうというような、そこなのです、やはり多分。そこをどうやって対策を講じるかによって、もう少し長く働いてもらうことができれば、そのまま継続してもらえらる可能性がある。離職理由もそうだし、離職の年数とかも、ぜひ真剣に考えて、そこにピンポイントで補助をしていただくことによって、その人たちに何とかとどまってもらって仕事をしてもらおうというような対策をぜひ打っていただきたいなというふうに思いますので、それぞれよろしくお願ひします。もう時間がないので、ここでやめますが、また給料が上がることに關しては、別の機会でやりたいと思います。

291ページのシステム構築、これは私、毎回言っていますけれども、何か給付をやるたびにシステムを改修しているのです。約1,000万円ぐらい。毎回です。なぜこのようにシステムを改修しないとできない給付なのですか。改めてお聞かせいただきたい。さらに、時間がないので、このまま言いますけれども、では、これ、マイナンバーカードがあれば、これは解決できるのでしょうか。お聞かせください。

**○豊嶋生活福祉課長** 今回の予算書に書かれております保守費等々につきましては、令和3年度以降開始されました臨時給付金について、それらに対応するために、保守、それからシステムの構築、データの利用料、あとは家計急変世帯という少し特殊なシステムを構築しないと、なかなか素早く対応できないものにつきまして、今回、計上させていただいたものでございます。

マイナンバー制度につきましては、今後どのように伝えるかということは、各所管と協議していく必要があるかと考えております。

**○塚本委員長** 次に、西村直子委員。

**○西村委員** よろしくお願ひいたします。249ページ、高齢者向けパソコン・スマホ教室、257ページ、児童相談所移管推進事業、497ページ、介護保険特別会計より介護予防による地域づくり推進事業と、時間が許せば、栄養改善事業について伺ってまいります。

まず、建物が完成してから1年以上、児童相談所の中で、職員の皆さんが既に準備業務をしてくださっていること、来年10月からスタートすることは、これからの品川区児相にとって大変大きなことだと思っております。ハード面、建物内で、区独自の取組としてこだわっている点があれば、改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

また、公園が近いので、入り口に配慮したいがどうなっているかと、以前、埼玉県のあいぱれっとを事例に出させていただいたことがあります。併せて、現状の取組をお聞かせください。

**○長谷川児童相談所開設準備課長** 建物内での区独自の取組というところでございますけれども、様々な部分で特色があるかと考えております。

例えば、被害確認の面接を実施できる環境が整っており、ここでモニター室を活用しながら子どもの様子を確認することで二次被害を防いでまいります。

また、一次保護所内での子どもが自身の状況に合わせて個人で過ごすことができるセミプライベートスペースの存在が挙げられるかと思ひます。

続きまして、公園が近いことに対する入り口の配慮といったことでございますけれども、入り口の配慮の部分としては、まずハード面としまして、公園の入り口からおよそ50m程度離れておりまして、公園と児童相談所の間にはアルミルーバーフェンスが立てられております。また、大崎方面からは公園の前を通らずにアクセスすることも可能となっております。

また、ソフト面としましては、保護者の方から事前に連絡をいただければ、通常の入りと別職員の専用口から入ってもらう運用ですとか、タクシーを使用する運用等々も検討しております。

○西村委員 様々に想定してご準備していただいていることがよく分かるのですが、今おっしゃった二次被害というのは、どのようなことが考えられるのか教えてください。

○長谷川児童相談所開設準備課長 二次被害に関するお問合せでございます。二次被害は、先ほどご説明させていただきました被害確認面接というもので、呼び方は様々ありまして、共同面接と言ったりもしますが、児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の手法でございます。被害を受けた子どもが大人から何度も何度も同じことを聞かれることで心の傷を深めてしまうことを防ぐことを目的に、警察や検察と児童相談所が連携し、一度きりの面接で終了することを基本に実施いたします。面接の様子は、本人に了承を得た上で、隣のモニター室で確認するといった手法であり、しっかりとした設備が必要となります。

○西村委員 私のこれまでの知識とか経験を超えるぐらい、十分に配慮していただいていることがよく分かります。

また、決算書のほうに、太陽光の費用が計上されておりまして、停電時、災害時、有効な活用ができるように、こういった活用を想定して蓄電池や太陽光を設置していただいていると思うのですが、改めてどのような場合を想定されているかお聞かせください。

○小林施設整備課長 ハード面に関することですので、施設整備課よりお答えいたします。

太陽光につきましては、再生可能エネルギーをつくり出す環境面と併せまして、停電時に電源の確保による事業継続を期待しているものでございます。

特に、本施設につきましては、事業継続という観点でいきますと、ご案内のありました太陽光であったりとか、蓄電池であったり、また、この施設につきましては、発電機も設置をしているところでございまして、この3つが稼働することによりまして、一時保護所のトイレであったり、照明であったり、空調であったり、また、厨房の一部も使えるようになりますので、有事の際とかは、必要最低限の生活ができるように設置しているところでございます。

○西村委員 一時保護されているお子さんのことも想定しまして、避難しなくても一定期間ここで過ごせる、そのために設置していただいているということがよく分かりまして、大変安心をしております。

続きまして、一般質問でも質問させていただいたのですが、子どもの意見聴取等の仕組みの整備が厚労省より求められております。区では、事業として制度を位置づけて準備していただいていると思えますけれども、このアドボケイトの準備状況について伺わせてください。

○長谷川児童相談所開設準備課長 アドボケイトに関するお問合せでございます。子どもアドボケイトとしまして、意見表明と支援事業といったものの導入を検討しております。これは児童相談所とは別の本庁バックアップ組織が、子どもの意見表明を支援する者と委託契約等を結び、直接子どもの意見を聞く仕組みでございます。子どもとの信頼関係を丁寧に構築する必要があることから、週1回程度は児童相談所に訪問してもらうことを現在想定し、検討を進めております。

この支援員をアドボケイターと呼びますが、このアドボケイターがバックアップ組織に意見を報告し、バックアップ組織から児童相談所等へフィードバックすることで、子どもの意見を考慮した支援の実現を目指して、今、検討を進めているところでございます。

○西村委員 国の方向性にのっとりまして、念入りに準備してくださっていることが本当に課長とお話を伺っているとよく伝わってくるのですけれども、この子ども意見表明支援員がうまく機能すれば、子どもたちの心の声を受け止める体制ができますので、正に声なき声を届けていけると思いますし、以前、打合せの際に課長が、地域の子どもは品川区で守るとおっしゃった言葉が、私も忘れられずにおり

ます。今後は、こういった地域の方々を巻き込みながら、助けたいと思っている、力になりたいとさせていただき、地域の方々の啓発もぜひしていければいいなというふうに思っております。

また、子ども、家庭、福祉の実務者ですとか、心理士などの専門性の向上のためにも力を入れていただきたいと思っております。こちら度も度々訴えさせていただいているのですが、ペアレント・トレーニングの研修ですとか、ペアレント・トレーニングに力を入れる重要性や必要性を感じておりますが、区のお考えとか、あとまた、今後の取組をお聞かせください。

**○長谷川児童相談所開設準備課長** ペアレント・トレーニングに関するお問合せでございます。

児童相談所では、心理検査やアセスメント等の実務が中心でありまして、心理職の専門性がいかんなく発揮される部署だと認識してございます。このため、長期的な視点におきましても、心理職の育成は非常に重要なことと捉えております。現在、他自治体での派遣により育成を図っておりますが、区児童相談所が開設されましたら、ペアレント・トレーニングをはじめとするあらゆる心理手法を用いまして、子どもに寄り添った対応をしていきたいと考えております。

ペアレント・トレーニングは、親子関係の改善を目標としておりまして、その手法は様々な種類がありますが、子どもや保護者の置かれている状態像に応じて最適な手法を選択することが重要であると考えております。また、保護者が支援に前向きになれるよう提案する能力も必要とされております。このため、区心理職は、可能な限り、多くの研修に参加し、技術を身につけると同時に、所内での実践を通して組織的な導入を実現してまいりたいと考えております。

**○西村委員** 家族の構築の再形成ということ国も言っておりますけれども、何よりも子どもの前に保護者のメンタルヘルスにも留意をしなければならないことが多々あると思いますので、今おっしゃったような人材育成や研修にも予算をしっかりと割いて取り組んでいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、先ほど、様々委員からも質問がありますけれども、「はじめてのスマホ体験教室・スマホよろず相談」に関して、私も大変ニーズの高まりを実感しておりまして、こちらについて伺ってまいりたいと思います。

高齢者の方、Androidかスマホかというようなお話が先ほどありましたけれども、シニア向けのスマホは、どこの機種かなと思うようなものをお持ちの方も多くて、そういったところ、担当課の肌感覚というか、現場をしっかりと捉えておられるなど思いながら、先ほど、答弁を聞いておりました。私自身も高齢者クラブに参加しておりまして、スマホの操作が分からなくて、あれこれボタンを押していたら迷惑メールがたくさん届くようになってしまったというご相談を高齢者の方からいただいたこともあります。教室の中で操作の理解とともに、ネットの詐欺被害などに巻き込まれることを防止する一助を担っていただいているとも聞いています。どのように受講者の方に伝えているのか、改めてお聞かせください。

**○川原高齢者地域支援課長** はじめてのスマホ教室に関するお問合せでございます。高齢者クラブなどでもお話を聞いてくださっているということで、ありがとうございます。

こちらは、1コース4回となっております。まず1回目は、初めて手にとる方もいらっしゃいますので、デモ機をお貸出して、電源の入れ方から始まります。なので、初歩の電源の入れ方であるとか、そういったところを第1回のコースで2時間じっくりとかけて学んでいただきます。

2回目以降に、それぞれのグーグルマップですとか、地図の検索の仕方、インターネット検索の仕方、あとは、3回目、4回目のコースで、さらに少し進化してカメラの使い方であるとか、アプリの取り入

れ方というところでは、区のアプリ、例えば品川区のウォーキングアプリなどを、健康課の主体のものでございますけれども、参考ということで載せさせていただいております。こちらのインストールまでは行わないのですけれども、こういったものもありますということで情報提供をさせていただいていることと、それと同時に、生活安全担当とかでも情報を周知している詐欺被害防止のチラシなども一緒に用いまして、アプリやスマホを使うと、こういった詐欺に遭う可能性があるというところを周知徹底をさせていただいているところでございます。

**○西村委員** 大変多岐にわたっております、この世代の方たち、勉強熱心な方も多いので、楽しい講座なのではないかなと想像できます。

先ほど、ゲームという質問もありました。各自治体も新しい取組をこぞってトライしておりますので、品川区の高齢者介護予防の一環として、様々新しい取組もトライしていただきたいと思っております。このゲームのような新しいコンテンツの拡充ですとか、そういった取組について、何かご検討されていることがあれば、お聞かせください。

**○川原高齢者地域支援課長** ゲームを用いたアプリなどの取組状況に対するご質問でございます。

昨年度、令和4年度、令和5年3月に、1回限りの試行的体験事業ということで、はじめてのゲームアプリ体験を実施したところです。高齢者を対象に広報で募集をいたしまして、幸い定員が集まったのですけれども、当日、大雨でキャンセルがいて、参加者は13名ほどだったのですけれども、皆様、楽しんでグループワークをしていただいて、オセロなどの簡単なアプリ、動物のアプリですとか、そういったものを見て楽しんでいただきました。とても好評でございましたので、そういったものを含めた、単なるスマートフォンの操作方法ではなく、そこから少し進化させたゲームアプリ、そして人との交流もできるものを、来年度、研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

**○西村委員** ゲームを交えると交流しやすいということもありますし、囲碁のゲームも高齢者の方の間で大変人気だということ伺っておりますので、新しい取組、とてもよいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、介護予防のための通いの場なのですが、これについて伺ってまいりたいと思います。

夏に、私もフレイル講座に参加させていただきまして、これは独自で高齢者クラブの方がアレンジをしておられて、受講後、みんなで弁当を食べて、持ち寄った日用品を景品にビンゴ大会をするというような取組だったのですが、新しい方も含めて30名近くの方が参加されていて、とても楽しく学びのある時間でした。

この2021年から始まったと思います通いの場は、住民主体による活動です。介護予防体操、フレイル、認知機能活性化講座など、区民目線で独自の取組を行っていただいておりますが、改めて今年度の実績と取組、また、課題についても併せて伺えればと思います。

**○川原高齢者地域支援課長** 通いの場に関してのお尋ねでございます。こちらは、介護予防による地域づくりの推進ということで、区内法人に勤務するリハビリテーション専門職、いわゆる理学療法士などの専門職の派遣を出張講座という形で介護予防の講座に講師として派遣をして、住民主体による通いの場によるモデル実施を図っているものでございます。

こちらは令和3年度にスタートしまして、実際の登録が始まったのは令和4年度からになるのですけれども、団体登録としては令和4年度に6団体、そして令和5年度、現時点におきまして7団体新たに登録をしていただいて、13団体を、今、区内のいろいろな箇所ではじめ、認知症予防講座などを派遣の講師とともに開催していただいております。



こちらとは別に、団体登録をしなくても、出張する講座を別途行っておりまして、こちらも令和4年度から引き続き大変好評をいただいているところでございます。

**○西村委員** 通いの場合は、5人以上集まれば講師が出向いてくださると、そういうものだと思うのですけれども、なかなか自然発生的なグループをつくっていくというのは難しいのだろうなというふうに課題として思っておりまして、「高齢者クラブに参加しているだけで、なんだかんだ忙しいのよ」と高齢者の方々が言うてくださることがすごくうれしいので、この通いの場をぜひ町会の皆さんなどにも広げていけるように周知をお願いしたいと思います。

**○塚本委員長** 次に、田中たけし委員。

**○田中委員** 私、245ページ、福祉人材確保・定着事業に関してお伺いしたいと思います。

平成12年から介護保険制度が始まりまして、品川区は、それ以前から先進的な取組として介護事業に取り組んでまいりました。高橋区長はじめ、新美さんや木下さんや宮地さんなどがしっかりと介護制度を構築すべく取り組んでこられておりまして、私は、当時から品川区の介護制度は先進的な制度であると認識しておりますし、その流れを受けて今日があるものと信じております。その上で、やはり介護は相手が人間ですので、制度とか仕組みがそこにできたからといって、それでは十分ではなくて、そこに携わる介護職員の方々が、いかにして心ある介護対応をしていただけるかというところに尽きるのだと思います。

その上で、少し現状の認識が、先ほどのやなぎさわ委員との質疑の中にも出ていましたが、第2回定例会の福祉部長のご答弁ですとか、先ほどの高齢者福祉課長のご答弁のように、現状の介護人材の状況は危機的な状況ではないというようなお話ではありました。これまで、やなぎさわ委員は民間の介護支援事業所のお立場で議論されていましたが、私は、これまで特別養護老人ホームの運営の方々とか、あるいは、そこに携わっているヘルパーとはいろいろと意見交換などをしてきたこともあって、特別養護老人ホームの視点からお伺いしたいのですけれども、部長の人員が足りているというのは、恐らく施設として運営されているので、そこにおける人員配置基準を満たしているから運営ができているのであって、そういう観点から十分だというお話なのだろうと思いますが、私は、そういう認識というか、見方もあるのかもしれませんが、現状としては、決してそういう状況ではなくて、確かに人員はいるのですけれども、ヘルパーが、例えば超勤でその分をまかなったりとか、あるいは、有給休暇もほとんどとれない、法律では最低5日間はとりなさいという指導がありますので、5日間はとるものの、それ以外は全部捨てているというような状況の中、そういうことも含めて対応していただいたりとか、あるいは、職員の方だけでは当然運営できないので、そこには派遣の方の応援もいただいている。もちろん派遣の職員も必要なのですが、あまりにもその割合が多過ぎるような施設もあつたりしているのが、私は現状だと思ひまして、こういう現状も踏まえて、やはり品川区の介護の、特に特別養護老人ホームの状態が介護人材は十分だという、あるいは危機的な状況ではないという、そういうご認識なのか、改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

**○菅野高齢者福祉課長** 介護人材についてですが、今、様々な現場の声等をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

こちらとしましては、再三お話しさせてもらっていますが、要介護高齢者等に対する介護サービス提供において、サービスが受けられないといった危機的な状況には至っていないというお話なので、もちろん、例えば特別養護老人ホームにおいて、人材派遣に頼らざるを得ない状況となっているなどの声は聞いております。それが派遣料が高いから、結果、経営を圧迫させてしまうとか、そういったお話も聞

いております。これは区内の事業者だけではなく、国全体の問題として、国の審議会等でも議論されている部分ではありますので、そういったところは国の動き等も見ながら、もちろん区内の事業者の声を聞きながら、決して足りているとか、そういった楽観的なことを言わずに、今後は、今のところ、サービスは提供できているとはいえ、75歳以上の後期高齢者が増える中、生産人口が減少していくという紛れもない事実がございますので、引き続き、介護事業者と連携をとりながら、サービスの提供に滞りがないように努めていきたいと思っていますところ です。

**○田中委員** 確かに断るところがないということ、受入れをしていただいているから危機的状況ではないというお話ではありますが、その背景には、介護職の方への負担が相当あった中でそれが実現できているということでありまして、そういう状況だからこそ、離職者が増えてしまったり、定着しなかったり、あるいは、新規に入ってくることも敬遠してしまうということなのだろうと思いますので、ぜひこの介護人材確保・定着事業を、私は、確保ではなくて、人材育成事業に進化していただけるような、そこまで持っていけるような取組をぜひお願いしていきたいと思っています。

それで、もうあまり時間がないのですけれども、では、介護人材を確保するに当たって、いろいろな切り口があると思いますが、特別養護老人ホームに入ってくるのは、新卒者で介護専門学校から入る方、あるいは転職をされてくる方、転職者の中にも経験者が来るケースと、全く違う業種から来るケース、それと、先ほど言った派遣で来る方、そして最近増えてきているのが外国人の方だと思っています。それぞれの状況をしっかり踏まえた中で、それぞれの施策を生かしていかなければいけないと思っていますのですけれども、例えば、いろいろあったのですが時間がないので、介護福祉士実務者研修の部分で、5万円、実務者研修の補助で、初任者研修も合わせれば8万円というお話でありましたが、他区と比べると、実務者研修だけを捉えるとやはり金額的に、少ないのです。目黒区が9万円とか、大田区が5万円とか、世田谷区が13万幾らとかということも踏まえて、そこも報酬とは違う視点で区で取り組める事業だと思っていますので、そういうこともやっていただきたいですし、実務者研修の対象者は、区民しか対象になっていないのですけれども、介護福祉専門学校の卒業生の就学援助は、区内の社会福祉法人の事業所に勤めていただければ、区外の方であっても要件が満たされるのだと思いますが、実務者研修は区民の方しか対象にしていないということも、やはりもっと広く区外からも人員を得ていく上では、そういうことも検討する必要があるのかと思いますし、さらに、キャリアアップの視点で言うと、やはり介護職は結構重労働でありまして、年齢的なことで、まだ気持ちとしては続けたいけれども、体力的に続けられないからとして辞めてしまう方も、離れてしまう方もいらっしゃると思いますが、そういう方に対しては、次なるステップとしては、ケアマネジャーとしてのステップもあるのだと思います。そのときに実務者研修とか初任者研修とか、介護福祉士の資格を取るとかの道はありますけれども、ケアマネジャーの資格を取るという視点も、将来に向けてはあると分かれば、私は、品川区の介護施設に、また将来のことも安心感を持っていただけるので、どんどん入ってくることに つながる1つの施策ではないかと思っていますのですが、そういったキャリアアップの観点からの取り組みをお聞かせいただきたいと思っています。

**○菅野高齢者福祉課長** 介護職のキャリアアップの部分についてのお話をいろいろいただきまして、ありがとうございます。

先ほども委員のほうからお話がありましたが、確かに初任者研修や実務者研修の受講費用が、1人当たり上限8万円というところなのですが、近隣区に比べて安いということですが、決済とかを見ている限りは、選んだ講座によっては、8万円よりも安い講座もあつたりしますので、一概には8万円

はそんなに安くはないのかなと思っているところです。ただ、その辺りの対象者、区民限定とか、その辺りの対象者についても、今後は現場の声も聞きながら検証していきたいと思っているところです。

さらに、ケアマネとか、キャリアアップについての助成についても検討していかなければいけないと感じているところです。

**○田中委員** 最後に、ぜひ現場の声を、施設の代表者から来る公式な声だけではなくて、現場の人たちの声もぜひ聞いていただけると、また違った取組になると思いますので、よろしくお願いします。

**○塚本委員長** 次に、鈴木ひろ子委員。

**○鈴木委員** 私からは、229ページの障害者福祉施設等整備費、それから233ページの自立支援給付事務、障害者関係は特に医療的ケア児者について伺いたいと思います。それから464ページからの介護保険関係では、介護認定等基金積立、それから、在宅介護支援センターについて伺いたいと思います。

まず、障害者のほうで、医療的ケア児者の支援の拡充を求めて質問したいと思います。

医療的ケアの方は、18歳未満と18歳以上の方、それぞれ何人いらっしゃるのか。また、そのうち人工呼吸器をつけた方がそれぞれ何人なのか伺いたいと思います。

それから、医療的ケア児等支援関係機関連絡会が令和5年3月29日に、やっと初めて顔を合わせた会議が行われて、様々課題も出されました。傍聴可能だったので、私も傍聴をさせていただきましたけれども、これは、これからどう進めていくのか、また、この会議は、今後どのようなスパンで開かれるのかを伺いたいと思います。

それから、この医療的ケア児等の連絡会のことがホームページに記載がないのですけれども、議事録もないのです。私は、品川区地域自立支援協議会とか、障害者差別解消支援地域協議会とかは、そういうものがきちんと出ていますので、それと同様に、ホームページへの掲載もしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 私からは、医療的ケアが必要な方の人数についてお答え申し上げます。

まず、令和5年2月末で、18歳未満の方、医療的ケアが必要な方については30人でございます。

なお、この30人という数字なのですが、品川区の私ども当課で行っております在宅レスパイト事業および障害児支援の利用者のうち医療的ケアを要する人数ということになっております。医療的ケアを受けているイコール障害ではないので、かなりほかにもいらっしゃいますので、非常に数としてつかめないというのが実情でございます。

そのうち人工呼吸器を装着されている方は、30人のうち9人になります。

18歳以上については、把握はしてございません。

**○川崎障害者施策推進課長** 私からは、医療的ケア児等支援関係機関連絡会についてお答えいたします。

まず、これまでコロナの影響があったため、開催の見送りであるとか、書面開催となっておりまして、昨年、令和4年度に対面での実施をさせていただきました。

今後も医療的ケアにつきましても、関係機関との意見交換や情報共有を含めまして、連携が欠かせませんので、今後の開催につきましても、医療的ケア児等支援の現状や課題について、引き続き情報共有を図っていく方向です。

今年度の開催につきましてもですが、ご要望も踏まえて、回数は増やす方向です。年内に1回目は開催予定で進めております。

あと、委員がご指摘くださった議事要旨のホームページ掲載ですけれども、大変申し訳ございません。遅くなっておりますが、速やかに掲載をさせていただきます。

**○鈴木委員** この医療的ケアの、様々この会議の中でも課題が出されましたけれども、本当に改善が求められるところですので、今回1回だけでなくされていくということなので、ぜひ充実をさせていただきたいと思います。

それから、人数はなかなか把握するのは大変ということで、ずっとそういう状況で来ているのですが、保健センターとか、保健所とか、難病の関係だったりとか、そういうところも含めて、できるだけ人数をつかんでいただきたいと思います。その人数が分からないと、どういう形で取り組むかということもなかなか難しいと思いますので、できるところでできる限りの人数の把握はお願いしておきたいと思います。

それから、人工呼吸器をつけた方の支援として、日常生活用具でモニター付きパルスオキシメーターの給付を増やしていただき、それが購入できることになって本当に喜ばれています。これはありがとうございました。さらに今年からは、電源確保のための発電機が対象となって、蓄電池でもオーケーとなったということで、これも大変喜ばれております。これが実際に受給者が何人いるのかということについてもお聞かせいただけたらと思います。知らなくて使えないという方がいないように、ぜひお願いしたいと思っています。

それから、蓄電池でどれくらいもつのかと言えば、2.5時間ということだったのです。さらに呼吸器を使われている方は、電気で動かすものが呼吸器と加湿器、それから吸引器とサチュレーションモニターの4つが必要で、蓄電池のコンセントが2個なので、4つの電源がとれないということで伺ったのですけれども、発電機が21万円余の補助で、蓄電池はその半額ぐらいなので、蓄電池2個を対象にできないかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

また、呼吸器をつけた方のショートステイも、医療的ケアの方が森山クリニックのほうでオーケーが出て利用されているということなのですけれども、呼吸器をつけた方はまだ使えないということなのです。そういうことなので、呼吸器をつけた方が利用できるショートステイがないということなので、これはぜひこれからも進めていただきたいのと、それから、呼吸器をつけた方が通所できる生活介護もないのです。厚生委員会の中でも、ピッコロが、今度、拡大されるという報告がありましたけれども、その増改築に合わせて、ぜひとも呼吸器をつけた方までが通える施設ということで、これはまだまだそこまでできますというふうなことになっていないと思うのですけれども、ぜひここは絶好のチャンスではないかと思えますし、ここでできないと、その後、いつできるのだろうなということになってくるのではないかと思うのです。今年度、実施設計ということで、竣工は令和9年度ということなのですけれども、高校までずっと毎日通い続けてきた方が、高校を卒業した後どこにも行くところがなくて、自宅にひきこもらざるを得ない、城南分園にやっと1週間に1回通えるという、そういう状況から全く抜けていませんので、ぜひこれはピッコロを呼吸器をつけた方まで入れる施設ということで整備するという方針を持って進めていただきたいと思うのですけれども、この点についてもお聞かせください。

**○松山障害者支援課長** 私から、まず、在宅の人工呼吸器をつけた方への日常生活用具ということで、自家発電装置と蓄電池を給付された方の人数でございます。自家発電装置につきましてはお一人、それから蓄電池を給付された方は3人でございます。合計4人の方が給付を受けている状況でございます。

それから、委員ご提案の件につきましては、使用があくまでも非常時という前提のところがございますけれども、こちらも日常生活用具なので、日常生活用具検討会の中で、当事者の団体もいらっしゃる

ますので、ご意見を伺いながら検討していくということになります。

次に、医療ショートの件でございます。なかなか人工呼吸器だからということではないと思うのですが、それぞれの病院の判断、あるいはご本人の健康状況によって、やはり医師の判断によりなかなか難しい部分があるということでございますので、それは今後も品川区内の医療ショート、ほかのところも含めて、増やしていけるよう努力してまいりたいと考えております。

これまで医療ショートをお使いになられた方は、延べ3人で、延べ21日間利用されております。

**○川崎障害者施策推進課長** 私からは、八潮南特別養護老人ホームの増改築におけるピッコロの拡充についてお答えいたします。

呼吸器をつけた方の受入対応の件ということでございますが、もちろん区としましても、障害の重度化、高齢化、そして医療的ケアが必要な方も地域で安心して暮らせる支援体制の整備が必要ということは認識しております。

今後は、区内の医療的ケアの方の状況、現状を踏まえまして検討を考えてまいります。

**○鈴木委員** 本当に人工呼吸器をつけているというだけで、どのように落ち着いていても、なかなか受け入れられないということが実態なので、そこを受け入れる体制ですとか、そういうところまでしっかりと受け入れる施設をつくるのだという、そういう実施設計でぜひともやっていただきたいということで、改めてお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

あと、グループホームも医療的ケアの必要な方が入れるグループホームはありません。今回、出石と小山七丁目のグループホームが、中・重度の方を受け入れるということですがけれども、このところも医療的ケアの方も受け入れると、障害支援区分6の方まで受け入れるということで考えられているのか、その点についても伺いたいと思っております。

それともう1つ、日中一時支援が品川の場合は高校卒業までということで年齢が制限されていますけれども、制度としては64歳まで利用できるということになっていますし、多くの自治体が年齢制限を設けていないと思っております。なぜ品川区は高校卒業までとしているのか、ぜひ高校を卒業した後も、保護者、家族の就労支援とか、障害者の方々を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するためにも、利用できるように対象年齢の拡大をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

**○川崎障害者施策推進課長** グループホームについてのご質問です。委員おっしゃるとおり、現在、品川区には医療的ケア対応のグループホームはございません。今後、中・重度の方を受け入れる障害者グループホームとして、委員もおっしゃった出石つばさの家が令和6年4月1日開設予定、そして令和7年度中に小山七丁目障害者グループホームを開設予定です。

支援区分につきましてですけれども、障害者の個々の状態像にもよりますので、区分というのは一律に判断できない大変難しい部分がございます。ただし、小山七につきましては、運営事業者のほうから、支援区分4以上の方を5名以上受け入れる旨の提案はいただいております。ですので、現在のところ、小山七、また出石つばさの家で医療的ケア対応の方を受け入れるという想定はございません。

**○松山障害者支援課長** 私からは、日中一時支援についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、品川区では、日中一時支援ではなく、生活介護の延長支援で対応しているところがございます。他区と状況が違いますのは、生活介護での延長支援にご協力いただける事業所が他区ではないということで、非常に苦慮しているという話を聞いております。そのため、日中一時支援、いわゆるお預かりで対応せざるを得ないというような状況があります。それに比べて品川区としましては、各施設の生活介護の延長で対応していただいているので、それはありがたいことだと感謝しております。

○鈴木委員 その生活介護の延長を18歳を超えた後まで日中一時でやっていただきたいということだと思っております。そういう要望を受けておりますので、ぜひこれは18歳で区切らないで拡大というところをご検討いただきたいと思っております。

それから、グループホームは、医療的ケアの方は受け入れるというふうになっていないということだったのでしたか、今の答弁。それはぜひ……。

〔「ないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 ないのですね。医療的ケアの方も受け入れるというグループホームを、区立はこれからはなかなかつukらないという方向でこの間伺ったので、それはぜひともつくっていただきたいと思っておりますけれども、グループホームはそういうふうなところまで、医療的ケアの方のグループホームが、今、すごく求められておりますので、つukる方向でご検討いただきたいと思っております。

時間も迫ってきてしまったので、介護のほうに移りたいと思っております。介護保険では、基金の積立てのところでは伺いたいと思っております。

基金の積立てが、これ、介護保険の8期が始まる時に、多分、14億7,300万円ぐらいのところの基金から始まったと思うのです。いつも介護保険の計画を立てるときに、3年間でどれだけ取り崩すか、そして、その分を保険料の引下げに使用するという方向を出して保険料を決めていくということになっていたと思うのですけれども、それが幾らぐらい取り崩すという計画だったのか、それなのに、令和4年度は18億円を超えましたので、逆に増えてしまっているのですけれども、なぜこういう形で、本来であれば取り崩されているはずの基金が増えているのか、令和5年の見通しはどのような状況なのか伺いたいと思っております。

○菅野高齢者福祉課長 介護給付費の準備基金のお尋ねでございますので、こちらについてお答えいたします。

介護保険は、計画期間ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込量に見合うように設定する中期財政運営方式を採用しております。計画期間の初年度には一定程度の剰余金が生ずることが想定されるため、剰余金を管理するため、条例で定めるところにより準備基金を設けることができております。そして、見込みを上回るなどの場合には、準備基金から必要額を取り崩して介護会計に歳入として繰り入れることにより、介護保険の財政の均衡を保つことになっております。

なお、最終年度に基金の残高がある場合には、次期計画における保険料基準額の算定に当たりまして、準備基金を取り崩して保険料基準額の上昇の抑制を図ることができるという、このことにのっとりまして、前回の第8期のときにも基金を一定程度取り崩して、最終的には介護保険料の基準額6,100円というところに落ち着いております。

その後、現在の基金は18億円というところになっておりますが、少し基金が積み上がっているという部分につきましては、この法則でいくと、例えば、今年度、足りなくなったら、それを少し繰り入れるとか、そういった形で3年間運用する見込みとなっておりますので、まだどの程度で第8期の基金が落ち着くかというところは決まっていなところなのですけれども、いずれにせよ、来期も高齢者人口がどんどん増えていくことも想定されますので、少しでも介護保険料が抑制されるように、基金をうまく活用する、ここには3年間の中で運用しなくてはいけないということが前提となっておりますので、バランス等を考えながら取崩しについては検討していかなくてはいけないというところで感じているところです。

○鈴木委員 多分、基金は、本来であれば、14億円から毎年取り崩して減っていくという計画だっ

たと思うのです。それが18億円まで増えているということなので、その理由がどうなのかというふうなことで伺ったのですけれども、今の説明ではよく分からない。

もう時間がないので、ただ、結構これまでは減ってきたのですけれども、18億円までまた元に戻ったというか、ずっと品川区は基金が18億円ぐらいずっとたまり続けているみたいな、そのような状況がずっと続いていたので、これは保険料に還元すべきだということで、私たち、ずっと言ってきました。それでいよいよ9期がまた始まりますので、この積み上がった基金は、保険料の引下げにぜひとも活用していただきたいということで、意見として申し上げて終わります。

**○塚本委員長** 次に、こんの孝子委員。

**○こんの委員** 私からは、順不同でまいります。247ページの高齢者社会参加支援と、高齢者外出習慣化事業、もう1つが、227ページ、地域福祉推進費からお伺いしたいと思います。

まず、高齢者の社会参加、外出習慣化促進の観点から、食事を通じた交流の場についてお聞きしていきたいと思います。

農林水産省の食育に関する意識調査報告によりますと、70代女性の4人に1人が、毎日一人で食事をしている。また、一人で食べることについて、「一人で食べたくないが、一緒に食べる人がいないため、仕方ない」が約31%となっていて、現在、一人暮らしの高齢者に限らず、日中一人になる高齢者や、家族がいても、家族との時間が合わずに一人で食べる高齢者が増えているということから、高齢者の孤食ということが問題視されています。この孤食は、寂しいとか、食事がつまらないということだけではなくて、一人の食事は食事の手間が面倒になって簡素な食事で済ませてしまったり、あるいは食べないということ。また、食べたとしても、いつも同じようなメニューで、栄養バランスの偏り、低栄養状態になりやすい。また、会話がないため、脳や体への刺激が減ることから、食欲不振、あるいは鬱病、こうしたことの発症にもなるなど、孤食は健康を害してしまうリスクにつながるとして課題となっております。厚生労働省では、誰かと一緒に食べる、いわゆるご飯を食べる共食を推奨しています。

そこで、農林水産省によると、この共食をしている人は、孤食の人に比べて、会話の機会がある、野菜摂取量や果物の摂取の機会が多い、健康に気をつかった食事を意識している、そういった違いが出ているとあります。

そこで、まず高齢者の孤食について、区の見解をお聞かせください。

**○川原高齢者地域支援課長** 委員からお尋ねをいただきました高齢者の孤食についての見解ということでございます。

介護予防、フレイル予防につきましては、1つとしても、やはり低栄養というところがフレイルにつながっていくということで懸念しております。総合事業でも栄養改善事業であるとか、あとは、一般介護予防事業の中でも、いろいろ食の、クッキングの教室など、2つを実施しているところでございます。

そして、こんの委員ご指摘の社会参加というところでも、高齢者外出習慣化事業ということで、フレイルになりかけな閉じ籠もりがちな高齢者の方について、外に出る習慣を身につけていただけるための機会をつくるということで、こちらは高齢者の方が気軽に参加をして、事前申込ではあるのですけれども、参加をしていただいて、高齢者ご自身がつくるのではなく、つくっていただいた栄養士の食事をみんなで食べるという事業ではあったのですけれども、残念ながら、コロナで令和3年度は開催を中止となってしまいました。そして、令和4年度、ようやく再開ができたのですけれども、共に食べるという

ところがコロナの5類移行前まではできずに、持ち帰りの軽食という形で栄養士に工夫をしていただいた食事をつくっていただいて持ち帰っていただいたというところでございます。

ようやく5月から5類に移行になったことに伴いまして、今年度、事業も4月から9月までは持ち帰り軽食なのですけれども、今月からようやく共に食事ができるようになりましたので、参加いただいた皆様のお声を聞きながら考えていきたいというふうに思っております。

**○こんの委員** 取組のご紹介、ありがとうございます。フレイル予防も通じて、今されているということでございます。

先日、ある高齢者クラブの会長と話す機会がありまして、会長いわく、いつも一人で食事をしている高齢者の現状について、また、一人暮らしでなくても、昼間は一人、家族は帰りが遅く時間が合わない、夕食も一人で食べている状態であるという、その高齢者、いわゆる加入されているクラブの方の状況も含めてお話をお聞きしたのですけれども、一人の食事は、一人で食べてもおいしくない、自分だけのものを作るというのは面倒なので、つい適当に済ませてしまう。バランスのよい食事は1日30品目と知っているけれども、たとえ一人でたくさんの食材を買ったとしても、調理しきれないし、食べきれないし、無駄になってしまう。それよりも、栄養を考えて必要な食材だけを買う、それでも食品ロスをするようにするためには、毎日同じメニューになってしまうこともあって偏った食事になってしまうということで、こうした高齢者の孤食について、会長は心配をされておりました、こうした高齢者の孤食という対策について、できれば月に1回でも、みんなで作って、みんなで食べられる、こうした機会がつかれないかと。シニア食堂というものはできないでしょうかというお声がありました。子ども食堂は、今、知らない人はいないぐらい定着しましたし、こうした事業もありますけれども、また、この子ども食堂の中で、大人の方もどうぞとご言くださる、こうした機会もありますけれども、会長いわく、お子さんと食事をする、それはそれですごく楽しいですし、高齢者の方の生きがいにもなるのですけれども、高齢者は高齢者同士の会話、内容、食べて会話をするというところから、シニア同士でそうした食事の機会がつかれないかということでもございました。

それで、まだまだシニア食堂というのは、私、調べてみたのですけれども、事例が少ないのです。認知度は低いので、23区内でも事例は聞いたことはありません。ですが、東京都では、TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業、TOKYOシニア食堂推進事業というものが実施されています。こうしたものが活用できるのであれば、品川区でも考えていけるのかなと、このように考えるところでございますけれども、シニア食堂についてのご見解と、また東京都のこの事業、お分かりになれば、少し概要などをお知らせいただけますでしょうか。

**○川原高齢者地域支援課長** 2点ご質問をいただきました。まず、2点目にいただきました東京都の食のシルバー食堂の事業の概要についてというところから回答をさせていただきます。

こちらは、「TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業」という形で、都民による事業の提案制度にて選定された東京都の補助事業のメニューの1つでございます。令和5年7月に、都の補助要綱が制定されたところでございます。目的としては、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら交流を図ることにより、高齢者の交流機会の増加や健康増進を実現することを目的としているということで、私も調査をしておりました。

そして、現在、区においては、残念ながらこういった形のシルバー食堂という名を打って実施はしていないのですが、現在、私どもの課で運営を補助をしている認知症カフェが、今年度どんどん増えております。ようやく食が再開できて、ある地区でも、認知症カフェを兼ねたシルバー食堂を開いてくだ



さっております。月に1回、持ち寄りで食事を地域の方に提供して下さっているという事例があるというところと、あとは、高齢者多世代交流支援施設でも、今まで食事自体ができなかったのが、ようやく再開になりましたので、指定管理者で行っている自主事業というところで、多世代交流を含めた食の支援を2つの箇所で行っているところがございます。

引き続き、シルバー食堂につきましては、今年度限りの補助事業となるのか、また来年度も引き続き実施するのかですとか、調査をしてまいりたいというふうに、情報収集も含めて行ってまいります。

**○こんの委員** ご紹介ありがとうございました。東京都の事業が来年も続いているようでしたら、そこら辺も調査していただきながら、どのようなスキームでこれが使えるのか、調査していただきながら、ぜひ作っていただいたものを食べる、みんなで食べる、それもすごくいいのですけれども、会長がおっしゃっていたのは、要するに、いろいろな食材をみんなで作るということも1つのポイントで、というのは、作り方が分かると、自分たちも家で作ってみようというようなことにもつながるので、その辺のところも併せてできたらといったところです。要望で終わります。

時間がないので、これで終了します。

**○塚本委員長** 次に、石田秀男委員。

**○石田（秀）委員** 249ページ、今、高齢者クラブの話がありまして、少し食事の話が似てくるので最後にします。

高齢者クラブ、行政評価シートができたと思っておりますけれども、基本は、高齢者人口は増加をしているわけでありまして。しかしながら、高齢者クラブの数、また人数、これも減少しているということです。コロナもあったということもありますけれども、少しずつ始まった、だけれども、参加者は非常に少ないと私は思っています。これ、復活があるのかなと考えたときに、まず、私の感覚では、ない。高齢者クラブの会長とも話すけれども、もう多分無理があるとおっしゃっている方もたくさんいらっしゃって、私の知っている高齢者クラブの会は、連合会から脱退した。脱会をされて、「なぜですか」と言ったら、「あんなの、入っていても何の役にも立たない。メリットが全くないんだ」というわけです。それはメリットがないから、自分たちで集まることはやるのだと。集まって、さっきの話ではないけれども、旅行へ行こうとか、食事をしようとか、こういうことはやる。だけれども、会は脱会したということでありまして。

そうなったときに、先ほど、法的な支援をしていくというお話もあったのだけれども、これはやっていくときに、ポイントで何かやったほうがいいのかなど思っていて、非常にそういう意味でいいのは、私は、安否確認については非常にいいのかなと思っています。

どうしてかという、会に行くと、「今日は、あの人、来ていないよ」と言うと、「ああ、あの人ね、今日はちょっと熱があると言うから来ないよ」とか、その人の情報をよく知っている。来なかった人のこととか。これは安否確認に1つなるのだろうなど思っているの、友愛事業とかというものは、ワーッと調べたけれども、私もあまりほかのものを調べても思っていたけれども、結構調べたら、何となくふと思ったのは、一番多いのは、輪投げだとかいろいろなものがあるのだけれども、健康体操みたいなものもあるけれども、1つは、ボランティア活動に参加したらポイント制度をつけますよというのが高齢者クラブの中の1つの事業にあるのと、これは品川区の場合だったら、シルバー人材センターみたいなものがあつたけれども、行政側の普及啓発活動を見守りと一緒のように高齢者クラブの方々に配布してもらおう。これをやっているところがあるみたいで、なるほど、こういうことをやっているのだと思ったけれども、何かこういうものをやっていかないと、ちょうどここで見直しをしていかないと、

高齢者クラブは非常にこれから難しくなるのだろうと、私もだから、何をやれというのはなかなか難しいのだけれども、今言ったぐらいしか見つからなかったのだけれども、この辺の先のこと。それから、今言ったように、先ほど言った食事に行く、私の聞いた方は行く、作るという話ではなく行くだったけれども、あと、旅行にも行ける人で行こう。あるホテルをやっている人間は、6回来てもらおうと1回無料というサービスをやっている。そうすると、これが結構来るらしい。高齢者クラブとか、高齢者の仲間の方で。早い人は1年で6回とか、7回来るらしい。こういうこともある。こういうところに支援をしてもらって、高齢者の方々がもっと外へ出ていくとか、そういうことを考えてやってもらいたいと思うのだけれども、何か方法がもしあったら、在り方も含めてお考えをお聞かせください。

**○川原高齢者地域支援課長** 様々なご意見やご提案、ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

先ほど、委員のほうからもおっしゃったグラウンドゴルフ大会も区の主催という形で先月実施したところではあるのですけれども、高齢者クラブの皆様が8割以上を占めていて、190人ぐらい参加をしてくださいました。大きな区の大会では、それだけやはり組織力というか、人を集める力を持っている連合会というクラブですので、個々のクラブも、1つ1つ減びることがないように支援をしていきたいと、栄えていくように、より活性化していくように、会員の増強に取り組んでまいりたいと思います。

見守り活動も実際に行ってくださっている友愛活動の1つとしてやはりございまして、70歳とか、固定の年齢を迎えたところに、いろいろお餅を持ってご訪問に行くということもされていらっしゃることもございます。そういった1つ1つの活動を、こういったいただいたアドバイスを参考に、また連合会の会議のほうでもご意見があった旨は共有させていただきたいと思います。

そして、全国的にもやはりクラブの減少と会の減少が課題となっているところで、今後、全国老人クラブ連合会（全老連）による実態調査が実施される予定となっているということを伺っておりまして、その調査結果を分析・検討されて、全老連より提案、また提言が図られるということでございます。この全老連の提言に対しても、参考にして活性化を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○石田（秀）委員** ぜひそれは考えていただきたいのですが、そういう全老連とかそういう話をしても、多分、結果はそんなに変わらないような気がしてなくて、先ほど言ったように、例えば、よく話が出るのは、シルバー大学の卒業生は、少人数のグループができて、どこか部屋を借りるから、その部屋が足りなくて、まとまってもらったほうが助かるのですよね、同じ習字教室を習っていたのだからとか、そういう話はいっぱいあるのです。それは今、少人数化もしてしまっていて、たくさんそういうものができているのであれば、それを変えていくために、大人数でやってもらえば、こういうメリットを出してあげますよとか、そういうふうにしていかないと、高齢者も、私も高齢者クラブの年齢だし、高齢者クラブに入っているけれども、賛助会員から正会員になってしまったけれども、多分、言われても、年に何回かお付き合いで行くけれども、普通の活動は全くと言っていいほど参加していない。そのように年をとったと思っていない。私より10個、15個ぐらい上の人でも、そう考えている人は結構いる。そうすると、行かないです、多分。そうすると、そこら辺をどうやってやっていこうというよりも、こういうことだったら、こういうようにしますよという方向性を出していかないと、その少人数も含んで取り込んでいく、クラブに入っていないけれども高齢者にとってこういうことをしていくのだということをししないと、多分駄目だと思うので、ぜひそれはお願いをしておきます。ぜひよろしく願います。

それで、これは福祉のことで1つだけ、どうしても聞きたいことがあるので、福祉政策で1つ教えて

いただきたいのは、行政評価シートがいろいろあったのだけれども、私、福祉はやはり、今度、様々今、組織改正もあるけれども、福祉は結構やらないと、組織強化をしないと駄目だと思っている。その中でぜひどこかで教えていただきたいのは、会計年度任用職員と、委託は委託でどこかしているからいい、それから派遣、そういう人たち、それから再任用の人たち、そこで事業が行われているという福祉系のものが、私はあるような気がしてならない。だから、それをきちんと正規職員がいないと、評価ができないのではないかと思う。委託だったらそれはきちんといろいろできるけれども、再任用だ、会計年度が行ったりすると、勘違いしてしまうのではないかと思っていて、そういう事業はないほうがいいと思っただけけれども、なかったら、ごめんなさい、そこら辺のところは何となくあるような気がしてならなくて、そこら辺のところ分かれば教えてほしい。

**○菅野高齢者福祉課長** 高齢者福祉課における会計年度任用職員、二十五、六人いるのですけれども、高齢者福祉課における会計年度任用職員は、介護認定の調査員たちですので、正規の職員が介護認定の調査の訪問に行くときの割り付け等をさせていただいたりとかというところで、事業全体は職員のほうで取り仕切っているという状況ですので、高齢者福祉課においては、会計年度任用職員や派遣職員だけ、再任用職員だけで回しているような事業があるかという、見当たらないので、その辺りのところは正規職員が少し事業整理をしながら効率的に事業の運営を図っていると認識しているところです。

**○石田（秀）委員** 私の勘違いかもしれないので、ぜひ私も勉強させていただきますけれども、そういうことがあったほうが、私は正規職員の方がいて、それはしっかりそういう政策をどういうふうにしていくのだ、これからもこういうふうにしていくのだということは、そこはそういう形でやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。終わります。

**○塚本委員長** 次に、木村健悟委員。

**○木村委員** 座ったまま、また今日もよろしくお願いします。

231ページの障害者まつりについてお伺いいたしますけれども、確認ですが、この9月に中小企業センターで行われた「ふくしまつり」のことだと思いますけれども、これと一緒にということでもよろしいでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 委員のおっしゃるとおり、9月16日に中小企業センターで行われたお祭りが「ふくしまつり」、障害者まつりと同じものでございます。

**○木村委員** これはなぜ名前が違うのでしょうか。私が理解できないので、それが分かればお聞かせください。

**○松山障害者支援課長** 「障害者まつり」と「レクリエーション」というものが2つあるのですけれども、それをひっくるめて「ふくしまつり」ということで、ふくしまつりについては、実行委員会形式で行っておりますので、通称として「ふくしまつり」というふうに呼ばせていただいております。

**○木村委員** その目的の下、行われた障害者まつりは、共生社会を目指す大事なまつりであると思っています。つまり、障害者まつり当日は、多くの方々が参加をしていただき、そして大盛況であったということを聞いております。どれぐらいの参加者があったのかお聞かせいただきたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 参加人数についてでございます。延べで1,870人の方がご来場いただきました。

**○木村委員** 1,800人の多くの方々が気にかけていただいているということだけでも大変うれしいことでもあります。大変ありがたいことだと思っています。

多くの方々が参加されていましたが、けがやトラブル等はなかったのかどうか、それもお聞か

してください。

**○松山障害者支援課長** 当日の安全についてのお尋ねでございます。ふくしまつりも4年ぶりの現地開催ということで、皆さん、事務局側としては、4年ぶりなので、何かということで、非常に職員も慎重に、熱中症対策ですとか、いろいろな方がいらっしゃるのと思って、いろいろ配慮を重ねていたのですが、当日は何のトラブルも起きずに、非常に皆さん、笑顔であふれておりました。ありがとうございます。

**○木村委員** これは当日何もなかったということで最高でございますから、これからもまた安全に行うことを願っています。

たくさんの方々が参加して楽しまれたことであつたふくしまつりでしたけれども、実行委員会形式で行っていると思いますが、どのような団体が、何団体ぐらいが参加された実行委員会をつくっているのでしょうか。これもお聞かせください。

**○松山障害者支援課長** 実行委員会の団体数でございます。32団体の方が参加されました。団体についてでございますが、障害者団体や区内の福祉施設の方、ボランティア団体、NPO団体、民生委員協議会の方、市民後見人の会、社会福祉協議会、しながわ子ども食堂ネットワーク、荏原・品川歯科医師会など、幅の広い多くの方が実行委員としてご参加いただきました。本当に毎回話し合いを重ねて一緒に福祉まつりをつくり上げたものでございます。

**○木村委員** 私も今、松葉杖をついて歩いている状況でありますから、このような気持ちも分かりますし、皆さんと共にまた頑張っていきたいと思っています。

そして、それだけ多くの団体が参加をされているふくしまつりをつくっているのは、大変なご苦勞であつたと思いますけれども、実行委員として参加された団体の声があれば、お聞かせいただきたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 実行委員として参加された団体の声ということでございますが、皆さん、やはり4年ぶりの現地開催ということで、実行委員の方々も久しぶりで、「どうやったか忘れてしまったよ」というような声、あるいは、忘れたところで、皆さん、補ってやっていこうよという状況でした。すごく期待も大きくて、本当にやってよかったと、当日は本当に笑顔にあふれていて、皆さん、満足げにお帰りになられていました。

**○木村委員** 障害を持った団体、方々、やはり多くの方々と力を合わせながらやっていくことが一番だと思いますから、ぜひ行政として音頭をとっていただいて、元気にみんなが無事に過ごせることをぜひ願っておりますが、その点を最後に力強くお聞かせいただきたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 「みんな集まれ！ふくしまつり」も28回目を実は迎えておまして、毎年こうやって参加団体が一堂に顔をそろえて意見交換しながら、ああだこうだ言いながらつくり上げているものでございます。区としても、障害者のご家族が、区の施設や社会福祉協議会、ボランティア団体と共に、区民との交流、親睦を図って、障害者の方への理解を深めていただくとともに、やはり障害のある人もない人も共に楽しみ、ふれあう場として非常に大事なふくしまつりだと思っておりますので、これからも職員一同、力を合わせて支援してまいります。

**○木村委員** 今、素晴らしいご回答をいただきました。一般の方々から見れば、障害を持っている方々を毛嫌いをする方々もたくさんいらっしゃいます。そういう点において、私もいろいろな目で見られていると思いますけれども、そういうことがないように、本当に一般区民も、また障害をお持ちになっている区民も、何の差別もないわけでありますから、そういう点についても十二分に注意をしてい

ただいて、これからも頑張っていたきたいと思います。

次に、障害者作品展についてであります。

障害者施設や個人で一生懸命作った作品を披露する場として、私は大変大事な機会だと思っています。作品展に出展される作品の数、作者の数などもまた教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長 作品展に出展された人数等についてお答え申し上げます。

令和4年度でございますけれども、人数としては566人の方が出展に関わりました。出展された数としては、113点といたしますか、作品でございます。最近は、結構、各団体や特別支援学校で合同で皆さんで力を合わせて作るような大きな作品ですとか、力を合わせたようなものが増えてございます。

○木村委員 やはり多くの障害をお持ちになっている方々は、健常者にはないものがあるかと思えます。そういう点につきまして、私は何か特別な才能を持ったそういう方もたくさんいらっしゃると思えますから、そういう方々に対して、また皆さんの力を貸していただきたいと思えます。

最後に、手話理解促進についてですけれども、令和4年度から心身障害者福祉会館の手話講習会に加えて、区職員、事業者、子ども、また区民向けの手話講座を行ってきたと思えますけれども、それぞれの講座を受けた方々の人数を教えてください。〔時間切れにより答弁なし〕

○塚本委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時25分休憩

○午後3時40分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。西本たか子委員。

○西本委員 まず、273ページのぷりすくーる西五反田についてお聞きします。

このぷりすくーるは、認定こども園にするということで、NPO法人から福栄会のほうに運営が変わっておりますが、いまだに認定こども園にはなっておりません。これはいろいろな理由があって、スペースの問題、園庭の問題であるとか、いろいろな課題があるのです。その課題をどう解決して認定こども園にしていくのか、そのスケジュールを教えてください。

○立木保育課長 ぷりすくーる西五反田に関しましては、認定こども園化に向けて、NPO法人から社会福祉法人の福栄会のほうに運営主体が、今、指定管理として移っております。

あと、解決しなくてはいけない課題は、やはり園庭の問題でございます。今現在の施設ですと、約90㎡ほど不足をしております。こうしたところの課題を解決するために、今、検討を進めている最中でして、明確なスケジュールは、今後の予定のところはお示しできませんのだけれども、隣の区立保育園もありますので、一体的なところも考えながら、今後検討を進めていくという、そういうような考え方でいるところでございます。

○西本委員 まだ園庭のスペースが足りないということが一番大きいと思うのですが、やはり今おっしゃったように、隣には西五反田保育園がありますので、今後どういうふうにしていくのかというのは、総合的に考えていただきたいと思えます。

ぷりすくーるは、やはり幼保一体化ということで、全国で初めて品川区が取り入れて、今の認定こども園のベースをつくった、これは品川区の財産の1つだと思っております。それを守っていただいて、

よりこれからは幼稚園、保育園の垣根を超えた形での就学前の教育が必要だと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、273ページの病児保育です。

前から病児保育は慎重にしてくださいと散々言っております。慎重にしてくださいと言っております。就労支援があつて必要だということは認めます。なので、それを含めて増やしていつているのだろうというふうに思っておりますが、今年からこども家庭庁ができました。このこども家庭庁の目的の中に、「こどもがまんなかの社会を実現するために」というものがあります。そのためにどうするかということで、「こどもの視点に立ち、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもの権利を守るため」と書いてあるのです。その観点からすれば、これ、子育て支援というのは非常に難しいのです。ですから、就労支援というのは必要なことがあります。でも、忘れてはいけないのは、子どもの利益とは何ですか、親子の関係で大切なのは何ですか、それを念頭に入れて考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○立木保育課長** お子さんが病気ของときには、お子さん自身も非常に不安になっていると思っております。そうしたときに、やはり親御さんがそばにいていただくというのは、これはもう間違いないことだと思います。ただ、もろもろ諸般の事情によって、やはりどうしても就労しないといけないというような事情もある中で、そここのところは病児保育という制度を使って、親御さんに代わってプロの保育士、看護師がきちんとお子さんの育ちを保障する、そういうような考え方の中で、今、制度を整備しているというようなことでございます。

**○西本委員** 就労支援を広げるといふのは分からないではないですが、大切なのは、親に見てもらふ、親だけではなくて、保護者の方々に見ていただくのが一番なのです、お子さんは。熱が出たときぐらい、調子が悪くなったときぐらい、会社を正々堂々と休める、そういう社会を目指すべきではないでしょうかと私は思っております。

なので、そこをしっかりと押さえた上での子育ての方々への支援をしていかなければいけない。なので、あれをやります、これをやります、それをやりますはいいかもしれないけれども、根底に置いているのは、子どもの利益とは何でしょうかということが一番大切なことだと思っておりますので、それを念頭に置いて行っていただきたいと思っております。

含めて、257ページのすまいるスクールです。

このすまいるスクール、先ほどもありましたけれども、仕出し弁当をやりました。よかったと意見があったというのは分かりました。でも、問題がありました。課題は何でしょうか。

**○藤村子ども育成課長** 今回のすまいるスクール、仕出し弁当試行ということで8月にやらせていただいたというところですが、課題としては、今回、お弁当の業者が、例えば、リユース容器を使った業者ではなかったのか、ごみの持ち帰りですとか、そういった運営面での問題があったかというふうに考えております。

**○西本委員** これも子どもの利益を考えたときに、どういう方法がいいのかというスタートでなければいけないと私は強く思っています。

そして、改めて、すまいるスクールの役割とは何でしょうか。歴史的な経過があります。以前は、全児童対策と学童保育が品川区にはありました。それをなくしてすまいるスクールになったのです。それはどういう理由なのか、そして、すまいるスクールの役割は何でしょうか。

**○藤村子ども育成課長** すまいるスクールは、全児童に対する放課後対策として、放課後子ども教室

と学童クラブの両面の要素を持つものとして始まったものということで、すまいるの役割としては、全小学校に放課後や土曜日、長期休み中に学校施設を利用して、学習、遊び、スポーツなど、様々な体験ができる場所として運用するというのがすまいるの役割と考えています。

**○西本委員** すまいるスクールが始まる前に、品川区は、全児童対策と学童保育が併設だったのです。それまでは学童保育をやっていて、児童センターが中心だったのです。それは保育という観点でやっていたのです。就労する親たちのための保育に欠けるということから、これは厚生労働省管轄のものでやっていたのです。そこに全児童対策があって、放課後対策ですね。品川区のように、全児童対策のすまいるスクールと、学童保育を統合して、そして廃止をして、新たなすまいるスクールにしたというのは、全国にないのです。なので、ほかのところは、やはり教室と学童保育は別になっているのです。学校でやっていても。そういう仕組みになっているのですが、品川区はなぜ今の形態にしたのでしょうか。目的は何でしょうか。

**○藤村子ども育成課長** 保護者の方々が自由にお預けして、子どもの育成というところで、こういった観点が一番というところで、このすまいるスクールの今の形になったかと考えております。

**○西本委員** 私は、いいところどりというのはいいことだと思っているのです。放課後事業をする、要は、就労している、していないに限らず、すまいるスクールを利用させていただくことはいいことだと思っています。そこに保育の機能を入れてくださいということを非常に強く強く私は推奨し、そういう形になっていただきました。でも、スタートは、学校、教育委員会が管轄だったのです。それが保育のほうに入っていったわけです。保育ということが強くなってきた。だから、夜も7時まで預けられるようになってきたという経緯はあります。そこで私は、大きな違いがあるのは、やはり親教育です。保育の中で親と一緒に育てるところが、やはり学校、教育委員会、PTAはあるけれども、それよりもっとすまいるスクールというのは、保護者の方々と一緒に子どもを見守るということをぜひ進めていただきたいと思っておりますが、これからのすまいるスクールの在り方についてお答えください。

**○藤村子ども育成課長** これからのすまいるの在り方としては、保護者の方の教育というところももちろんですけども、子どもにとって通いやすいですか、楽しんでいただけるというようなすまいるスクールを目指してやっていきたいと思えます。

**○西本委員** ぜひ子どもの利益を考えてください。就労支援もいいです。なので、まず子どもたちにとって、お弁当の話もそうです。何がいいのかをしっかりと見極めて進めてください。

**○塚本委員長** 次に、まつざわ和昌委員。

**○まつざわ委員** 私からは、成果報告書31ページ、福祉人材確保・定着事業、32ページの認知症高齢者支援事業、決算書255ページの児童センター運営費、順不同にて質問いたします。

まずは児童センターの運営費です。

児童センターは、児童の健全育成を目的にした施設でございます。区内には25の児童センターがあって、0歳児から18歳のお子さんと保護者が利用できる施設となっております。このような中、品川区では、こだわりを持って13地区を直営館にして、残りを委託館にひもづけて、館長が直営館、そして委託館を管理していますが、現在は、11地区が直営館となりました。要は、2つの施設で直営がなくなりました。これによって1人の館長が委託館を多く抱えているということはお聞きしております。

私にとって児童センターは、学校でいう保健室だと思っています。学校での保健室というのは、子どもの健康はもちろん、大切な居場所なのです。不登校の児童生徒が再登校へと復帰するステップとして、あるいは、教室を居心地悪く感じている児童生徒が不登校とならないように隔離をする際の手段として

ある場所です。児童相談所も来年開設しますが、その水際対策として、この児童センターがあるものだと私は思っています。

どうしてこのような状況になったのか、館長の負担、また地区割での情報の偏り、要は、情報が得ずらくなる、そういうことが起こってしまうのか、大変に心配しているところではありますが、ご説明をお願いいたします。

**○藤村子ども育成課長** 館長館の減少というところについてのご質問かと思えます。本件につきましては、令和4年度に児童センターの在り方検討ということで、児童センターのニーズですとか、そういった総合的な調査を行ったところでした。その中で、ハード、建物面が老朽化していくというところがありました。ソフト面のところで職員全体の業務でというところを整理させていただいたというところでした。

中で、センターの職員が二、三十代と五、六十代ということで二極化しているというような状況がございまして、また、児童センターの職員のアンケート等から、職員に対しては、研修ですとか、資質の向上が必要ということで、自ら思っているところがあるというような結果が出てきました。そういった人材の育成というところが少し不足しているところでしたとか、児童センターの強みをこれからどう継承していくかというところ、経験の浅い職員たちをどう育てていくかということが1つのテーマに挙がったというところで、今の児童センターの特徴を十分に生かしつつ、先を見据えた人員配置ですとか、機能的、効率的な運営を考えまして、直営館を13館から11館に集約させていただいたというところがございます。

また、要保護児童対策地域協議会ですとか、地域の中で児童センターが担う役割もございまして、直営館がなくなった地域を管轄するような直営館には副館長を置かせていただいて、情報の提供等に偏りがないように、地域、学校、保育園などもしっかり連携をとっているような状況になってございます。

**○まつざわ委員** 人材育成という部分においては、私の考えは、だから13地域とこだわりを持って品川区の心意気というか、それは継続してほしかったなということが正直あります。

でも、今回、児童指導職といいますか、これを雇用いたしました。これは私は大変大きな成果かと思っております。平成6年なので随分お久しぶりな感じなのですがすけれども、やはり私は、個人的に、この児童指導職は増やしていくべきだと思いますので、継続して頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、すすく赤ちゃん訪問についてお聞きいたします。

これは、厚生労働省から下りてきた事業だと認識していますが、区では、助産師、保育士、また児童センターの職員が、生後4か月未満の赤ちゃんがいるご家庭を訪問します。どのような方法で児童センターの職員が行っているのか教えてください。

また、チャイルドステーション事業、妊娠した方へ母子手帳交付等をするときに、最寄りの児童センター、保育園などを紹介したパンフレットをお渡ししまして、同じ悩みを持つ仲間同士で交流、情報交換できるチャイルドステーションとなり、子育てを支援していく事業です。この2つの事業の最近の利用率、そして利用数をお示してください。

**○藤村子ども育成課長** すすく赤ちゃん訪問の事業でございましてすけれども、こちらは保健センターの事業となっておりますが、全体で対象が令和4年度ですと3,400人程度というところでした。そのうち訪問ができなかった方を児童センターの職員のほうで訪問させていただいているというところでした。こちらは児童センターのほうでは89名のところに訪問したというような形となっております。

児童センターが訪問するときには、2人1組で訪問しておりまして、訪問前には自宅確認を兼ねて訪



間のお知らせを投函させていただいて、その上で、その後に1回訪問して、そちらでまた会えなければ、もう一度訪問するというような形で2回訪問しているようなところです。その内容を保健所に報告しているというような事業になっております。

また、チャイルドステーション事業につきましては、児童センターがこの役割を担っているというところなのですが、実際、チャイルドステーションということで児童センターにいらっしゃったとしても、そのまま親子サロンですとか、児童センターでやっている事業にご参加されるというような形をとったりするので、個別に集計はとっておりませんというような状況でございます。

**○立木保育課長** 保育園でのチャイルドステーション事業でございますが、保育園も、チャイルドステーションとしては、授乳ですとか、トイレですとか、そういったことにお気軽に利用できるというところになっていまして、そちらのほうは特に統計はとっていないのですけれども、それにプラスして、園庭開放や行事参加、保育体験などの事業をやっております、こちらがコロナで3年ほど休止していましたが、今年の5月8日から再開いたしまして、実績のある園が、今年度、5月以降、8園ありまして、今言った行事等の参加、それから保育体験等で合計26名の方にご利用いただいております。

**○まつざわ委員** すくすく赤ちゃん事業については、先ほどお話しいただきました準備投函をセンターの方がやるそうですね。準備投函というのは、前もって投函をするのですけれども、センターによると思うのですけれども、ほとんど返信がないということが実際に現場のほうでは上がっているのです。この事業の区割りの中で、例えば、目の前にその当事者の方がいるのですけれども、その後ろが児童センターなのです。でも、センターの区割り方で、少し遠い児童センターの職員がわざわざそこに来て投函をするということが起こっているのです。そうすると、これは児童センターの区割りではなくて、こういった割合でこの事業が起こっているのか教えていただきたいのが1点。

チャイルドステーションです。すばらしい事業で、来てくださいという事業だから、成果がほかのところ流れていって見えないということは分かりました。児童センターの在り方検討会も終わりましたが、チャイルドステーションも事業として予算をつけてやっているわけですが、なかなか成果として人数が把握できない。呼び込むことが目的だとすれば、それでよしだと思うのですけれども、例えば、そういった事業の整理もやはりいろいろと検討していかなければいけないと思います。

例えば、平成20年から児童センター事業としてスタートしました赤ちゃんふれあい事業、この事業は中学生が赤ちゃんとふれあうことで、赤ちゃんの成長、発達を学び、直接ふれあうことで命の尊さ、すばらしさを体験する。地域と連携し、中学生の健全育成につながるという事業です。私、この事業、本当に感動しているのです。こういうすばらしい事業こそ、区でもっともっと力を入れて、例えば全部の中学校と一緒にやっていくとか、児童センターの負担もあるかもしれないのですけれども、そういった事業の整理が必要かと思いますが、ご見解をお聞かせください。

**○藤村子ども育成課長** まず、準備投函のお話ですが、投函は地域センターの13地区で区分して、児童センターがそれぞれ対応する館長館でやっておるので、境目とかだと少し離れたところが投函するというパターンはあるかもしれないのですが、というところです。

また、ほとんど返信がなしというところが、マンションですとか、表札がないご自宅ですと、本当に本人なのか分からないというところなので、投函をご遠慮させていただいているパターンもあるので、そういった意味で返信がないというような言い方もあるかと思えます。

あと、赤ちゃんとのふれあい事業のところでは、こちらは中学校との連携で児童センターが中学校に赴くというような形で行っているのですけれども、親育ち事業の一環として行っておりますので、今後、

コロナも明けているので、拡大したいというふうに考えているところなのですが、こちらについては学校と調整をしてみたいと思っております。

また、この事業には、ファシリテーターとして、赤ちゃんとのふれあい事業の養成講座に参加された区民の方に参加していただいていますので、そういった意味で、地域で子育てするという土壌を育むような事業にしていきたいと思っております。

**○まつざわ委員** センター割り、表札の話は、職員の方も実際におっしゃっていました。なかなか分からないので入れられないという、そういう課題はあるかと思えます。

今、森澤区長の肝入りで始まりましたおむつ配達、例えばああいう支援員訪問の中で、児童センターの紹介とかをどんどんやっていけば、例えば、チャイルドステーションの事業の代わりにする周知ができるかなと思っているのです。新しい新規事業にそういう結びつけというのは、私は効果があると思うので、そういった意味でいろいろ取り組んでいただきたいと思っています。

関連して、区では、両親学級を保健センターの下でやっていますけれども、児童センターでは、ごめんなさい、私、ホームページで見て、正しいかは聞いていないのですけれども、父親とか、多胎児親子のコミュニケーションづくりとしての事業がありました。これは福祉部での視点とは違う角度で子どもや保護者を見守るために始まった事業かと思えますが、どのような事業で、どういう状況なのか、ご説明をお願いいたします。

**○藤村子ども育成課長** 父親の育児参加事業というところでございます。こちらについては、2種類、父親の関係の事業がございまして、児童センター全館で実施している父親の子育て応援事業というものがまず1つです。もう1点が、3つの児童センターで開催している父親の親育ちワークショップというものがございまして、2つ事業がございまして、父親の子育て応援事業は単発事業で、親子でプラレールで遊ぶですとか、親子間とか父親同士のコミュニティ醸成に役立つようなものでして、もう1点のワークショップのほうは、3回ぐらいのシリーズ物で、1回目は絵本を読んだり、2回目はボードゲームをしたりとか、そういった形で同様に交流を図っているようなものになっています。

双方とも父親の育児参加が進んでいるというところで、参加者が伸びているというような形になっております。

あと、多胎児のところについてお話しいただいたのですが、多胎児を対象にした事業の実施はないのですけれども、そういったカテゴリーというか、そういった方々で集まられて児童センターのほうで活動されているというふうなお母さん方の団体とかがあるというふうには聞いております。

**○まつざわ委員** 最近だと、在宅で仕事をする父親が増えているというので、土日の事業参加は大変多いと聞いています。要望を聞けば、すぐに活動に取り入れてくれたり、行っている児童センターがあまり多くないので、もっともっと拡充したいという、これは要望で終わらせませう。

すみません、時間がなくなったので、認知症支援事業について先にお聞きします。

成果報告書の中にもありますけれども、認知症サポーターの充実です。あれは本当に素晴らしいです。今年度の事業ですけれども、オレンジフェスタ、私の認知症のボランティアの知り合いもたくさん参加していて、区から声かけがあったということが大変評価につながっています。もの忘れ検診もガイドブックがすばらしくなったので、どういう経緯であのすばらしいガイドブックができたのか、お願いします。

**○川原高齢者地域支援課長** オレンジフェスタの取組、ご参加、ご見学いただきましてありがとうございました。検診のガイドブックにつきましては、令和4年度新規事業として開始しましたので、そち

らの検討も踏まえまして、お医者様の意見を入れて、さらに充実を図ったところでございます。

○塚本委員長 次に、若林ひろき委員。

○若林委員 247ページの高齢者活動支援事業から、2項目ほど確認をさせていただきます。

1つ目が、高齢者向けパソコン・スマホ教室、これはシート等で確認いたしまして、実施回数が前年度比3倍弱、また、参加人数も5倍弱というふうに数字を確認いたしました。行政コストのほうで表で見ますと、支出としては、委託料が4倍に増えた。逆に収入では、都の支出金が3倍増えたということで、いわゆる収支のバランスで言うと、前年度とはあまり変わっていない中で顕著な実績を残されたというすばらしい事業と評価いたします。すみません、シートですので、ほかに2事業も混ざっていますけれども、ざっくりと。

今後の展開のお話をお聞きしたいと思います。事業の拡充が正にダイレクトに参加者数の増加につながり、コストを含めて、またニーズにも合っている事業として、今後の展開を期待したいと思います。

会場は、パソコン、タブレット、スマホ、全部やっている会場もありますし、またスマホのみの会場もあります。会場の住所地で追ってみますと、大井、東大井、東品川、西中延、旗の台、大崎。今、限定的な状況であると思います。ぜひとも各地域での開催の可能性をお願いしたいと思いますので、内容の充実とともに、会場のない地域への今後の展開をお聞きしたいと思います。

続けまして、これは今年度から始まった事業の確認をさせていただきたいと思います。

7月から補聴器の購入費用の助成の申請が始まりました。申請数、それから助成決定数、ここら辺を確認しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○川原高齢者地域支援課長 2点ご質問をいただきました。

1点目は、はじめてのスマホ教室、パソコン教室などをはじめとしたICT教室の場の充実、確保の今後の展開はいかがかというご質問でございます。

令和4年度から令和5年度にかけて、スマホ教室は1か所開催場所を増やして実施をしているところでございます。やはり皆様、地域の方のご意見を伺いますと、近所のほうが通いやすいというようなご意見もいただいたりとか、逆に、介護予防になるので、バスに乗って、自転車に乗って通うという元気な方もいらっしゃいますので、そういったご意見を踏まえながら場所は検討してまいりたいと思いますが、引き続き、開催の場所が少ないところに関しましては、昨年度の形になるのですが、八潮地域と品川第一地区で試行的に実施したのですけれども、そういった状況も踏まえながら、試行的な実施も踏まえながら、さらに研究を進めてまいりたいと思います。

そして2つ目の補聴器購入費助成、今年度の事業ではございますが、状況についてのご報告をさせていただきます。

今年度7月から開始いたしました。4月から6月までは普及啓発という形で、耳の聞こえ相談会ですとか講演会を実施して、非常に反響があったおかげと申しますか、そのかいもございまして、こちらが予想した形をはるかに上回る申請をいただいているところでございます。

10月4日現在の申請者数は153名でございます。ただ、うち、残念ながら不適合者数という形で14名ほど課税の対象者の方であったりですとか、聴覚障害をもう既にお持ちで手帳を保有している方も中にはいらっしゃいました。その方も含めた申請者数が153件でございます。

そのうち助成が実際に完了した、支払いまで現時点で完了した方は22名という形でございます。

そして、助成は決定し、まだこれから支払いの準備を進めている方、こちらは一定程度、数か月、場合によってはお時間がかかる方もいらっしゃるのですが、こちらは65名いらっしゃるような状況でござ

ざいます。

**○若林委員** パソコン・スマホ教室のほう、先ほどの、ずっと、3人の委員から様々な質疑がありまして、スマホのAndroidが非常に人気が高いと。一方で、では、パソコンは、タブレットは、ということもあります。そこら辺の精査をしていただきながら、先ほど、八潮の話もありました。恐らく、いわゆる地域センター関係、なかなか固定的にお部屋を使うということが、ほかの区民の方の利用にも差し障りがこちらに出てくるという懸念もあります。そういったところでは、シルバーセンターでは、今、実施しているほかには、五反田、西五反田、上大崎、南大井、豊、小山、後地、南品川、西大井という各地域にシルバーセンターがあって、ゆうゆうプラザも4か所のうち3か所、平塚では行われていないということですので、しっかり所管の中で、まずどこまで広げられるかチャレンジをしていただきたいというふうに思います。ご答弁があれば、よろしくお願ひいたします。

それから、補聴器のほうは、ありがとうございます。経過が分かりました。ということで、助成済み、決定を既にされている方がいらっちゃって、そして今、対象者の中でも審査中、決定待ちが、差し引き、大体数十人ぐらい、五、六十人いらっしゃるといふ計算になると思います。80人分を年度の当初予算で組んでいる中で、既に決定済み、決定で超えていて、さらに審査を待っている方がいらっしゃるといふことで、ここは既に購入されて申請をされているという方々でございますので、こういった方々への助成適用は年度内、前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、これについてはご答弁いただきたいと思っております。

事業の目的から言いまして、家計の状況によって助成の対象になる、またならないという仕組みは、私は、改めて、改めるべきというふうに感じております。今回、対象外、大体14名の方が、分かっただけ、分からずか申し込まれたわけですけれども、この中にも住民税非課税、課税の方、また非課税の方とのぎりぎりのところにいらっしゃるといふ方も容易に想像できるわけです。それは大変にしつないなというふうに思っております。家計の状況にかかわらず、誰もが難聴になる可能性がある。また、家計の状況がよくても、生活の質の低下やフレイル、また認知症になる可能性があります。ぜひ制度の狭間をつくらず、誰もが対象となるような、必要と判断された方がサービスを受けられる、そういったベーシックな支援とすることが、私は望ましいというふうに思っておりますので、この点についてもご答弁をお願いいたします。

**○川原高齢者地域支援課長** 3点、ご質問をいただきました。

まず1点目は、会場の拡充、場所の拡充、例えばシルバーセンターなど、今現在使用していない場所の使用についての見解でございます。シルバーセンターは、もともとコンパクトというか、小規模なシルバーセンターが多い関係で、本来の高齢者の方が使っている目的外利用という形で時間内に使っているケースがとても多いので、年間を押しえるのがとても難しいところではございます。会場数がたくさんあるシルバーセンターなり、ゆうゆうプラザをまずは検討材料として研究を進めてまいりたいと思っております。広くいろいろな場所のところをご利用いただきたいというふうに、所管としては考えてございます。

そして2点目が、助成件数が予算の件数を上回っていることについての年度内の助成をというご意見であります。ありがとうございます。やはり耳の聞こえに不具合を感じている人が少しでも早く補聴器を手元に入手したいという思いは区としても感じてございますので、その辺りは、財政部局とも相談をしながら速やかに実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

そして3点目は、所得制限の撤廃についてのお考えというところでございます。本来の目的は、やは

り補聴器の活用を促すことで、難聴を起因とした社会的な孤立や活動低下によるフレイルを防止して在宅生活の延伸、自立支援の向上、そして社会参加、人と触れ合うことを目的としておりますので、そういった意味では、課税対象かどうかというところは、やはり考えていただかなければいけないところがございますので、引き続き、他区や都の助成内容の動向も見ながら研究を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○若林委員** それぞれ大変前向きなご答弁をいただいたと思います。補聴器のほうは、ずっと一般質問、代表質問等でもやっておりますけれども、ぜひ医師の方、また販売店と連携をして、そして何よりも今回購入をされた方々が、品川区のシステムで補聴器が生活の質の向上等に資するかどうか、そういう検証する仕組みの構築を引き続きしっかり行っていただいて、事業の拡充をまたしていただきたいと思います。

**○塚本委員長** 次に、高橋しんじ委員。

**○高橋（し）委員** よろしく申し上げます。276ページ、保育支援費のうちの区内私立保育園経費について、順序が逆になりましたが、257ページ、児童相談所、同じく、青少年育成事業。

まず、276ページの区内私立保育園の経費についてですが、今年1月、都内で4区、杉並、中野、品川、江戸川、そして6市21か所で認可保育園を運営する株式会社コスモズによる補助金過大受給についてマスコミ報道がありました。これは三鷹市と小平市の2か所の施設で不正受給の疑いがあるというものです。品川区内においては、この会社が運営する施設が2か所あります。認可園のしなおコスモ保育園、大井一丁目、令和2年4月開園です。そして認可外の企業主導型保育園のとごきしゅコスモ保育園、これは平塚二丁目であります。こちらは令和3年3月開設。このしなおコスモ園は認可園であります。開設時に補助金を含めて、現在も私立保育園経費を支出しているということから、報道は他自治体のものなのですけれども、質問させていただきます。

この会社は、マスコミ報道後、社外調査委員会を設置し調査しました。都内1区4市において補助金過大受給があることが発覚しましたという報道があります。品川区の施設は、この調査対象に含まれていませんでした。当該保育園は、令和2年4月開園ですが、開設時の補助金等についての実績報告の段階で、品川区のチェック機能が働き、不備があれば、その段階で修正していたことがあったのでしょうか。それともなかったのでしょうか。お伺いします。

**○石井保育支援課長** しなおコスモ保育園に対する補助金受給の件でございます。もちろん開設に関する経費の補助金に関しましては、補助金の申請があった後、幾つか打ち返しをしながら経費の精査をした上で補助金の交付決定をしているところでございます。

**○高橋（し）委員** 精査をして補助金を交付したというお答えでした。当該会社が外部調査委員会を設置したのですが、その報告書、品川区は含まれていませんが、かなりいろいろな手法で、本当に分かりにくいというか、かなりいろいろな形で不正をしていたというような報告になっています。品川区は入っていなかったのですが、その報告書を取り寄せて、再確認を実施していれば、その方法を今どういうふうに行っているか。していなかったら、していなかったで結構ですが、お伺いします。

**○石井保育支援課長** 本件報道等を受けまして、一度、文教委員会で報告をさせていただいてございます。今回、内装工事等々、厨房機器のほうで1つ疑義が生じているということで、現在、書類を精査している途中でございますので、その中で、もし不正等がありましたら、返還請求等を行ってまいるのでございます。

**○高橋（し）委員** では、確認しますと、最初に補助金等を交付したときにはオーケーだったと。し

かし、この報道を受けて精査をしたところ、疑義が出てきたので、そこを精査して、もし不正があったら、内装工事は補助金の対象にどこまでなるのかはあれですけども、そういうことも含めて、今後、チェックしていくということですが、東京都と一緒に行って監査をしなければいけないのだと思うのですけれども、その点のことはやられていますか。

**○石井保育支援課長** 委員がおっしゃった東京都の監査というものは、今、東京都と他区、他市のほうで行っている合同監査のことを差しているものと考えてございます。まず1点、今回、開設準備にかかる経費でございますので、こちらは区が都や国の財源を用いながらやっているものですので、区のほうでチェックをしていくというふうなところでございます。あとは、児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づいた、いわゆる報告の聴取というふうなことで、今後、例えば、チェック機能を働かせるということもないわけではないのですけれども、そこについては切り分けて考えているところでございます。

**○高橋（し）委員** 現在、調査中ということで、今ご説明いただきました。よろしくをお願いします。

この事案は、1月にマスコミが報道し、15回にわたって非常に詳細に報道されています。この報道によれば、外部調査委員会により、1区4市にわたる不正が発覚したものであり、それぞれの自治体のチェック機能がなかなか働かなかったということが報道から読み取れます。

品川区では、認可保育園に対して、今、課長からもお話がありましたけれども、子ども・子育て支援法に基づく監査権はあるのですが、児童福祉法に基づく監査権は東京都にあります。ということで、来年度、児童相談所が開設します。それに伴い、児童福祉法に基づく監査権も区に移管されます。ということで、その対象範囲は、区立35園、幼保一体施設6園、公設民営4園、私立認可98園、家庭的保育施設2園、小規模29園、認可外保育施設39園の計213園に上ります。これらの施設に年に1回の監査を実施するとすれば、多大な時間と人員が必要と推測されます。保育施設は、先ほど少しあった会計上の検査のみではなく、児童への適切な保育が行われているということをチェックすることが非常に重要な検査のポイントだと思います。

ということで、来年度に向けて児童相談所を開設するわけですから、人事配置、そして予算編成の時期でもありますので、監査体制の充実をどのように考えていらっしゃるのか、具体的に体制整備の状況をお伺いします。

**○立木保育課長** 指導検査の担当は、今、保育課にございますので、お答えさせていただきます。

児童相談所設置市事務が移管されることに伴いまして、指導検査も大幅に増えることが確実になっております。ですので、それに合わせた人員体制を、令和4年度から順次人員を増やした形で指導検査ができる体制を、今、構築している最中でございます。それに合わせて人員要求等も年次で行っているというような状況でございます。

**○高橋（し）委員** 令和4年度から整備をしてきているということですね。複雑な補助金の制度なので、先ほど言ったように、大変な時間や人員が必要なのですけれども、やはり行政の甘さがこういった形で他の自治体に出ていると思います。先ほど、令和4年度から増やしているということですが、令和5年度以降もそうやって整備、体制を強化していくところでしょうか。その点、お願いします。

**○立木保育課長** 一遍に増やすことがなかなか区全体で考えなければいけないため難しいので、毎年毎年体制を強化しながら、令和4年度、令和5年度、そして来年度という形で、今、増やしてきているところでございます。

**○高橋（し）委員** この不正受給等は決してあってはならないことですので、その監査体制、かなり膨大なものになると思いますが、きちんと進めていっていただきたいと思います。

児童相談所に関連してですが、文教委員会でも少し確認させていただいたのですが、児童相談所開設を先行している8区で、措置費共同経理課を区政会館内に設置するという事です。品川区も来年度ありますので、この措置費共同経理課について簡単にご説明いただいて、品川区では来年度予算にどのように反映させ、どれくらいの予算規模になるのでしょうか。お願いします。

**○長谷川児童相談所開設準備課長** 措置費共同経理課に関するお問合せをいただきました。先行8区では、第3回定例会に合わせて規約を提案してございます。品川区におきましては、まだ根拠となる設置条例がありませんので規約には載せておりませんが、児童相談所設置条例を提案した後に、その規約の修正ということで、改めて提案をさせていただく予定となっております。それに関しましては、先行8区と同時に上程するといったところで、今、打合せをさせていただいております。

来年度予算に関しましては、その措置費共同経理課に派遣する職員の経費、あるいは負担金、あるいは初度調弁としまして施設を借りた際に発生する費用等々について計上しているところがございます。

**○高橋（し）委員** 承知しました。児童相談所開設に向けて、たくさん準備が必要だと思いますが、しっかりと進めていただければと思います。お願いします。

**○塚本委員長** 次に、松本ときひろ委員。

**○松本委員** よろしく申し上げます。私からは、227ページ、長寿お祝い事業、少し時間が間に合わないかもしれませんが、257ページのすまいるスクール運営費について伺います。

まず、長寿お祝い事業ですが、この事業の目的を改めて確認できればと思っております。

あと、この事業、社会福祉協議会も同様に高齢の長寿の方に区内共通商品券を配っているところかと思いますが、事業が重複しているように思えるのですけれども、この点についても、どうしてこういうことが行われているのか、お願いいたします。

**○東野福祉計画課長** 長寿お祝い事業の、まずは目的でございます。こちらは、お祝い金を贈呈することによりまして、長寿を祝福しまして、敬老の意を表すということの目的を持っております。また、直接本人または家族の方にお祝い金を手渡すことにより、所在確認、安否確認を行うという側面も持っているものでございます。

社会福祉協議会も区と同様のお祝いをお渡しするという事で、区と同じような形の事業を社会福祉協議会の事業として行っているものでございます。

**○松本委員** 目的を大きく2つおっしゃっていただいて、後段の目的については、社会福祉協議会とかぶっているということであれば、それを続けるということについては考えるところもあるのかなというふうに思っております。

これだけでなく、ほかにもあるので、さらにお伺いしていきたいのですけれども、かつては、傘寿の方にも配られていたというふうに議事録で確認いたしました。これが平成30年〔同日後刻に「令和元年」と訂正あり〕に廃止されている。この平成30年〔同日後刻に「令和元年」と訂正あり〕に廃止されたときの経緯と、あと、なかなかこういった事業を見直される場合には、反対意見もあったのではないかとこのように思いますが、この辺りの経緯をお伺いできればと思います。

**○東野福祉計画課長** 長寿お祝い事業、傘寿、80歳の方へのお祝いにつきましては、令和元年度から廃止ということになっております。当時ですけれども、国の人生100年時代構想ができて、また、男性の平均寿命が80歳を超えてから5年以上経過したところから、廃止に踏み切ったということになってございます。

当時は、やはり本人とかご家族の方から、なぜなくなったのかというようなお問合せがあったという

記録がございます。こちらにつきましては、丁寧に説明し、ご理解いただいたということでの記録がございます。

**○松本委員** そうなってくると、政治判断のところもあったのかなというところがございます。すみません、先ほど、平成30年と申し上げましたが、令和元年ということで訂正させていただきます。

当区ですけれども、今は、88歳、90歳、99歳、100歳、あと101歳以上の方に区内共通商品券を、大体予算が、四捨五入すると、約3,000万円ぐらいかけてやられているというふうなことかと思えます。少し確認なのですが、これ、101歳以上というのは、101歳以上の方は毎年配られているということでしょうか。

**○東野福祉計画課長** 101歳を超えている方につきましては、毎年配ってございます。

**○松本委員** そうすると、どんどん寿命が伸びていくと、どんどん配る人数が増えていく、それはいいことなのですが、寿命が伸びるということはいいことだと思いますけれども、毎年配っている。

令和4年度の配布人数が3,541人で、前年度を確認すると、300人ぐらい増えているかと思えます。これは1割増、1割ぐらい増えているというふうなことです。これは一番ボリュームがあると思われる団塊の世代の方々が、まだそこまで達していないので、今後かなりの増え方をするのかなというふうに思うのですが、こちらは区としては今後の増え方をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**○東野福祉計画課長** 品川区におきましても、75歳以上の後期高齢者の人口が増えてきておりますので、この後も増えてくるというような見込みをとっております。

**○松本委員** なかなか人口の予測は難しいところかと思いますが、令和3年から令和4年度だけでも1割増えているということなので、今後、かなりの増え方が、1割増えていくだけでも、10年たったらかなりのことになるのかなというふうに思っています。

このいわゆる敬老祝い金、他の自治体では廃止を含めた見直しもされている。特別区内を私も調べたのです。これ、面白いのです。渋谷区などは75歳以上、毎年1万円配っているということで、千代田区も、100歳以上の方には6万円分配っているということで、すごいなというふうに思います。ただ一方で、特別区内を見ましても、100歳の方にだけお配りしているというふうな自治体が3区ほどある。やはり特別区内でもいろいろと状況は変わっているかと思うのですが、ただ一方で、例えば川崎市とか横浜市、都内でも八王子市が廃止をしているというところでは、今後人口が増えるということは認識は共通しているかと思えますし、支える成人年齢の働いている方たちの人口も少し減っていくというふうな状況、これは東京都、品川区もいずれそうなるかと思えますけれども、あとは、社会福祉協議会とも重複しているということで、88歳と90歳の方たちについては2年ごと、90歳と100歳では1年、100歳以上の方たちについては毎年ということなので、少しここは見直しの時期にも来ているのではないかと思います、ご意見を伺えればと思います。

**○東野福祉計画課長** 区におきましては、今のところ、見直しを考えてはおりません。といいますのは、令和4年度の男性の平均寿命が81.05歳、女性が87.09歳ということで、88歳まで達していないというところがございます。そういった経緯、それから、近隣区におきましても、88歳、米寿のお祝いをしているという区がほとんどでございます。先ほど、渋谷区、それから千代田区の例もお伺いしましたけれども、近隣区でいきますと、ほぼ全区が88歳のお祝いをしている、今年の8月に調べた実績ではそうなってございます。



そういったところも含めまして、品川区としては、引き続き、この事業については続けていきたいと、またいろいろなお礼のお手紙ですとか、お電話もいただいているところですので、高齢者の方に向けて、安否確認も含めた事業として続けていきたいと考えているところです。

○松本委員　なかなかこれは決断が難しいところだと思うのですが、少し観点を変えて、先ほど、安否確認というところのお話があったかと思います。一方で、簡易書留で送っているというふうな情報もあるかと思いますが、これは今、どういうふうに送られているのでしょうか。

○東野福祉計画課長　実は、コロナ禍におきましては、直接お届けすることが非常に難しい状況ということを踏まえまして、郵送で簡易書留等を使ってお送りさせていただいております。

今年度、令和5年度に関しましては、見守りの観点から、直接お伺いしてお届けするという方式、民生委員のお力を借りて、そういったお届けの方式に、また復活をさせていただきました。今後もそれを続けていきたいと思っていますところです。

○松本委員　令和5年度からは民生委員の方が伺われているということで、よかったのかなとは思いますが、ただ一方で、安否確認のところに関しては、例えば、同じシニアの方でも、実際に家族の方がたくさんいらっしゃる方もいらっしゃるれば、孤独な方も、独居老人といわれる方もいらっしゃるかと思います。先ほど、なかなかこれ、見直しは難しいとおっしゃっていましたが、個人的には、これだけ予算の制約がある中で、では、誰に、どういう方にターゲットを絞るのかというのは重要なことというふうに思っております。例えば、独居老人の方に集中的にお渡しするというので、かつ、そこから安否確認をしていただきつつ、さらに必要な方には支援をしていただく、そういうふうな方式もあるかと思うので、これは要望ですけれども、ぜひとも見直しをしていただければと思います。

○塚本委員長　次に、藤原正則委員。

○藤原委員　231ページ、障害者支援、285ページ、生活保護。

区の職員の皆様は、本当に一人も残らず一生懸命お仕事をしてくれていると思います。ありがとうございます。ただ、今日は民生費なので、福祉部についてお伺いしますが、まず、本庁舎入り口を入ったところ、障害者支援課、本当に決算書を読むと、いろいろな項目がある中、あの人数でこれだけの事業をやられていて、本当に痛み入ります。ありがとうございます。

課長、職員の方のメンタル面をどう支えているか教えてください。

また、生活福祉課にご不安で来られる方、いろいろなお客様がいらっしゃると思うのですが、面接等を対面でやられていると思うのです。それで、課長、メンタル面をどう支えているか教えてください。

○松山障害者支援課長　お褒めの言葉、ありがとうございます。私どもは、庁舎3階で、本当に入っただけで、区民の方が入っただけのところですので、区役所の顔だと思っています。そのような使命を持って職員も従事しているところです。

職員につきましては、やはり孤立させない、一人にさせない、とにかく相談を受けやすいように、嫌なことがあっても、いろいろなことがあっても、すぐに報告できて相談できるようにしましょうということで、私もいろいろな失敗を職員に見せているところでございます。職員一同、本当に区民の方に対して、安定した丁寧な対応に努めているところでございます。ありがとうございます。

○豊嶋生活福祉課長　生活福祉課も、様々なご相談をお受けして、いかに、どのように手を差し伸べられるか、各相談員が一人一人考えて、その方ごとに適切なアドバイス、もしくはご提案をさせていただけるように、日々、職員は精進しているところでございます。委員おっしゃられるように、いろいろ

なことが、やはり窓口で起きます。その中でも係内、課内、チームワークを持ちまして、各係であれば、係長がその辺りをぎゅっと信頼関係の下にうまく指導していただいていますし、課の中でも、そういったことが周りにあるときには、システムティックにみんなで対応できるように日々動いておりますので、その辺りにつきましては、今後もさらに気を引き締めて動いてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

**○藤原委員** 改めて、ほかの課はやっていないということではないですからね。今日は福祉部だからと、きちんと今回、断りましたから、そこはよろしくお願いします。

497ページ、介護の特別会計で、これ、しながわ出会いの湯が入っているのですけれども、なぜこれ、介護保険特別会計なのですか。やっているのが健康課なのです。これ、どうしてですか。健康課長、伺いますが、出会いの湯、もちろんこれ、きちんとした施策ですから、月1回ぐらいは課長自身がきちんと銭湯へ行っているのですよね、その確認。

それと、227ページ、重層的支援のところで、孤独・孤立対策で、政府の総合事業の1つであったものに、東京都の中では、江東区と品川区2つだけ認められましたよね。今回、なぜ今、重層的支援なのか。途中の、開設は令和7年からですよね。なのに、なぜここを申し込んだのか。採択されてすばらしいと思うのですけれども、あと、今、この人員で大丈夫なのかお伺いします。

もう1つ、251ページの高齢者の住宅あっせんなのですからけれども、この頃、テレビでよく高齢者が住宅を借りられないということをテレビでやっているのですけれども、そのとき、私は言葉が出ます。「なんだ、品川区に来ればよかったのに」という思いがあるのです。なぜかと言ったら、すごくあそこの係、評判がいいではないですか。私は、品川区に来ればいいのだ、品川区に住んで、あそこの窓口でお願いすればいいのだという心が出てしまうのですけれども、その心に偽りはないですよね。お伺いします。

**○若生健康課長** しながわ出会いの湯事業についてのお問合せにお答えいたします。

この事業は、もともとは福祉部の高齢部門のほうでモデル実施というところから、平成7年ぐらいからやっている長く歴史のある事業でございまして、健康課のほうでやるようになったところと言えば、地域の公衆浴場を利用して、高齢者が気軽に参加できるプログラムと入浴サービスを合わせて実施して、健康の生きがいがづくりにも役立てるといような趣旨で、介護予防だけでなく、生きがいがづくり、地域とのふれあいというところも併せて行っているというところで、健康課で高齢者福祉課から執行委任を受けて行っていると。また、補助金のほうも、介護保険特別会計から歳入で入っているということも活用しているということで介護会計になっているということでございます。

それから、銭湯に行っているかどうかというところでございます。毎週というわけにはいきませんが、今年度も夏頃に銭湯に、出会いの湯の事業に私も参加して利用者と意見交換をしてきたところでございます。

**○東野福祉計画課長** 私からは、孤独・孤立対策についてお答えしたいと思います。

重層的支援体制整備事業と一体的に進める必要があるということで、複合課題、隙間の課題について、孤独・孤立という部分については進めていかななくてはいけないということで、応募をさせていただいたものでございます。

人員の体制でございまして、今年度は国の予算を使いまして調査等を行う予定でおりますが、来年度以降、こういった形で拡大していくかも含めて、また必要な人員については要望させていただきたいと考えているところです。

**○川原高齢者地域支援課長** 高齢者の住宅あっせんに関するお尋ねでございます。窓口の職員の対応が非常によいであるとか、ご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

事業がとても拡充してございまして、令和3年度から令和4年度にかけて、対前年度比300%を超えるような勢いで助成を行っているような形でございます。今年度も引き続き、去年の助成件数を今超えているような状況でございますので、今年新たに職員も1名増やしていただきまして4名体制で頑張っているところでございますので、ご質問いただいた心に偽りはなく精いっぱい頑張っております。

**○藤原委員** 出会いの湯、これは拡大してください。週1回だけではなくて、隔週でいいから、週2回ぐらい行けるように。私も効果を感じています。出会いの湯の日に行っているだけですから。割引を受けていませんから。きちんと地元の銭湯へ行っています、毎週木曜日に。よろしくお願いします。

245ページ、福祉人材確保についてお伺いします。

私は、何回も要望しました。他区で直接介護従事者の方に10万円給付している区があると。品川区でもやってほしいと何回もお願いしました。いつも検討するということですが、検討の結果を教えてくださいませんか。

**○菅野高齢者福祉課長** 私からは、他区でやっている奨励金のことについての区における検討ということでお答えさせていただきます。

こちらについては、私からもそちらの区のほうに問合せをさせていただいたりとかして、事業の実態等も聞かせていただいております。交付人数が約200人で、年間2,000万円規模の予算で、区独自の経費で実施しているというふうにも聞いております。ただ、やはり全て区独自経費というところなので、現在、効果検証中というふうにも聞いておりますので、もう少し品川区としては様子を見ながら検討していきたいと思っております。

**○若生健康課長** 出会いの湯を増やす件に関しまして、ただいまコロナ禍を経て、徐々に定員を拡大してきていまして、徐々に利用者も戻ってきているところですので、今後、浴場組合ですとか、委託しているシルバー人材センターともお話ししながら進めていきたいと考えております。

**○藤原委員** 受け入れないと駄目ですかね、もう。上がらない。もう諦めなくては駄目ですかね。でも、その課で出している、このふれあいメッセージを読むと、諦められないのです。今日、デイサービス、特養が出ているので、私は訪問介護を読みます。

毎日決まった時間に訪問してくれるヘルパーさん、カチャッとドアが開くとほっとします。雨の日も、暑い日も、寒い日も、本当にありがとうございます。台風も大雪の日も命がけですよ。それでも来てくれるのは、私がヘルパーさんの手を借りないと生きていけないことが分かっているから。本当に数少ないありがたい理解者です。一人暮らしの私は、ヘルパーさんと一緒に過ごす時間がとても楽しくて、自分が病気であることを忘れてしまうこと、そしてまた、一人でいる時間を頑張ることができるのです。毎日忘れずに来てくれてありがとうございます。たくさんのすてきなヘルパーさんとの出会いに感謝するとともに、介護・看護の皆さんが少しでも長く続けられるよう、これからも品川区の明るい福祉に期待しています。

やはり諦められないのです。毎回、介護保険があるでしょう。報酬を上げてしまうと利用者の利用料が上がってしまうでしょう。でも、やはり諦めきれない。そして、今日、課長、これだけの委員の方が、聞いたでしょう、質問。私たち政治家は区民の代表です。その委員が求めているのです、どうかお願いします。もっと考えてください。

副区長、大きい東京都にいらっしゃった。だけど、今日こういう質問をして、品川区は区民に一番身近な自治体なのです。個と個なのです。一人一人なのです。こういうところでやっているのです。ぜひ

そのことは、答弁は大丈夫ですけれども、副区長には総括質疑でまたやりますので、だから、少し覚えていてください、私の質問ですけれども。

課長、やりましょうよ。効果を求めては駄目だって。公なのだから、民ではないのだ、公ですから。だから、要らないという人には給付しないでもいいです。税金面だとか。だけど、求めて申請する人には、ぜひ効果を今とおっしゃっていましたがけれども、品川区が先駆的なのですから、それはしていただきたいと思います。めげませんよ、毎回同じ答弁だけれども、私は言い続ける。言い続けたいと思っています。今年の予算特別委員会でも、ああ、次、落ちてしまったら聞けないなと思っていました。でも、受かってしまいましたので、また聞いていきたいと思います。課長、ご答弁をお願いします。

**○菅野高齢者福祉課長** ふれあいメッセージの作品を読んでいただきまして、ありがとうございます。

そういった中で、本当に介護事業者たち、常に心を込めて利用者に接して、その結果がメッセージに込められているのだと私も実感しております。だからこそというところで、介護報酬というお話になっていくのだと思いますが、今、国のほうも、介護保険制度全体の構造的な問題という部分もあると思いますので、介護報酬の見直し等で議論しているところですので、もう少しその動向を見ていきたいと思っていますところでは。

**○塚本委員長** 次に、のだて稔史委員。

**○のだて委員** 私からは、237ページの障害者地域活動支援センター運営費に関わって手話通訳の拡充について、233ページの同行援護の拡充について質問します。

まず、手話通訳です。

かつては学校で手話を使ってはいけないとされてきましたが、平成26年、障害者権利条約の批准を背景に、全国で手話言語条例の制定が進み、現在は503自治体に広がっています。品川区でも手話言語条例が2年前の令和3年7月15日に制定されました。手話は言語であると記載した条例が成立したことは、差別解消への大きな一歩です。しかし、国ではまだ手話を言語とする法律がなく、国連の勧告でも日本手話が公用語であるということを法律で認めることなどが求められています。こうした中で、差別解消、理解促進のために、条例を持つ品川区が着実に前進することが求められていると思います。

そこで、障害者支援課へ手話通訳者を毎日配置することを求めます。現在、区の窓口では、手話通訳者が月曜日と水曜日は午後1時から4時、金曜日は午前9時から12時の3時間ずつしかいない状況です。聴覚障害者協会の方からは、繰り返し要望しているのに全然進める姿勢が見られないという声も上がっています。やはり聴覚障害者にとって、相談するために通訳者が必要であり、これは合理的配慮だと思うのです。なので、ぜひ手話通訳者を毎日配置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、2年前に配置を1日増やしました。そのときにも拡充を求めまして、区は、利用状況を見たいということでしたけれども、どういう状況になっているのか伺いたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 手話通訳者の障害者支援課での配置についてでございます。

現在、委員おっしゃられるとおり、半日、3日、配置しております。利用状況につきましては、半日たっぷり埋まるところもあれば、お客様がいらっしゃらないときもあるという状況でございます。

**○のだて委員** 障害者支援課に毎日配置をしてほしいということも伺いましたので、ご答弁いただきたいと思います。

**○松山障害者支援課長** 失礼いたしました。委員ご提案のご要望につきましては、団体のほうからもご要望はいただいております。団体要望を受けまして1日増やしたという経緯はございます。今現在、品川区内の通訳者ですと28人の方が登録されております。手話通訳の方々は、かなり合理的配慮が進

みまして、選挙ですとか、イベントですとか、様々な派遣が非常に増えている実態がございます。障害者支援課に配置ができるかどうかにつきましては、また登録通訳者の方々とご相談、調整したいと思っております。

**○のだて委員** 通訳者の方と調整したいということで、そこは調整していただいて拡充していただきたいと思いますのですが、利用状況については、埋まる日もあれば、埋まらない日もあるというお話でしたが、先ほども合理的配慮の提供が進んでいるということで、恐らく徐々に増えているということだと思っております。事務事業概要とかを見ても増えているというところなので、そうした中でやはり需要としては広がっているということだと思います。やはり協会の方からも、聞こえる人はいつでも相談に行けるのに、聴覚障害者はできないと、聞こえる人と平等にしてほしいとの声も出ています。やはり手話通訳者を毎日配置するということは、合理的配慮の提供の1つではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 手話通訳者の配置についてでございます。実際問題、手話通訳者を毎日配置できるかということにつきましては、やはり通訳者の方々、28人それぞれ派遣状況等もございますので、それらを踏まえて相談、調整し協議していきたいと思っております。

**○のだて委員** ぜひ配置を進めていただきたいと思います。

手話ができない人と聴覚障害者がコミュニケーションをとるためには通訳者が必要になります。区は手話通訳者の派遣をしていると思いますが、先ほど、登録者の方は28名ということで、今、利用回数はどれだけになっているのか伺います。

手話言語条例を制定したほかの自治体では、手話通訳派遣が2倍になったところもあります。通訳派遣を増やしていくということも重要だと思いますけれども、個人の利用だと無料なのですが、団体の利用だと費用がかかるということがあります。さらに合理的配慮の提供を進めるために、団体利用を無料にすることが有効だと考えますが、いかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 派遣の回数でございますが、今、手元ございません。

それから、料金の関係でございます。団体派遣を無料にするということでございますが、料金につきましては、他区の状況ですとか、あるいは、通訳者の会の方々とも実は意見交換をしながら、いつも適正な価格を決めているところでございます。

**○のだて委員** 利用回数は手元にないというお話でしたけれども、あとでお聞きしたいと思います。

恐らくそこも増えていると思うのです。やはりニーズが高まっていると思うのです。団体利用、料金としてはいろいろ意見交換をしながら進めているということですが、ぜひ無料にすることで、手話通訳配置も増えていくと思いますので、ぜひそこを検討していただきたいと思います。

そもそも登録されている方が28人ということで、やはり人が足りないという問題があると思うのです。やはり手話通訳者の育成が必要だと思います。区は、手話講習会を委託して通訳者養成に取り組んでいますけれども、通訳する際に、医療や教育、介護などの各分野の用語にも精通しなければならないということで、通訳者になるにはなかなか大変だという声も聞いています。しかし、合理的配慮の提供に向けて、さらに求められていくのだと思います。ですので、ぜひそ野を広げて、手話通訳者の拡大を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 区としましても、通訳者の拡大は進めているところでございます。昨年度は25名で、3名の方が合格されて、見事28人になったということでございます。通訳者というのは、本当に2つの言語を同時通訳するという非常にプロのお仕事ですので、少なくとも4年、5年、しっか

り学んでいただいて、2回の非常に難しい試験を合格されているということでございます。区としては、通訳者を増やしたい姿勢はございます。今も努めているところでございます。

**○のだて委員** 増やしていきたいということで、ぜひそうした方向で進めさせていただきたいと思うのですが、品川区は独自の手話通訳者登録試験を実施していますが、通訳者の方が別の自治体に引越した場合は活用できないと、逆に言えば、品川区に引越してきた方も、改めて区の登録試験を受けないといけないということになると思うのですが、全国統一試験にしてほしいとの声も届いています。実際、今、2022年度時点では、都内でも6区10市が実施しているということです。全国統一試験について、昨年12月に聴覚障害者協会と通訳者の代表者の方、派遣事業をしている「逢（あえる）」、そして障害者支援課で勉強会を実施したということですが、その後の進捗状況を伺います。

また、手話通訳で生計を立てることが成り立たないという声も上がっています。手話通訳者の処遇改善が必要だと思いますし、それがやはり人材を育てていくということの一助にもなると思います。区として、手話通訳者の処遇改善を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。こうしたことを踏まえて、人材育成をさらに進めさせていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

**○松山障害者支援課長** 手話通訳者の全国統一試験の勉強会ということでございます。今、現状といましては、試験問題は聴覚障害者の団体の試験委員の方、それから、手話通訳者の方、そして心身障害者福祉会館の3者で試験問題を作成しているところでございます。非常に負担が大きいということで、全国的な統一試験に変えていこうというような動きはございます。それはもう昨年度からそもそもずっと3者で、区も入って話し合いを進めてきています。

ただし、課題がございまして、非常に大きな課題といましては、全国統一試験は、試験日が12月でございます。今、現状の試験日は3月でございます。そうしますと、今、3月の試験日に合わせて、カリキュラムを組んでいるというところでございます。12月に変わった場合、試験前に受けることになってしまうので、そうしますと、タイミングを逃すことになる、カリキュラムが増えることになるという課題があります。通訳者を養成したいのに、半年か1年か、少し多くかかってしまうというような課題もありまして、非常に実務的なところで、今、検討を進めているというところでございます。

次に、処遇改善でございます。処遇改善につきましては、昨年度、通訳者の方々、やはり頸肩腕検診で、かなり身体的にも疲労されているということで、頸肩腕検診の費用を一部助成をさせていただいて、6人の方が受けられております。そういった面で手話通訳者の方々の環境的な整備、健康管理などを支援していこうというものでございます。

**○のだて委員** 現実的な課題などがあるということですが、ぜひそうしたところも様々クリアしていただきながら、人材育成を進めていただきたいというふうに思います。

処遇改善のほうも、ぜひ、今回、検診の助成を行っているということですが、さらに踏み込んで実施をしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

次に、同行援護について伺います。

午前中にも質疑がありましたが、同行援護は経済活動に利用できないということで、また、重度障害者等就労支援特別事業の話もありました。区の判断でできるわけですので、ぜひ実施をしていただきたいと思いますけれども、既にほかの自治体で実施しているということで、品川区も進めていきたいと、研究中とのことですので、実施をしていただきたいと思いますし、シルバーマッサージについては、同行援護が利用できない間は往復のタクシー料金を助成してほしいという声もあります。併せて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、実際、従事者であるガイドヘルパーが足りないという問題もありますので、こちらもぜひ養成研修を拡充していただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

**○松山障害者支援課長** 同行援護に対するお尋ねでございます。同行援護の課題の経済的などころには使えないという課題解決に向けて、今、検討しているところでございます。

ガイドヘルパーに向けても、増やすというか、継続をしながらきちんとヘルパーとして従事していただくことを考えております。

**○のだて委員** 拡充をしていくということですので、ぜひ品川区としてさらに進めていただいで、利用できないということがないようにしていただきたいというふうに思います。こうしたバリアを取り除いて、障害がある方も、誰もが安心して暮らせる品川にすることを求めて終わりたいと思います。

**○塚本委員長** 次に、吉田ゆみこ委員。

**○吉田委員** 私からは、237ページの障害児者福祉施設運営費、それから243ページ、高齢者福祉施設運営費、両方にまたがって伺います。それから、267ページの区立保育園費、もし時間があれば、259ページのしながわネウボラネットワーク事業について伺います。

最初に、区立保育園費から伺います。

歳入のときに私立保育園の事故報告について伺いましたが、公立保育園からも事故報告を見せていただきましたので、そちらから伺います。

この度、いつもはないと思うのですけれども、誤食・誤飲の事故、置き去り事故が何件かあることが大変気になりました。もし何か見解があったら伺いたいと思います。

それから、私立保育園の事故報告書には、事故防止マニュアルの有無とか、研修の有無を報告する欄があるのですけれども、区立保育園にはその欄がありません。区立園は、区として全園にそういうものがあるというふうに確認していると理解してよろしいでしょうか。

それから、報告書の提出のルール、大体の園は、その日か、もしくは次の日ぐらまでは事故報告を出しているのですけれども、中には少し時間がたってからというところもあって、この辺もルールはあったほうがいいのではないかと思います、その点についても伺います。

**○立木保育課長** 事故報告の件でございますけれども、誤食ですとか、すみません、置き去りがあつたりとかということで、今回、報告件数がある部分でございますけれども、この原因の部分に関しましては、誤食の部分と、そのほかを含めまして、職員間の連携の部分で少しミスがあったというようなところが原因でございます。そういったところに関しましては、直ちに検証をした上で、各園に対して、手順の再確認ですとか、再発防止に向けての研修等を指示しているところでございます。

区立のほうに関しまして、今回、公開させていただきましたのは、請求文書が、置き去りに関して、その他に関してということで、区の報告様式ということで出させていただいております。東京都への報告様式も私立と同じものを用意してございまして、そちらは同じ形で出させてもらっております。その中にマニュアルの有無ですとか、あと、再発防止の部分ですとか、そういったものはきちんと記入した上で出させていただいております。

マニュアル等も、手順書に関しては、各園できちんと配備しておりますので、それに基づいて園外保育等をやっているというような状況になっております。

あと、報告に関しましては、可及的速やかに本課のほうに上げるということで、まずは電話等で一報を入れた上で、再発防止等、全てきちんと整った報告書という形で区の保育課のほうに上げてもらっているというような状況でございます。

○吉田委員 いろいろ分かりました。そちらの東京都と同じ様式のほうを情報公開請求すれば出てくるということですね。分かりました。

それで、区立なので、配置基準は満たされていると理解しているのですが、やはり先ほど、誤食・誤飲の事故について、連携の不備というか、そういうお答えでしたけれども、やはり保育士は結構大変なのではないかというのが、私が報告書を読んだ実感です。

一例を挙げると、お散歩中に、ヨウシュヤマゴボウ、私、その植物を知らなかったのですが、その実を園児が潰してなめてしまった。そういう事故では、4歳児20名に職員3名なのです。もちろん4歳児は、0歳児、1歳児に比べれば聞き分けもいいということもあるかもしれませんが、行動は活発になって、0歳児や1歳児とは違う意味で多くの目が必要になると思いますが、いかがでしょうか。このケースについては、お医者さんに連れていってくださっていますよね。それは当然のあれだ思うのですが、その間、職員の数は減ってしまって、残りの職員で19名の子どもたちを見たのかなということがとても心配になったのですけれども、その負担はすごく大きいと思います。東京都と同じように報告書様式があるというので、ぜひそちらも確認させていただきたいのですけれども、やはり私立保育園は、保育基準を満たしていたとしても配慮が必要な場合があるのではないかという区の見解が出ていて、私もそのとおりだと思って、ぜひそちらの方向で要求してほしいという意見を申しましたけれども、区立保育園についてもそうなのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○立木保育課長 園外保育、今回、事故報告等で上がっている誤飲と、あと、置き去りの部分に関しまして、園外保育というところでなっております。区の保育園で園外にお子さんを連れていく場合には、必ず複数つくということで、先ほどご紹介がありましたヨウシュヤマゴボウという中毒性のある野草を少し食べてしまったというところがあるのですけれども、この場合も、4歳児20名に対して職員は3人ついているということで、通常であれば1人という形にはなるのですけれども、そこをきちんと職員を多めにつけて保育をさせてもらっているという中で対処しております。

確かにいろいろな動きをお子さんはしますので、そのところは職員はいろいろなところを気づかって大変だとは思っているのですが、そこはきちんとヒヤリハットの研修ですとか、事故防止の研修もやっている中で、きちんと訓練はされておりますので、そうした中で、少し一時的に確認とか連携のミスが出てしまったというところで、そこに関しては、再度、研修等をきちんとやっていくというような形でやらせていただいております。

○吉田委員 私立保育園のときも申しましたけれども、この事故報告を情報公開して検証するのは、別に責めるつもりではなくて、やはりよりよい保育をするための、生かすためというふうに思っております。ぜひその辺を考えていただいて、私は、さっきも言いましたけれども、保育士が1人、お医者さんに連れていっているわけです。多分。すぐ連れていってくださったのだと思うのですが、そうすると、残りの保育士は2名ですね。2名で、あと19名をとというのが、なかなか厳しいのではないかというふうに思いました。

それから、園外保育のときとおっしゃっていましたが、やはり屋上で遊んでいて、置き去りといいますが、結局、次の時間に利用する保育者がそれを発見してとか、それから、他園の保育士に、まだ公園に残っているというふうに指摘をしていただいて、結果的にはそれは置き去りにならなかったのか、そういうようなことがあって、お互いさまで、きっとほかの園も連携して子どもたちを見守ってくださっているのだと思いますけれども、やはり保育士の負担を減らすということをぜひ、いろいろところで処遇の改善ということもありますけれども、やはり負担の軽減ということでは、人数を増やすと



いうこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。一旦それでお答えをお願いします。

**○立木保育課長** 例え、先ほどの植物をなめてしまったという場合は、必ず園に戻りまして、看護師等の確認をとった上で病院等に連れていっておりますので、その場から離れるということはございませんので、ご安心ください。

あと、保育士の負担の部分に関しましては、これは様々ないろいろな手法で保育に集中できるような形にできるように、様々な負担軽減策に関しては、保育課も園も含めて一緒に考えておりますので、そうした中でしっかり子どもと向き合う時間を確保してまいりたいと思います。

**○吉田委員** ぜひ子どもたちの安全のために、それと保育士の負担軽減ということの両方から、よろしく願いいたします。

それで、先日の文教委員会では、令和4年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果についてのご報告がありました。委員会所管分のモニタリング報告を受けたのですがけれども、そのモニタリングの対象となっていた事業で事故の報告が1件ありました。モニタリング報告の資料には、その記載がありませんでした。1回事故を起こしたから、すごいどうこうというつもりはないのですがけれども、少なくともモニタリングの際には、事故報告も対象となるべきなのではないかと思います。こういう事故報告の扱いは、モニタリングの際にどうなっているのか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○立木保育課長** 指定管理の部分のお話だと思いますが、今回、確かに指定管理のところで、玩具の誤飲が1つございました。しかし、こちらは、園運営の中で保育課とも連携をとった中でしっかり対処はさせていただいております。そうした部分に関しましては、指定管理のモニタリングの中であえて触れるということではなく、日々の運営の中できちんと解決されているというようなところで、総合的な評価の中には報告は上げていないというようなところで。

そういった形で、公立、私立を含めまして、公私立連携協議会もやっておりますので、そうした中でこうした事例は共有させてもらって、再発防止に努めているところです。

**○吉田委員** モニタリングに関するルールというか、そういうものがあるのかと思いますけれども、やはりこれは、全然知らずにモニタリング報告を受けていたというのは、少し残念だったなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、やはり保育園の事故を1つでも減らすために、この事故報告をみんなで生かすために、やはりこういう事故報告は、この場合、文教委員会になるかと思うのですが、ぜひ共有したいというふうに思いますので、ぜひご検討ください。

時間がないので、障害児者福祉施設運営費と、高齢者福祉施設運営費で伺います。

これは区の施設の定期点検についてです。私、大変不勉強で、区の施設の安全確保のための定期点検、日常点検ではなくて定期点検は、当然、施設整備課が行っているものと思っておりましたが、所管が行っていて、指定管理者が運営している場合は、指定管理者の責任で行われているということ伺いました。そもそも指定管理者の選定の際に、建物の定期点検ができる専門性を備えていることを条件としておりましたかということと、それから、指定管理者が行った定期点検報告は、所管で報告を受けていると考えてよいでしょうか。福祉関連の所管の専門性は、当然、福祉だというふうに思います。そこに定期点検の妥当性を判断できる人が配置されているのか、その辺を確認させてください。

**○松山障害者支援課長** 指定管理者に関わる定期点検についてでございます。委員おっしゃられると

おり、指定管理者が提出しました定期点検報告につきましては、まず各所管で確認いたします。利用者の安全性に関わるようなものについては、早急に対応させていただいているところでございます。

併せて、適宜、施設整備所管のほうに相談をするなど、建物の適切な管理に努めているところでございます。各所管には、そこまでの専門家はおりませんので、施設整備所管のほうに相談しているところでございます。

**○吉田委員** 分かりました。では、最終的には施設整備課のほうで、その専門性を持った点検がされるという理解でよろしいでしょうか。

**○小林施設整備課長** 点検自体につきましては、所管で行う場合もありますし、我々のほうで行う場合もありますけれども、当然、所管のほうで行った内容につきましても、ご相談を受けた内容を見て、これがやるべきなのか、やらないべきなのか、そういうところは判断しているところでございます。

**○吉田委員** やはり区の施設ですので、最終的には、やはり施設整備課が責任を持って、所管から上がってきた報告書は点検していただきたいと思います。当然だと思いますけれども、改めてお願いをして質問を終わります。

**○塚本委員長** 次に、あくつ広王委員。

**○あくつ委員** 私からは、275ページ、保育関係事務費について伺ってまいります。

今日は、保育園の調整指数、多胎児支援について伺います。

先日、双子のお子様がいらっしゃるご家庭から、港区の保育園では調整指数に多胎児であれば加点されるのに、なぜ品川区には多胎児であることの加点がないのでしょうかというお問合せをいただきました。一般社団法人日本多胎支援協会では、保育園への入園についての配慮の必要性について、分かりやすく次のように説明していますので、少し引用します。

保育園入園選考の選考基準点において、母が多胎妊娠中、あるいは入園する子どもが多胎児であることで加点される自治体があります。双子や三つ子など多胎児を保育園に預ける場合には、同年齢枠に2人分、三つ子ならば3人分の空きが必要です。これは異年齢の兄弟児を複数人預ける場合よりも入園の確率が下がり不利となります。育児負担や経済的負担の面からも、多胎家庭は保育の支援をより必要とする家庭です。また、多胎妊娠は単胎妊娠よりも安静が必要とされ、上の子の保育が必要となる家庭は少なくないでしょう。このような多胎家庭の状況をきちんと把握して加点を設定してくれているのはうれしいですね。住民からの要望で多胎家庭への加点制度ができたところもあるようです。お住まいの自治体はいかがでしょうか。入園選考を担当している行政窓口を確認してみることをお勧めします。

以上で、引用を終わります。

品川区には、保育園入園申請の調整指数について、多胎児家庭への加点があるのかお知らせください。

また、保育課に対して、また、ホームページ上の区民の声などに、これまで、このようなお問合せや要望があったのかお知らせください。

また、それに対して、どのようにご回答されていたのか教えてください。

**○立木保育課長** 入園の調整に関してでございますけれども、多胎児のご家庭に対しての加点は、今のところ設けておりませんで、兄弟で入園する場合には、1点の加点という形になってございます。

あと、ご要望に関しての区への問合せに関しては、ときどきそのような、今お話がありましたような内容につきまして、ご要望をいただいているというようなことはございます。それに対しては、今のところ、調整指数としては加点がございませんというようなその事実をお返ししているというような形で、あとは、社会情勢、他区の情勢等を見ながら、毎年見直しはかけておりますので、そうした中で検討さ

させていただきますというようなお答えをさせていただいているところでございます。

**〇あくつ委員** 私が直接お伺いしたようなご要望が区にも届いている。区民ニーズがあることも確認いたしました。統計上、日本では約1%が多胎児家庭です。つまり、100人の妊婦がいたら、そのうち1人ぐらいは多胎、双子もしくは三つ子の妊婦です。品川区にもいらっしゃると思います。三つ子もいらっしゃると思います。

また、不妊治療によって、多胎妊娠がしやすくなるために、近々、多胎分娩の割合が上昇しています。款が異なる衛生費なので、私から、品川保健所長に、品川区のデータを教えていただきました。品川区の新生児数に対して多胎児の割合は、令和4年度の新生児数3,410人に対して、多胎児は80人、2.3%。品川区でも全国平均同様、1%から2%、100人に1人から2人の妊婦が多胎児のご家庭であるということが分かりました。

さて、認定NPO法人フローレンスと、多胎育児のサポートを考える会が、2019年に行った「多胎児家庭の育児の困りごとに関するアンケート調査」というものがあります。委員長の了解を得て表紙だけお見せします。ネットで見られますから見てください。

対象は、全国の双子以上の多胎家庭の保護者で、1,591件の回答があったそうです。当時、報道等でかなりクローズアップされたアンケートであり、国会や都議会はじめ各地方議会でも取り上げられ、それぞれ成果もあったようです。

例えば、アンケートで挙げられた2人乗りベビーカーでバスに乗れない親の苦悩の課題については、小池都知事の指示で、2021年6月から、東京都交通局が運営する都営バス全線においてルールが改善されて、2人乗りベビーカーは折りたたまずにバスに乗車できることになりました。

ただ、本アンケートについては、これまで品川区議会議事録を確認しましたら、これは紹介されたことがなかったので、少し長いのですけれども、紹介します。

まず、このアンケート実施のきっかけとなったのが、この前年、2018年に愛知県豊田市で起きた三つ子ちゃん事件と呼ばれる痛ましい事件でした。不妊治療の末にようやく三つ子を授かった母親が、産後鬱となり、寝かしつけの際に、なかなか寝てくれずに泣き出した次男の声にいらだち、その子を畳に2回叩きつけ、脳損傷により死なせたという事件です。想像以上に3人の赤ちゃんを育てる生活は過酷で、寝る間もなく、市の保健師の訪問を受けた際に相談したところ、ファミリーサポートセンターに一時的に預けたらどうですかと利用を勧められたそうですが、その事前面談に3人の乳児を連れていく余裕がなく、結果的に利用しなかったそうです。子どもを叩きつけた直後、我に返った母親は、慌てて119番通報し、救急車がかけつけるまでの間、その子を抱き抱えて心臓マッサージをしていましたが、その2週間後、次男は病院で息を引き取りました。裁判の最終陳述で、母親は、大好きだし、大事な私の子どもだというのはずっと変わらないです。何も悪くない次男に痛い思いをさせ、将来を奪ったこと、本当にごめんなさいと涙ながらに語ったそうです。最終的には実刑判決になったのですけれども、双子や三つ子を育てる全国の多胎育児の母親たちが、そのお母さんの苦勞に共感して、減刑、執行猶予を求め、控訴審に向けて数万筆の署名が集まりました。事件を受けて設置された豊田市の外部検証委員会がまとめた検証報告書でも、関係機関の認識や連携が不足していたと指摘されています。

長い引用をしました。

衝撃的な事件が1つのきっかけとなって、フローレンスの駒崎さんがこのアンケートをやられたということなのですけれども、アンケートでは、「多胎育児中に「辛い」と感じた場面」として、「外出・移動が困難である」が89.1%、「自身の睡眠不足・体調不良」が77.3%、「自分の時間がとれな

い」が77.3%、そしてもう1つ大事なのが「大変さが周囲に理解されない」が49.4%。サポートの種類が行政には幾つかあるようではすけれども、そのサポートを受けるための移動が困難なことに行政は気づいていただけていない等のご意見があったそうです。

すみません、もう少し続けます。

また、アンケートでは、93%の親が子どもに対してネガティブな気持ちを持ったことがあると答えており、いつ殺してしまうか分からない、双子の泣きにそれぞれ対応していたら15時間たっていた、気が狂うかと思った、目の前のことをこなすのに精いっぱい1分先のことを考えられない、余裕がない等の声が上がっています。

1日の授乳頻度は、一般的に、子どもが1人の場合は8回から10回程度と言われていますが、0歳の双子を育てるあるご家庭では、1日におむつ替えが28回、授乳が18回、その合間に搾乳・沐浴・寝かしつけがあり、自分のための時間どころか、食事やトイレ、風呂の時間もままならないとの声でした。

「どのようなサポートがあれば、気持ちが和らぐか」では、子どもを預ける場所が欲しいというのが52%、ある東京都の母親は、3歳の双子を抱え、保育園の入園が決まるまでの1年間は、自殺も考えるほど追い詰められていたとのことでした。

本アンケートのまとめとして、行政への要望として、国に対しては、保育の必要性という項目の中に「多胎であること」を入れてください。そして、市区町村には、多胎の加点を全国の市区町村に導入してほしいと求めていらっしゃいました。

フローレンスの駒崎代表は、多胎児への虐待事件があると、次は私かもしれないと思う人も多い。早急な支援が必要だと訴えています。

ここまで長く多胎児の育児の困難さ、辛さについて、当事者のご意見を述べてまいりました。私にご相談を受けたご家庭の感じていることも同じことかと存じます。

一般社団法人日本多胎支援協会では、多胎児の虐待死リスクは、単胎児に比べ2.5倍から4倍との調査結果が公表されています。複数のお子様がいいらっしゃる世帯では、先ほども申し上げましたが、同一の保育園内で枠を確保するということがハードルになっている。実は品川区は、同じ保育園にエントリーした場合、兄弟点1点はあるのですけれども、それで残念ながら落ちてしまったら、兄弟が別園に通うこととなった場合は、これは兄弟も一緒ですけれども、送迎や園行事への参加にかかる保護者の負担が大きいことは誰でも理解できると思います。それがもし多胎児であれば、保護者は絶望的な状態になることは容易に理解ができるのではないのでしょうか。

品川区の保育園で多胎児のご家庭で、双子または三つ子等が同じ保育園に入れなかったという事例があるかどうか、保育課で把握していれば教えてください。

**○立木保育課長** 今の事例に関しまして、あったかないかというところも含めて、今、手元に資料がないので、はっきりとお答えすることはできません、申し訳ございません。

**○あくつ委員** 把握されていないのかなと思います。なぜなら、それは多胎児を条件とする項目がないですから、把握しようと思ってもなかなかできない。個別の相談としてあるかもしれません。

本アンケートの最後に、このような当事者のご意見があります。「多胎児は、全体で見れば少数で、当事者にしか理解できない大変さがある。また、本当に大変過ぎる期間は数年（だと信じている）なので、多くの人は精神的に相当苦しんだとしてもそれを声に出さずじっと耐え抜いているのだと思う。声をあげる気力も暇もないのが実情。それに気づくのは、死亡事故や事件が起きた時なのだと思う。皆ギ

リギリのところまで耐えている」、「助けを求めてくるのを待たないでください。行けないんです」。

先ほど、保育課長のご答弁の中で、そういったお声が品川区に寄せられたということも伺いました。私は区民の声にそういったお声があるということも以前伺いましたけれども、それは恐らく、区民の声、文面を私も見ていないから分かりませんけれども、これは「助けてください。私たちは親も子も、今、死にそうなんです」という、恐らくSOSだったのだと私は思います。

今後は、不妊治療の普及、高度化によって、多胎児は増加する傾向にあります。少なくとも100世帯に1軒はニーズがあります。そして、待機児童は解消の方向にはあるといえども、希望する保育園に多胎児が同時に入園できる法案を提言する必要があると思います。少数であっても理解を示し、誰一人取り残さないという視点を持って、品川区として、多胎児家庭を守っていく必要があるのではないかと私は思います。

この点に着目した多くの他自治体では、保育園申請時に兄弟加点に加えて、多胎児世帯に対する加点が行われております。例えば、多胎児がいる世帯への調整指数として、板橋区、港区、渋谷区、江東区では1点、墨田区では2点、練馬区では3点、そして横浜市では4点を加点しています。先ほど申し上げました品川区の場合は、兄弟姉妹で同時に入園申請する場合、1点のみ加点があります。

品川区の団体調査で次のようなご意見がありました。品川区の方です。双子の保活はしんどいです。まず同じ学年で同じ保育園に2名の空きがあることがまず稀。兄弟加点では差がなく、1歳、2歳と預けることができませんでした。知り合いはわざわざ認可外に入れて認可に入るなどということもしてきて過酷です。

繰り返しになりますけれども、やはり多胎児について、ある程度の加点をしていく必要があると私は思います。

森澤区長、100の政策で、一丁目一番地、「1、一人ひとりをささえ、伸ばす子育て・教育で選ばれるしながわ」の中で、出産・育児という項目があります。100の項目、16番に「多胎児育児への支援を強化」とありました。多胎児育児を守るために、明らかに必要性があり、そしてニーズのある品川区の保育園の調整指数において、早急に、もう来年の保育園の案内がネットに出ていますから、来年度はもう無理かもしれませんけれども、早急に母親が多胎妊娠中あるいは入園する子どもが多胎児であることに加点を行っていただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

**○立木保育課長** 多胎児家庭の実情につきましては、今、お話もいただきまして、十分理解はさせていただきます。

加点に関しまして、その調整指数の見直しに関しましては毎年行っておりますので、その中で、例えば多胎児だけでいいのか、それとも、例えば年子のご家庭はどうか、そういったことも総合的に勘案しまして、いろいろな面から検討させていただきたいと思います。

**○あくつ委員** 早急に検討をお願いします。

もう1点、既に保育課にはお伝えしていますが、大事な要望です。これも委員長に許可を得て、皆さんおなじみの保育園のご案内ですけれども、データで見ると、これ、大量の情報が載っているのですけれども、写真データなのです。字で検索できないです。港区で同じマニュアルを見ると、これ、調整指数と検索すると、13件ヒットするのです。これも前々から団体から言われているみたいですが、品川区はなぜか写真データなのです。ですから、これ、やはり子育ての品川としては、検索できるようにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○立木保育課長** これは、お声をいただきまして、今、作業に入っているところでして、早急に直し

たいと思います。

○塚本委員長 次に、せりざわ裕次郎委員。

○せりざわ委員 247ページの認知症検診から、見守りアイテムだったり、補聴器も含めてお伺いします。時間があれば、249ページの高齢者多世代交流施設運営費についてお伺いしたいと思います。

まず、認知症検診になりますが、認知症検診、令和4年度、いろいろやってみて、受診率であったりとか、受診者数も出ているかと思います。ほかのがん検診とかと比べた評価をまずお聞かせください。

○川原高齢者地域支援課長 もの忘れ検診の受診状況、受診率に関するお問合せでございます。令和4年度から開始いたしました事業でして、令和4年度は、6月から9月という短い4か月の期間でございます。こちらの発送数4,900人余に対しまして、受診者数は246人、受診率は5%、そして陽性率は22%という結果でございました。

現在は、そちらを踏まえまして、医師会との検討委員会を踏まえて、医師会のご協力もいただきまして、認知症の検診の期間をまず延ばしていただきました。本来であれば9月で終わるところを12月までご協力をいただいて、さらに延ばしていただいたということと、昨年度、15医療機関を倍増していただきまして、30医療機関に引き続き受診率を上げる取組を、時期と場所は増やしましたので、あとは区の努力というところで、まだ受けていない方への勧奨も含めて実施してまいりたいと思います。

○せりざわ委員 以前、この認知症検診が始まる前に、本会議で幾つか提案をさせていただいていまして、そのときもご答弁の中で、早期診断、早期治療、そして本人の今後のプランを考える時間が早期診断のいいところなのではないかというようなご答弁をいただいていた。

そういう意味でいうと、今、75歳に対して勧奨している、チケットを送っているということだと思います。これも75歳というのが果たして早期なのかなという1つ疑問があって、もう少し早い段階から、高齢者の様々な施策は65歳で基本的にはスタートすると思いますが、例えば、この認知症検診も、65歳からスタートするということも1つアイデアとしてあるのかなと思います。

また、今の検診の5%ぐらいというお話ですが、胃がん検診だと大体2%ぐらいという区のデータがあって、乳がんだと30%ぐらい、国の検診の目標が50%ですということも以前資料に書いてあったのですが、ほかの検診と違って、今のこの認知症検診というのは、この1回のタイミングを逃してしまうと受けられないということが1つ問題なのかなと思っています。そういう意味で言うと、もう少し年齢を下げて、その一番最初のタイミングで逃しても、しっかり認知症検診、もの忘れ検診を受けられるような体制の確保もぜひ進めていただければと思います。

併せて、今、個別検診といって、チケットを送ってクリニックにご自身で行って受けていくということで、プライバシーも守られるというのが非常にいいところなのだなと思って、これはベースとしていただきたいと思いますが、一方で、意識の高い方しかこのやり方だと受けないという課題もあると思うのです。だからこそ、20%ぐらいの陽性率が出ているのだと思うのですが、この認知症検診においては、ふらっと立ち寄って、あまり興味のない方も受けるというような環境もつくれたらいいなと思って、そういう意味で言うと、自分で受けようとは思わないけれども、何かしら理由があったら受けるという方をどうやってつくるかだと思うので、区で例えば言い訳をつくってあげるということも1つ方法かなと思って、これは例えばですけれども、区民まつりに親子で参加していただいた方、もしくはお孫さんでもいいですけれども、家族で来ていただいた方、認知症検診を受けた方には、しながわ水族館のペアチケットを渡しますとか、これでも多分、2人分で3,000円ぐらいなので、いろいろチケットを作って送るよりは、孫に言われたからしょうがなく受けようという言い訳にも自分でなると思うの

で、そういった集団検診についても、ぜひご見解をお聞かせいただければと思います。

**○川原高齢者地域支援課長** 検診の年齢層と、あと特典などに関するご意見を頂戴したところでございます。ありがとうございます。何かしらのメリットがあるというところを打ち出すと、やはり区民の方も興味を示してくださるといふところもあると思います。75歳を個別検診としたきっかけは、初年度で令和4年度スタートであったということと、75歳で認知症になる確率が非常に上がってくるというところで、そこでつかまえるというところの、認知症の方を発見する、早期発見というところではございましたが、個別の検診だと、医師1人が診られる時間がやはりかかってしまうというところで、より幅広い層へというところでは、集団検診という捉え方も考えの1つとして必要であるのではないかと研究をしているところでございます。

今年度、試行的にシルバーフェスタという、シルバー成年式と一緒に開催いたしましたイベントにおきまして、24名の定員ではあったのですが、1日かけて、あたまの元気度チェックということで、あえて認知症という病気のところをうたわずに、お気軽に検査をしましょうということで申込みを受け付けたところ、電話申込みで1日半で埋まるような勢いでございました。ただ、受診をされた年齢層は、やはり70代の方が多かったというところではございましたので、やはり早期発見というところでは、若い層、65歳以上の方をキャッチするような手法を考えていきたいというところと、集団検診の在り方につきましては、他区の状況も踏まえまして、引き続き研究をしてみたいというふうにご考えてございます。

**○せりざわ委員** 前向きに研究していただければと思います。

高齢者の施策の中で、認知症の関連事業はたくさんあると思うのですが、例えば、先ほどお話ししたGPSの貸出であったりとか、あとは、補聴器の補助、そういったところもぜひこの認知症検診と連携をとればよいなと思っていて、例えば、補聴器、先ほど、若林委員からもお話がありましたが、今、非課税世帯にのみ補助をしているということで、これ、当然、所得にかかわらず補助できれば、それが一番いいですけれども、例えば時限的な措置で、今後3年間に関しては、認知症検診を受けていただいた方については所得制限を撤廃するとか、何かそういうキャンペーンではないですけれども、そういうものやっただいて、認知症検診をぜひ強く勧奨していくということもご検討いただければと思います。

あともう1点、認知症本人大使「希望大使」というものがあって、品川区在住の方がいらっしゃると思います。これももっと地域におろしていただきたいと思って、今、13ブロック、品川区で分かれていますけれども、例えば、その13ブロックにそれぞれ希望大使がいて、すぐ会えるような環境というか、自分の知り合いが希望大使なのだという、それだけで認知症になっても怖くないのではないかと考える希望に正になると思うので、そこら辺もぜひご見解をお聞かせいただければと思います。

あと、高齢者多世代交流のところ、先ほど、つる委員からもeスポーツのお話でわざわざ名前も出していただきましたが、eスポーツ、これは児童センターのほうからゆうゆうプラザに働きかけがあって、今やっていくというような非常に前向きなお話だったと思います。今、ゲームは、高齢者とやれるゲームは結構増えてきて、すごく難しいゲームもあれば、非常に簡単なゲームもたくさんあると思うのです。大手が出している家庭用のゲーム機だけではなくて、そういったようなゲーム機もありますし、あとは今、タブレットとかアプリでやるようなゲームもたくさんあると思うのです。例えば、今、スマホ教室という話もいろいろあったと思いますけれども、その中で地域の子どもたちと遊べるようなゲームを学んで一緒にスマホ教室をやっていくということも1つなのかなと思うので、そちらについてもご

見解をお聞かせください。

○川原高齢者地域支援課長 3点、ご質問をいただきました。

まず1点目は、認知症検診の今後の取組についてでございます。検診を受けた後の方に何らかのメリットを与えてはいかかかというご意見、ありがとうございます。受診率を上げる形で、何らかのアイテムであるとか、GPSのものであるとか、ご紹介ができる形では、実は発送時にも忘れ検診のガイドブックを、内容を今年度充実させていただいて、品川区で行っている様々な認知症予防事業、あと、認知症の共生の事業、認知症の方もご参加いただける事業のものを紹介しておりまして、その中に品川くるみ高齢者見守りアイテムという形で、グッズですとか、GPSの紹介をしているところでございます。こういったものを陽性者の方へどういった形でひもづけが可能かどうかということも、引き続き、医師会の方々のご意見も賜りながら、よりよいガイドブックの作成も図ってまいりたいと思います。

そして2点目が、希望大使のところでございます。今、実は作成している「品川“くるみ”認知症ガイド」という冊子に、本人大使の方のイラストを入れるような形で、今、検討しているところでございます。

そして3点目、スマホ教室のところでは、児童センターとの連携も含めて実施をしてみたいと考えてございます。

○塚本委員長 以上をもちまして、本日よりの審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月6日午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時45分閉会

---

委員長 塚本 よしひろ



